

福井市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、福井市長から令和6年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の通知があったので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年1月21日

福井市監査委員	浅野	信也
福井市監査委員	堀田	憲宏
福井市監査委員	酒井	良樹
福井市監査委員	榎原	光賀

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
71	福井フェニックスまつり開催事業	意見	<p>主体行事ごとの目標設定について 福井市としては事業の成果を確認する指標として、<u>主体行事全体の観客者数を目標設定しているが、主体行事別に指標を設定することが必要</u>と考える。 主体行事別に目標を設定し、それに対する実績を比較して分析することで、全体の目標達成に向けての課題や修正を行うことができ、また、予算決定など事業の実行に際し客観的な根拠に基づいた判断が可能になると考えるためである。</p>	福井フェニックスまつりは、主体行事や協賛行事の主催団体を中心として構成する実行委員会において企画運営されており、その事務局を商工労政課が担っている。まつりを多くの方に楽しんでもらうため、市と主催団体がしっかりと連携する必要があると考える。 より魅力あるまつり開催に向け、主催団体に対し、まつり全体としての課題や目標を明確にした上で、その達成に向けた取り組みを求める。
71	福井フェニックスまつり開催事業	意見	<p>主体行事開催事業補助金の交付について 補助金を支出する主催団体の代表者が代表取締役社長を務める法人へ、音響・照明・電源・配信費用1,606,000円及び司会・運営スタッフ費用209,000円の合計1,815,000円の支払いが行われている事実は、客観的に金額的妥当性のある支払であるか否か疑問視される状況である。 補助金の支出団体と補助金の受領団体との客観的な利害関係を解消することが一番の対策ではあるが、当該解消が難しい場合には、<u>主催団体の代表者が代表を務める法人等への支払いについて、経済性・独立性の観点から、当該支払いが正当なものであるか客観的に疑義が生じない状況であることを福井市としても確認する手続を別途必要とする等、手続上の配慮が必要</u>と考える。</p>	R7より、主催団体の代表者が変更となった。しかし、発注先是依然として主催団体理事が代表を務める法人である。支払金額の妥当性について、主催団体が同法人の影響を受けない独立性の確保が求められる。そのため、主催団体に対し、複数事業者から見積をとるなどし、比較検討することを求める。
72	福井フェニックスまつり開催事業	意見	<p>過去に発生した繰越金の処理について 福井フェニックスまつり実行委員会の会計上発生している繰越金について、過去の発生した経緯が不明ではあるものの、補助金は補助対象事業に要する経費の範囲内で支出されるものであるため、<u>当該繰越金の発生原因の調査の実施及び調査結果を商工振興課及び財政課と共有し、戻し入れを行う又は繰越金として今後の事業に充当する等、適切な処理を行うことが必要</u>と考える。</p>	福井フェニックスまつり実行委員会の会計上発生している繰越金について、発生経緯は不明であるという調査結果を商工労政課及び財政課と共有の上、今後の開催が想定される周年祭開催事業に充当する目的で、基金への算入を検討。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
76	商工総務事務諸経費	意見	<p>市有地の所管部署の検討について</p> <p>高柳3丁目3601番地の市有地の所管部署を検討することが必要と考える。</p> <p>本土地は、過去においては商工振興課の管轄となる産業振興目的の土地であったが、その後、産業用地下水の調査のために利用されていた。現在は、産業用地下水の調査は実施していない状況ではあるが、利用目的が当初とは異なっている状況にある。従って、<u>現状に適合する市有地の管理所属に変更し、福井市として有効活用することができるよう</u>に検討を行う必要と考える。</p>	これまでも区画整理事業完了のタイミングなどに関係部署への所管換えを模索してきた。しかし、面積が僅少（9.91m ² ）なうえ敷地内には電柱が建っていること、本土地と併せて有効活用できるような土地とも隣接していないことから、現状は当該土地の有効活用・管理所属の変更は困難。
76	商工総務事務諸経費	意見	<p>福井港の利用促進に関する施策検討について</p> <p>現状の福井市の事業は、福井県の助成金の一部負担を行っているのみである。今後、関係者による勉強会で検討が進められるとのことであるが、<u>福井市として福井港を重要な物流拠点と位置付けるのであれば、福井市としての主体的な事業を含めて、より積極的な施策を検討する必要がある</u>と考える。</p>	福井県や坂井市などを含めた関係者で、福井港の利用促進について勉強会を実施しており、今後も効果的な施策等を検討していく。
79	商店街活性化支援事業	意見	<p>補助金交付決定事業者が補助金で取得した資産の管理について</p> <p>魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱において、個々の交付決定事業者に、交付決定事業により取得した財産について、当該事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、管理を行うことを求めている一方で、福井市が、交付決定事業により取得した財産の管理を行っていない状況は、事業の有効性を確認するために必要な情報の管理ができていないと考えられる。また、同要綱第14条第2項に定める事案が発生した際、福井市は、その事案に該当するか否かを適切に判断するための情報を持ち合わせていないことになってしまう。</p> <p>福井市は、交付決定事業により取得した財産について、少なくとも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過していない資産を対象として、<u>交付決定事業者に対して、定期的に財産管理台帳の提出及び財産の処分の有無の報告を求める</u>ことやランダムに財産の管理状況を視察するなど福井市として、<u>交付した補助金が適切な期間、事業目的に従って、適正に使用・管理されていることを確認する体制を構築することが必要である</u>と考える。</p>	今後、個別商店街のヒアリングを行う際に、過去に当該補助金で整備されたハード施設について適正な管理が行われているかをチェックしていく。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
79	商店街活性化支援事業	意見	<p>共同施設の移設及び撤去に要する経費について</p> <p>福井市商店街連合会への加盟にかかる会費負担の面から商店街を脱退するケースが相次いでおり、上記のように、商店街数は減少傾向となっている。このような状況においては、今後、商店街を維持することが困難となり、商店街自体の解散も余儀なくされるケースが考えられる。</p> <p>商店街が解散すると、商店街に設置された装飾灯・融雪装置の管理者が不在となり、設置した装置等の維持管理が適切に行われず、放置されたままになることも想定される。そのような中、維持管理責任者があいまいとなり、放置されるリスクを軽減するうえで、長期的な費用対効果も検討のうえ、移設や撤去に要する経費を補助することも検討することが必要と考える。</p>	商店街独自で施設の維持管理が困難になっているという話を踏まえたうえで、他市町の制度も勘案し、補助金等の支援について検討を行う。
80	商店街活性化支援事業	意見	<p>印紙税法にのっとった契約書のやりとりについて</p> <p>補助金交付要綱等に基づき、事業者と契約書を取り交わす場合には、受領した契約書に印紙税法に則った印紙の貼付があるかどうか確認し、必要な印紙が未貼付の場合には、印紙税法に基づく印紙の貼付を事業者に依頼し、適正な契約書の保管に努めることが必要である。</p>	補助金の交付時に契約書への印紙貼付状況を確認し、適正な管理を行うよう指導を行う。
80	商店街活性化支援事業	意見	<p>消費税の取り扱いの補助金交付要綱での明示について</p> <p>商店街装飾灯LED化事業にかかる補助対象経費は、消費税を含む経費である。従って、補助対象者である商店街等が消費税の納税義務者である場合には、消費税の返還が必要であるが、補助要綱では明示されていない。</p> <p>実務上は、納税義務があるかどうか個別に判断し対応していることであったが、商店街装飾灯LED化事業補助金要綱を見直し、消費税の取り扱いを明示し、取り扱いを客観的にも明らかにすることが必要と考える。</p>	既存の商店街のうち、消費税の納税義務の対象となっている商店街数が少ないとから、要綱には明記していなかったが、適正な補助金制度の執行のため、次回の改正時に追記を行う。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
81	商店街活性化支援事業	意見	<p>商店街活性化支援事業チャレンジ事業についての在り方について</p> <p>令和5年度における活用実績が、応募1件、実績1件という結果に表れているように、商店街団体及び地域商業者グループに対して補助を実施するという本事業自体の運用の仕方について見直しの時期にあることが想定される。</p> <p>複数の商店がグループとなった商店街が一体となり地域振興の中心となっていた状況を経て、昨今はインターネット等の情報発信の進化に伴い、それぞれの商店が独自性をもってSNSで情報発信を行い、消費者もまたそのSNSから情報を得て消費行動を行う傾向にある。</p> <p>そのような状況の中で、商店街団体や地域商業者グループを応援するという視点ではなく、それぞれの商店を応援するという視点をもって、<u>各商店の持つアイディアやチャレンジが地域に広がっていく取組を応援する等、より有効かつ効率的な支援となるような事業の在り方を検討することが必要</u>と考える。</p>	商店街単位での新規顧客獲得のための取り組みを実施する際に、複数の業種がまたがって商店街が成り立っていることから、共同での販促活動が成立しづらいという声があったため、商店街全体だけでの活動だけではなく、各個店のアイデアをいかした事業に補助ができるよう要綱の見直しを行う。
85	商店街連合会活性化事業補助	意見	<p>商店街連合会活性化事業について</p> <p>市商連公式HPとインスタグラムでの情報発信については、当初は各商店街1店舗ずつをとり上げることを予定していたが、実際には、各商店街1店舗ずつではなく、商店街から推薦のあった14店舗の発信となり、目標としていた23店舗から大きく未達となった。</p> <p>また、SNSの使い方講座においては、出席者を確認したところ、全4回を通じて出席者はほぼ同じ状況であった。</p> <p>以上の状況を鑑みると、福井市商店街連合会を窓口として本事業を実施することが、<u>有効かつ効率的なのかどうかについて疑問が残る。必要としている各商店に直接福井市が補助を行うなど、事業運営の見直しについて検討することが必要</u>と考える。</p>	商店街連合会活性化事業は令和7年度から廃止した。福井市商店街連合会が令和7年5月の総会をもって解散したことを受け、今後は、市が直接各商店街等に対し、補助金等も含めた情報提供を行うこととしている。各商店への支援は、No.81のとおり。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
89	商店街連合会指導員設置事業	指摘	<p>商店街連合会指導員設置事業に関する補助金の交付について</p> <p>補助金等交付申請書には、令和5年度福井市商店街連合会専門指導員設置事業事業計画書と収支予算書が添付して提出されているが、事業項目のみの記載にとどまり、詳細な事業計画が記載されていない状況であり、福井市補助金等交付規則第4条に定める補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判断をするには不十分であると考える。</p> <p>また、実績報告では、令和5年度福井市商店街連合会専門指導員設置事業実績報告書と収支決算書が添付して提出されているが、これについても、事業項目のみの記載にとどまり、事業項目ごとの具体的な実績内容や、商店街訪問の実績内容がわかる資料は提出されていなかった。さらに、指導員の活動実績となるであろう商店街の課題に対する調査研究の実績が分かれる報告資料等についても、福井市に提出されている資料はないということであった。</p> <p>このように、小規模事業者指導員設置事業補助金交付要綱において規定されている形式的な処理が整備されているだけの状況で、福井市補助金等交付規則第12条に定める、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認める判断ができるとはいえないと考える。さらに、収支決算書に計上されている補助対象経費について、内訳書上の項目について補助金交付要綱と合致していることを福井市側では確認しているのみで、内訳書に記載の金額が実際に項目ごとに支出が行われているか否かの確認もされていない。</p> <p>このような状況について、福井市補助金等交付規則に則った補助金の交付といえるのか疑問を呈せざるを得ない。福井市補助金等交付規則第4条及び第12条に鑑みた時、同じく福井市補助金等交付規則第10条、16条の補助金の返還事由に該当する可能性も否定できないのではないかと考える。<u>福井市商店街連合会は令和6年5月に解散決定され、当事業は令和6年度をもって終了が決定しているとはいうものの、過年度の補助金の申請交付内容に基づき、福井市補助金等交付規則にのっとり、適正な支出であったのかどうか改めて検討することが必要と考える。</u></p>	<p>事業項目ごとの具体的な実績内容や、商店街訪問の実績内容がわかる資料、指導員の活動実績となるであろう商店街の課題に対する調査研究の実績が分かれる報告資料等について、令和5年度については、事業項目ごとの支出や実績を、事務所に訪問調査し確認した。また、補助金の実績報告において、提出資料が不足していたものについては、市商連の専門指導員として、商店街からの相談等の対応、必要な活動の助言を行っていることを再度聞き取りで確認した。</p> <p>令和6年度については、商店街訪問の活動実績、商店街の課題に関する調査研究（指導員による分析）における報告書の提出があり、内容を確認した。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
94	福井商工会議所商工相談事業補助金	意見	<p>補助金交付申請及び実績報告の添付資料について</p> <p>補助金等交付申請書には、事業計画と事業予算書及び令和5年度福井商工会議所商工相談事業予算が添付して提出されているが、これらの提出資料では、商工会議所が事業計画で掲げている事業と、それに対しての福井市からの補助金予算との対応が分からぬ状況である。そのような状況で、福井市補助金等交付規則に定める、交付決定の補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別ができるのか疑義がある。</p> <p>また、実績報告では、事業実績報告書と令和5年度福井商工会議所商工相談事業決算、及び一般会計収支決算書と商工相談所特別会計収支決算書が添付提出されている。これらによつても同様に、商工会議所が事業報告で報告している事業と、各事業に関しての収支状況及び市の補助金決算の対応状況が分からぬ状況である。そのような状況で、福井市補助金等交付規則に定める、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認める判別ができるか否かと考えると、判別できる資料であると考えにくいと考える。</p> <p><u>補助金申請の段階においては、交付決定の補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別が可能な資料、具体的には、事業計画のそれぞれの事業に対応する予算及び市補助金予算の配分状況が分かる資料の添付を求めることが必要と考える。</u></p> <p>また、補助金実績報告の段階においては、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容と条件に適合するかどうか調査できるような資料、具体的には、事業ごとの収支報告や、収支報告の費目ごとの内訳とそれに対する証憑書類の添付など、補助金が有効かつ効率的に使用されていることを判別・確認できる、また、補助金が経済的な観点から適切に使用されていることを判別・確認できるような、補助金交付の目的を達成するために必要な情報を持った資料の添付提出を求めることが必要と考える。</p>	要綱を改正し、補助申請時にそれぞれの事業に対応する予算及び市補助金予算の配分状況が分かる資料を添付させることとした。 また、実績報告時に事業ごとの収支報告や、収支報告の費目ごとの内訳等が分かる資料を添付させることとした。
95	福井商工会議所商工相談事業補助金	意見	<p>事業継続力強化支援計画の進捗状況について</p> <p>事業継続力強化支援計画の進捗状況は、令和4年度北商工会を除き、支援実績数は支援目標数に達していない。また、令和5年度の目標達成率は令和4年度に比べ低下している。</p> <p>令和元年度の小規模事業者支援法の一部改正に伴い、令和2年度からは福井市も事業継続力強化支援計画の共同作成者となっている。そのため、福井市は、事業主体として計画の実行を支援していくことが必要である。<u>商工会議所・商工会とともに目標を達成するための取り組みを共に考え、実行していくことが必要である。</u></p>	定期的に進捗状況を確認し、他市町での前向きな取り組みや計画策定のメリット等の紹介を通じて、支援実績数の増加に協力していく。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
98	福井地区商工会事業補助金	意見	<p>補助金交付申請及び実績報告の添付資料について</p> <p>補助金等交付申請書に添付の事業計画書と収支予算書を確認したところ、福井市補助金が、予算上どのような支出に充てられるのか判別できない状況であった。福井市補助金等交付規則に定める、交付決定の補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別ができるのか疑義がある。</p> <p>また、補助金実績報告書に添付の実績報告書と収支決算書を確認したところ、実績に添付されている収支決算書は各地区商工会全体の数字となっており、補助金対象に絞った内容とはなっていなかった。また、予算と同じく、福井市補助金が、どのような支出に充てられるのか判別できない状況であった。福井市補助金等交付規則に定める、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認める判別ができるか否かと考えると、判別できる資料であると考えにくいと考える。</p> <p><u>補助金申請の段階においては、交付決定の補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別が可能な資料、具体的には、福井市補助金が、収支予算書の【支出の部】のどの支出に充てられているのか分かる資料の添付を求めることが必要と考える。</u></p> <p><u>また、補助金実績報告の段階においては、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容と条件に適合するかどうか調査できるような資料、具体的には、収支予算書の【支出の部】のどの支出に充てられているのか分かる資料や、当該支出に対する証憑書類の添付など、補助金が有効かつ効率的に使用されていることを判別できる、また、補助金が経済的な観点から適切に使用されていることを判別できるような、補助金交付の目的を達成するために必要な情報を備えた資料の添付提出を求めることが必要と考える。</u></p>	<p>要綱を改正し、補助申請時に福井市補助金が、収支予算書の【支出の部】のどの支出に充てられているのか分かる資料を添付させることとした。</p> <p>また、実績報告時に収支予算書の【支出の部】のどの支出に充てられているのか分かる資料を添付させることとした。</p>
99	福井地区商工会事業補助金	意見	<p>事業継続力強化支援計画の進捗状況について</p> <p>事業継続力強化支援計画の進捗状況は、令和4年度北商工会を除き、各商工会とも、支援実績数は支援目標数に達していない。また、令和5年度の実績は、すべての商工会において達成しておらず、全体としても令和4年度に比べ低下している。</p> <p><u>令和元年度の小規模事業者支援法の一部改正に伴い、令和2年度からは福井市も事業継続力強化支援計画の共同作成者となっている。そのため、福井市は、事業主体として計画の実行を支援していくことが必要である。商工会とともに目標を達成するための取り組みと共に考え、実行していくことが必要である。</u></p>	定期的に各商工会の進捗状況を確認し、他市町での前向きな取り組みや計画策定のメリット等の紹介を通じて、支援実績数の増加に協力していく。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
99	福井地区商工会事業補助金	意見	<p>経営発達支援計画の進捗状況の確認・対応について</p> <p>経営発達支援計画にもとづく経営発達支援事業について、その進捗状況の把握と評価が行われているか福井市担当者に確認したところ、各商工会において、進捗状況の把握・評価を行う会議等が行われているかどうか確認しておらず、福井市として、各商工会の経営発達支援事業の進捗状況を把握していないとのことであった。</p> <p>令和元年度の小規模事業者支援法の一部改正に伴い、令和2年度からは福井市も経営発達支援計画の共同作成者となっている。そのため、福井市は、<u>事業主体として計画の実行を支援していくことが必要である。各商工会の進める経営発達支援事業について、進捗状況の把握・評価を行うことができるような体制を構築することが必要である。</u></p>	定期的に各商工会の進捗状況を確認し、計画実行への支援について適切に対応していく。
101	九頭龍鮎の里フェア開催事業補助金	意見	<p>補助対象経費の判別について</p> <p>花火大会に対する警備の費用である委託料は、補助要綱に鑑み、補助事業に要する直接的な経費とはいえない。</p> <p>そのため、<u>補助対象経費の定義を、再度確認するとともに、交付申請の際、予算補助対象経費に含めるべき経費と含めるべきでない経費について、実質的に判別を行うことが必要</u>と考える。</p>	令和7年度からは花火大会警備費用を補助対象外として取り扱っている。
102	九頭龍鮎の里フェア開催事業補助金	意見	<p>福井県「ふくい四季のしあわせ綴り」HP掲載について</p> <p>福井市の産業振興の情報発信の観点から、森田まつりが、地区のまつりという位置づけなのか、<u>地域の特産品に関する情報発信、普及、販路拡大等の地域の産業振興を図る催事</u>という位置づけなのかを検討した上で、<u>福井県「ふくい四季のしあわせ綴り」HPへ掲載依頼</u>をすることについて検討を行うことが必要と考える。</p>	「ふくい四季のしあわせ綴り」が2025年3月24日をもって閉鎖されたため。
103	そばまつりinみやま開催事業補助金	意見	<p>SNSによる周知について</p> <p>現状、そばまつりinみやまは、来場者数の増加による駐車場や道路混雑等の関係から、SNSによる発信までは実施されていない。しかしながら、第32回（令和5年度）及び第33回（令和6年度）そばまつりinみやま予算書によると、広告料の削減により、補助金の削減が進められている。</p> <p>広報費を下げるることは情報発信力の低下につながることが想定されるため、<u>SNSによって周知を図り、発信力の低下を防ぐことも再度検討することが必要ではないか</u>と考える。また、<u>SNSによる周知を通じて、若者世代にも、みやまのそばの魅力を知ってもらう機会拡大につなげていくことも重要ではないか</u>と考える。</p>	令和6年度からSNSでの周知に加え、福井市公式観光サイト「福いろ」に情報を掲載し、若者世代のみならず観光客に対しても情報発信を行っている。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
110	企業立地支援事業	意見	<p>助成金等の判断経緯の明確化及び記録について</p> <p>企業立地関連の助成金は、金額が大きく、また、要件の判定結果により交付額も大きく変わるために、助成の可否や要件の判定等において、一層慎重な判断が求められる。また、指定の効果は長期に亘って継続するため、事業に関する変更申請等の場面で、過去の判断の確認が必要となる状況も生じるものと考える。従って、<u>指定の承認や助成額の決定の際に、現地確認やヒアリングでどのような情報を得たか、どのような検討を行ったか、各要件をどのように判定したかなど、判断の過程、根拠及び理由等を明確にし、記録に残すことが重要である。</u></p> <p>また、福井市の担当者が交代となつても、規程等に基づいた適正な、また、過去の判断と齟齬のない公平な判断が可能となるよう、各要件の判定に関して注意すべき事項や過去の判断事例を、マニュアル等により引き継ぐことも必要と考える。なお、<u>指定・助成を受ける企業に要件として明示すべき事項については、規則等に追加することも必要である。</u></p>	<p>判断過程や、要件判定の資料を支援を決定する決裁に添付するようにして対応する。</p> <p>後任の担当者への引き継ぎについては、注意すべき事項や判断事例を事例集にまとめて引き継ぐことで対応していく。</p> <p>企業に要件として明示すべき事項については、要件や助成対象経費について明示した確認書を用いて対応していく。</p>
111	企業立地支援事業	意見	<p>物流関連産業に対する助成金の要件の確認及び明確化について</p> <p>小売業が設置する物流施設に関して、福井市の取扱い要領によれば、店舗に併設されるものは助成対象外とされている。しかし、助成を受けた建物の一部が、小売業の店舗として使用されている可能性のある案件が検出された。福井市の担当者によれば、現地確認等により助成の要件に該当していることを確認しているとのことであったが、改めて使用状況の実態について確認が必要と考える。</p> <p>なお、一定の要件に該当する卸売業又は小売業の物流施設を助成対象として認める旨は、福井市の取扱い要領で規定されているが、同取扱い要領は一般には公表されていない。そのため、企業が助成金検討の前段階でその取り扱いを把握することは難しく、助成金受給の機会を逸する企業も生じ得ると考える。<u>取扱い要領を公表するとともに、どのような場合が助成対象として認められるかの具体例を分かりやすく示すことが適当である。</u></p>	<p>小売業の店舗として使用されている可能性のある案件として検出された施設については、現地確認を行い、店舗として使用されておらず、助成対象である物流施設であることを確認した。</p> <p>取扱い要領の公表や具体例の例示については、記載する内容が膨大で複雑になり、閲覧者等に混乱を招く可能性があるため、最小限の情報にとどめ、詳細は問い合わせにより対応していく。</p>
112	企業立地支援事業	意見	<p>固定資産使用状況の確認方法について</p> <p>現地確認により固定資産の使用状況等を確認する際には、資産リストと現物を照合し、記録を残すことが適当と考える。また、福井市の担当者側において、全件現物と照合することは現実的ではないため、<u>定期的に企業から固定資産の使用状況の報告を受けることも検討すべき</u>と考える。</p>	<p>事業の継続確認及び固定資産の使用状況の確認については、現地で目視及び聞き取りに加え、助成対象資産のリストを作成し、現物との照合を行うこととした。</p> <p>また、対象資産の数が膨大で照合が困難な場合に対応できるよう、抽出確認などを含めた照合方法を定めたルール等を作成した。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
114	企業立地促進事業	意見	<p>「福井市企業立地戦略」の結果の公表について</p> <p>「福井市企業立地戦略」の実施により、どのような実績があり、市の産業にどのような発展をもたらしたか、少なくとも当初の計画期間が終了したタイミングにおいて、結果を公表することが適当であったと考える。今後、戦略の実施状況や、計画期間終了後に結果・評価等の総括を公表することを検討すべきである。</p> <p>また、現状の戦略は、企業立地の方向性及び取組方針を定めたものであるが、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されていない。戦略の実施状況や結果を客観的に評価するため、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定すべきである。</p> <p>なお、当該戦略の策定及び改定においては、パブリックコメントが実施されていない。福井市にとって重要な戦略であり、その策定及び改定においては、パブリックコメントを実施することが適当と考える。</p>	<p>福井市企業立地戦略は、企業立地に関する方針や方向性を定めたものであり、実施計画ではないため、KPI等の目標値を設定しない。</p> <p>また、パブリックコメントについては、戦略の内容が専門的で市民生活への関連性が薄いため実施しない。</p>
115	企業立地促進事業	意見	<p>企業立地による経済効果の算定及び公表について</p> <p>企業立地は、雇用創出だけでなく、生産額増加、関連産業の活性化、所得の増加、税収の増加など連鎖的、多面的な効果をもたらす。それらの効果を金額により算出、事業費用と比較し、企業立地施策の効果を評価することが適当である。なお、経済効果の算出は、「産業連関表」を活用することが一般的である。</p> <p>また、企業立地の推進は多額の事業費を要するものであり、その実施結果及び効果を分かりやすく市民に知らせることも重要である。</p> <p>さらに、企業立地による経済効果等を、戦略の実施状況や、戦略の総括として公表することも適当と考える。</p>	<p>企業立地による経済効果の算定については、企業の設備投資を起点として、様々なデータの収集や広範囲にわたる算定することや、立地企業から非公開情報等を入手することが必要となるため、実施が困難であるため実施しない。</p>
115	企業立地促進事業	意見	<p>福井県との連携強化について</p> <p>企業誘致を一層促進するためには、福井県や県内他市町との連携及び協働が重要である。物件情報の適時な共有を含め、情報の連携を密に行い、事業での連携をより強化することが必要と考える。</p>	<p>物件情報や企業立地に関する情報については、県と連携している。今後も引き続き連携及び協働していく。</p>
118	拠点工業団地環境整備事業	意見	<p>建設部所管エリアとの環境整備共同実施について</p> <p>現状では、商工労働部所管のエリアと建設部所管のエリアの維持管理をそれぞれ実施しているが、共同で業務委託するなどにより、発注業務の効率化や金額を抑える効果が生じる可能性がある。作業する時期に違いがあることや、経費圧縮効果が限定的とのことで、現状では共同での実施を行っていないことであったが、作業時期を合わせるなど工夫の余地もあると思われるため、再検討することが必要と考える。</p>	<p>建設部と再度協議を行った。</p> <p>商工労働部所管のエリアでの草刈り業務は、比較的小規模で専門性が必要でないため、福井市シルバー人材センターに委託している。建設部所管のエリアは、中央分離帯等の植栽剪定など専門業者が実施している。</p> <p>共同実施等や作業時期を合わせるなどの工夫の余地はなく、経費圧縮の見込みも立たなかったため、従来通りの実施とした。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
124	熱意ある創業支援事業	意見	<p>熱意ある創業支援事業補助金の見直しについて</p> <p>熱意ある創業支援事業補助金は創業を支援するための補助金であり、補助金の有効性の観点からは補助対象者を限定的にすることに意義はもちろんあるものの、令和5年度の実績を考えると、<u>熱意ある創業支援事業補助金交付要綱第5条（補助対象者）</u>に定めている補助対象者の要件を満たす対象者を、極めて限定的にしすぎではないかと考える。</p> <p><u>地域課題の解決等の熱意をもって新たに福井市内において創業しようとするものに対して、その継続的な事業活動を後押しできるような補助制度への検討及び見直しが必要ではないか</u>と考える。</p>	地域課題の解決が見込まれる事業等の操業に対する補助から、若者、学生による創業及び、創業間もないものによる大きな成長が見込める事業に対する補助制度に見直しを行った。
124	熱意ある創業支援事業	意見	<p>創業支援等事業計画の進捗状況について</p> <p>福井市創業支援等事業計画は、令和3年度特定創業支援計画での創業者支援を除き、支援実績数は支援目標数に達していない状況が続いている。令和5年度の創業支援計画の支援目標数に対する達成率は、令和4年度より持ち直しているものの、特定創業支援計画の創業者数をみると、支援目標数に対する達成率は、令和3年度から年々低下している。</p> <p><u>福井市は商工会議所及び各商工会等の創業支援等事業者と共に、目標の達成に向け、制度の周知を行い、事業遂行に伴う課題解決策の実施などを通じて支援対象者及び創業者数の拡大を図れるように引き続き連携を強化していくことが必要</u>と考える。</p>	定期的に商工会議所や各商工会の支援状況を確認し、制度の更なる周知等により目標達成に向けて適切に連携していく。
126	ものづくり産業イノベーション事業	意見	<p>事業の実施方法の見直しについて</p> <p>本事業は、しごと支援課で実施する「福井で働く魅力発信事業」とは趣旨は異なる。しかしながら、若者側のための事業か、受け入れる企業側のための事業かという視点が違つていれども、若者が企業を訪問するという活動形式は同一である。</p> <p>繊維産業を含む様々な企業に、若者が訪問する機会を計画・実施することは、産業に携わる側にとってはモチベーションアップの機会となるとともに、事業の後継につながる機会ともなりうる。</p> <p><u>しごと支援課と連携することで、若者側及び企業側それぞれの趣旨に即して、効率的に事業を運営できる余地もあると考えられるため、本事業の目的を達成するための事業の実施方法について検討していくことが必要</u>と考える。</p>	事業の趣旨、目的、実施方法等について、他所属の事業内容等も含め検討した結果、本事業は令和6年度以降廃止としている。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
128	北陸技術交流テクノフェア開催事業	意見	<p>事業の成果を確認する目標値の見直しと共有について</p> <p>北陸技術交流テクノフェアについては、Web開催が進んでいることにより、福井市が当初設定した目標を大きく上回る実績数となっている。そのため、事業の成果を適切に評価するうえで、現状の運営方法に即した目標来場者数に変更することが必要と考える。</p> <p>また、目標来場者数の見直しを図るとともに、目標来場者数について、技術交流テクノフェア実行委員会や他の関係機関と共有することも必要と考える。目標値が共有化されることで、業種・分野・地域を超えて、産官学で技術交流を促進し、地域経済の活性化を図る北陸技術交流テクノフェアの開催及び支援が、より一体感をもったものとなるのではないかと考える。</p>	令和7年度開催から実地開催のみとなつたため、現状の目標値で問題ないと認識している。 目標値については実行委員会で共有を行う。
131	新事業創出支援事業	意見	<p>新事業創出支援補助金の周知と内容の更新について</p> <p>新たな製品やサービスの開発に関して、研究開発から企画、製造、販路開拓までを対象に一貫した支援を行うことは、新たなチャレンジを後押しするためにとても有用なものであると考える。一方、当補助金の支援状況をみると、令和5年度は目標4件に対して実績2件となっており、連携事業枠にいたっては応募が0件という状態であった。また、令和4年度においては4件の交付予定があったものの、交付前に事業が中止となり支援は実質2件であったことに加え、さらに連携事業枠の1件は事業中止により1年で支援が終了するなど、事業目的に対する成果が十分にあがっているとはいがたい。</p> <p>事業の有効性及び効率性の観点から、①補助金の存在とその内容について、対象となる中小企業者に届くよう周知を図る、②補助金の制度設計として、プレゼン、中間報告などの補助金を受給するための事務手続きの簡素化が図れる余地がないか検討する、③連携事業枠とチャレンジ枠とに区分することの必要性を検討するなどの対策を講じることが必要と考える。</p> <p>また、当事業は、単年度で事業化できるような内容ではないことから、2年目以降のフォローアップの観点を考慮することが必要と考える。さらに、本事業で取得する固定資産については取得後10年を経過する日までの間は除却することができないことを踏まえ、補助事業者に毎期、事業者より固定資産の所有状況、利用状況の報告を求るとともに、福井市担当者によるランダムでの固定資産の確認の実施についても検討することが必要と考える。</p>	<p>①商工労政課HP及びマーリングリストにて事業の周知を行っている。</p> <p>②申請内容が適當かを専門的知見から判断を行うことや補助対象事業の進捗確認、現状の課題共有と改善を支援することは、事業の成果を最大化するために必要なプロセスのため、事務手続きの簡素化は困難であると考える。</p> <p>③各区分の補助対象者要件等の制度を改善することを踏まえつつ、必要性の検討を行っていく。</p> <p>2年目以降については、事業状況報告書にて現状の報告を行ってもらい、必要があれば委員からのフィードバックを行う。 固定資産については、過年度の補助事業者に対し、所有状況及び利用状況を報告してもらう。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
134	ものづくり企業エネルギーコスト対策事業	意見	<p>固定資産の管理について</p> <p>当事業では、新事業・異分野展開を含む生産機能の増強を目的とした生産設備や、高効率照明・高効率空調・冷凍冷蔵設備が補助対象設備となっており、補助実績は上記のようになっている。補助実績のリスト化はされているが、その後の固定資産の管理については、特に行っていないとのことであった。補助対象設備については、ものづくり企業エネルギーコスト対策補助金交付要綱第13条において「取得後10年を経過する日までの間は、除却してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りではない。」と定めている。</p> <p>そのため、福井市として少なくとも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過していない資産を対象として、交付決定事業者に対して、定期的に財産管理台帳の提出及び財産の処分の有無の報告を求めることがランダムに財産の管理状況を視察するなど、福井市として交付した補助金が適切な期間、事業目的に従って、適正に使用・管理されていることを確認する体制を構築することが必要であると考える。</p>	補助事業者に対し、所有状況及び利用状況を報告してもらうこととする。
135	ものづくり企業エネルギーコスト対策事業	意見	<p>補助金交付決定の判断根拠について</p> <p>令和5年度の生産機能増強枠の支援14件について、その補助実績内容について確認したところ、品質担保のための測定器導入の案件が含まれていた。これについて、直接生産を行う設備ではないと判断されたため、補助を行った理由を確認したところ、設備が生産ラインにあるため補助を行ったとの回答であった。</p> <p>申請内容が補助要件に合致するかどうか、補助要綱に従い、福井市がどのように判断を実施したのかについて客観的には疑義があると考える。今後は、補助要綱における補助事業、補助対象経費をより明確化することや、福井市として補助要綱に合致するとどのように判断を実施し、補助決定したのかの根拠も明らかにしておくことが必要と考える。</p>	補助要綱において、補助対象事業及び補助対象経費を明確化する。
137	中小企業団体支援事業	意見	<p>中小企業団体経営強化補助金について</p> <p>福井市は、全ての補助対象団体に対して、当該補助金の周知を行っているにもかかわらず、現状は、上記に記載のとおり特定の団体からの申請に偏った状況となっている。</p> <p>補助対象事業となる、外部講師の人材育成セミナーや各種研修等は、産業に関わる人的価値を向上させる上で大変貴重な機会であり、有用であると考える。しかしながら、申請が特定の産業団体のみとなっている現状は、例えば産業団体の活動状況や方針等によって、個々の中小企業者が当該補助金の効果を享受する機会が、公平となっていないのではないかと考える。</p> <p>補助対象者の要件を、中小企業団体に限定せず、複数の中小企業単位や、個別の中小企業とする等、中小企業者の活性化を図るためのより有効かつ効率的な補助金の設計へ見直すことが必要と考える。</p>	事業内容、補助の現状を踏まえ検討した結果、令和6年度当該補助事業を廃止とした。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
140	事業承継促進事業	意見	<p>事業承継促進事業補助金交付要綱の見直しについて</p> <p>事業承継促進事業の補助対象経費として、工事費、設備費及び備品購入費が含まれている一方で、事業承継促進事業交付要綱の中に、固定資産の処分に関する制限についての条項の記載がない。</p> <p><u>当事業においては、固定資産の取得が想定されている以上、交付要綱に固定資産の処分の制限についても記載をすることが必要と考えられるため、交付要綱の見直しが必要ないかどうか検討することが必要である。</u></p>	令和7年度から、事業承継に発生する株式譲渡契約費用、登記費用等、委託に係る費用を補助する制度に変更した。
145	ふくい企業価値向上推進事業	意見	<p>中小企業価値向上推進補助金の制度見直しについて</p> <p>企業価値向上推進補助金の事業について、令和5年度の応募実績がゼロ件であった理由としては、第1に企業価値向上推進補助金についての補助対象者は、伴走型企業コンサルティングの支援を受けている又は公益財団法人ふくい産業支援センターが行うDX専門家派遣事業によるDX専門家派遣もしくは、伴走型DX推進プロジェクトによる支援が終了しDX推進の計画を作成していることが補助対象要件とされており、対象者について限定的すぎることが考えられる。また、第2に補助対象者の要件を満たしているものの、多額のシステム投資を実施しない中小企業にとっては、あまり利用するメリットがないこと、さらに、金額及び要件などの面から国の設計するIT導入補助金が活用されていることが考えられる。</p> <p>そのため、現状の当補助金は、様々な事業形態の中小企業に対応するような内容となっていない可能性がある。補助対象者の要件及び補助対象経費の範囲を見直す等、事業者にとって、より利用しやすい補助金制度への変更を検討することが必要ではないかと考える。</p>	「シン・ものづくり企業」のためのデジタル変革応援事業、ふくいDX加速化補助金で過年度に支援を受けた事業者を対象に追加した。
148	おいしいふくい推進事業	意見	<p>委託先からの詳細な見積書の微収について</p> <p>委託先からの見積書について、見積の項目ごとに「1式」として金額が記載されている状況で、具体的にどのような作業内容にどれくらいの費用を要するかが判別できず、作業内容ごとの費用が妥当であるかどうかの判断が可能な状況となっていない。</p> <p>上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、<u>委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要</u>と考える。</p>	委託項目や委託金額の妥当性を判断するため、業務内容が明瞭な見積書の提出を事業者に求める。見積書の数量や単位が1式となっている場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼する。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
149	おいしいふくい推進事業	意見	<p>委託業務の目標設定について</p> <p>「福いいネ！アンテナショップ」企画運営業務仕様書には、「2目的」として、「北陸新幹線福井開業に向け、本市をはじめとするふくい嶺北連携中枢都市圏の食品や特産品等のPR販売、魅力の発信を行う期間限定のアンテナショップを首都圏商業施設等に設置し、圏域内産品の認知度向上、観光誘客を図るとともに、新幹線のカウントダウンと連携して情報発信することで機運醸成につなげる。」と記載されており、200日前イベント「えち鉄×福鉄、名物トークバトル」参加者16名（メディア除く）のうち2名、同じく200日前イベント「城いいネトークバトル『福井に乾杯！越前の城・酒・味めぐり』」参加者参加者15名（メディア除く）のうち6名がPR投稿されていない状況は、仕様書に記載されている目的を達成するための必要な業務が実施されていないのではないかと考えられる。</p> <p>具体的な業務の目的を落とし込んだ目標の設定を行い、受託者と委託者双方の意思の明確化と、共有化を図り、委託業務の内容が趣旨に即して客観的に明確になる形で遂行されていることを確認できる体制を構築することが必要と考える。</p>	<p>当該業務については事前に目標の共有を行い、イベント後に投稿していない参加者に対し再度依頼したものの、結果的に参加者全員の投稿に繋がらなかった。</p> <p>今後は、依頼した相手方の動向に依存しない目標を設定する。</p>
153	制度融資預託金	意見	<p>制度融資の対象及び条件等の見直しについて</p> <p>利用が少ない融資制度があるが、福井市として支援すべき分野に必要な資金が届いているか、中小企業の経営状況について確認が必要である。<u>企業の資金繰りの状況、融資のニーズ、他機関による制度融資の状況等を適切に把握し、制度融資の内容、条件を見直す</u>ことが必要である。</p> <p>また、重視する分野を明確にし、それを重点的に支援する融資制度を用意すべきである。福井市では、基幹産業や成長産業を軸とした産業の活性化が重要となっている。それら産業の活性化を促進するような特徴のある、使いやすい制度融資を整備することが考えられる。</p> <p>なお、観光関連産業に特化した制度融資に関して、令和5年度には、市内進出予定の企業も対象にする、設備投資資金に加えて運転資金も対象にする、といった要件の見直しも行ったが、利用は低迷している。北陸新幹線開業に伴い、福井市内の観光関連産業の活性化が重要となっており、それを後押しする制度として十分か、再検討が必要と考える。</p>	<p>これまで年1回で行っていた商工会議所や金融機関との連絡会を複数回開催する。企業の資金繰りの実態や制度融資に対するニーズを把握する機会を増やし、制度設計の参考とする。</p> <p>新幹線開業による観光需要の高まりを踏まえ、観光関連産業への支援強化が急務と認識。現行制度の利用低迷を受け、対象要件や融資条件の再検討を行う。</p>
153	制度融資預託金	意見	<p>福井市からの直接的かつ積極的な広報について</p> <p>企業が制度の情報を確実に得ることができるよう、福井市のホームページなどの受動的な発信や、金融機関等による間接的な発信だけではなく、<u>福井市からの直接的かつ積極的な情報発信を行うべき</u>と考える。年度ごと、少なくとも制度変更や金利改定のタイミングで、福井市の広報誌や、商工振興課のマーリングリスト、ふくいおしごとネットなどを活用し、周知することが考えられる。</p>	<p>制度融資の利用が増えていることから、必要な方に必要な情報は届いていると認識している。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
158	まちづくり会社支援事業	意見	<p>協定に基づく人件費負担の支払いの確認について</p> <p>令和5年6月26日付けで締結したまちづくり福井株式会社運営負担金について、実績報告において運営負担金の内訳書が添付されており、内訳書上の項目について協定に基づく内容であることを確認しているのみで、内訳書に記載の金額が実際に協定内容どおり支払が行われているか否かの確認はされていない。<u>福井市補助金等交付規則12条に鑑み、実際に協定内容に沿った支払が行われていることを確認することが必要である。</u></p>	今後、協定内容に沿った適切な支払が行われているか、ヒアリング等を含めチェックしていく。
158	まちづくり会社支援事業	意見	<p>まちづくり福井株式会社の事業ごとの収支報告について</p> <p>福井市では、複数の事業において、まちづくり福井株式会社（以下、本意見の記載において「同社」という。）に対して、業務委託や補助金を交付し、まちづくり関連の事業が行われている。一方で、福井市は、同社に対して運営負担金を拠出し、その運営を資金面で支えている状況である。</p> <p><u>同社が、どのように業務を行っているのかを、各事業の業務委託もしくは補助金の申請及び業務報告にて確認するとともに、同社の全社的な観点からの事業別収支報告の提出を求める内容を確認し、委託事業及び補助事業が効果的かつ効率的、経済的に行われているか検討をすることが必要と考える。</u></p>	まちづくり福井株式会社への委託事業及び補助事業について、引き続き内容の確認を行うとともに、取締役会等での報告事項等も併せて注視していく。
159	まちづくり会社支援事業	意見	<p>旧響のホールに係る固定資産税の負担について</p> <p>再開発事業完了後は、まちづくり福井株式会社は、所有床として収益事業実施が可能となること、福井市としての公益的な性質はなくなっていることから、まちづくり福井株式会社と福井市の関係性を踏まえ、今後の固定資産税の負担について早急に検討を行い、福井市の負担が軽減されるように努めることが必要と考える。</p>	令和7年度から、再開発事業が完了し所有床での収益事業が可能となったため、固定資産税負担は行っていない。
159	まちづくり会社支援事業	意見	<p>まちづくり福井株式会社への負担金の見直しについて</p> <p>これまで福井市が筆頭株主であったこと、まちづくり福井株式会社（以下、本意見の記載において「同社」という。）の運営内容が公共的な性格が強かった状況であったことから、福井市として同社に対して例年負担金の支払を行ってきた。</p> <p>令和5年2月より増資に伴い福井商工会議所が筆頭株主となったことに加え、当該増資により賃貸ビジネスなど安定した収入の確保のための収益事業の実施を展開していくなかで、同社の位置づけは大きく変化する結果となっている。</p> <p><u>そのため、福井市として、同社の位置づけをどう考えるのか、そして、当該位置づけに基づいて負担金をどうするのかについて早急に検討していくことが必要と考える。</u></p>	収益事業の実施を展開していく中で、今後のまちづくり福井株式会社への本市の財政支援を検討していく。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
162	アクティビースペース管理事業	意見	<p>事業内容の見直しと事業の成果を確認する指標及び目標値の見直しについて</p> <p>アクティビースペースの利用は令和3年度が21件であったのに対し、令和4年度は7件、令和5年度においては4件にとどまっている。今後の利用見込みを確認したところ、隣接地へのマンション建築、南通り地区再開発事業の開始により、今後も利用者が増加することは考えにくいという回答であった。</p> <p><u>まちなかのスペースであるガレリアポケットを良好な状態に維持管理するとともに、当事業の目的及び必要性に関して、その解決の手段となりうる事業内容について、見直すことが必要と考える。</u>ガレリアポケットをどのように利用していくことが福井市の目指すものと合致するのかを考え、事業の成果を確認する指標及び目標値を設定し直す必要があると考える。</p>	ガレリアポケットの良好な維持管理を継続するとともに、当事業の目的および必要性を改めて整理し、指標及び目標値を含め現状に即した内容へと再設定する。
164	民間によるまちなか活性化活動支援事業	意見	<p>まちなか活性化交流イベント事業補助金の周知について</p> <p>まちなか活性化交流イベント事業補助金交付要綱第4条（補助対象者）として、「補助金の交付の対象となるものは、個人又は市民グループ等」となっており、補助対象者の居住地については、特段の定めはなく、福井市以外の在住者でも補助の対象となりうる。</p> <p>同要綱における「中心市街地」は、福井市を中心市街地であるとともに、福井県の中心市街地でもある。まちなか活性化交流イベント事業補助金について、<u>福井市内外へ広く周知を図り、福井市のみならず、近隣の市町であるふくい連携中枢都市圏への広がり、さらには、県を超えての広がりと、中心市街地の活性化が進むように広報等をより積極的に行うことが必要と考える。</u></p>	商工労政課のインスタグラムやホームページなど紙以外の媒体でも広報を行った。
165	民間によるまちなか活性化活動支援事業	意見	<p>まちなか活性化交流イベント事業補助金の見直しについて</p> <p>上記「(1) まちなか活性化交流イベント事業補助金の周知について」に記載しているとおり、本事業の利用実績が伸び悩んでいることの1つとして、まちなか活性化交流イベント事業補助金交付要綱第5条（補助対象事業）に定められている補助対象事業の活動内容が限定されすぎていることが一つの要因として考えられる。</p> <p>また、同要綱第6条第2項において「補助事業の実施に伴う入場料、参加料、売上、協賛金等の収入がある場合は、補助対象経費からその他の収入を差し引いた額を補助対象経費とする。」と記載してあるものの、第5条では、「活動のすべてが入場料を徴収する等有料で行うもの」は対象外となっているように、事業を実施しようとする者にとって、補助対象なのかどうか判別がしにくい状況も理由として考えられる。</p> <p><u>意欲ある民間主体のチャレンジへの後押しとなり、まちなかに継続的な賑わいが生まれるように、より使い勝手がよく、支援の幅が広がるような補助制度へ見直しの検討が必要ではないかと考える。</u></p>	意欲ある民間主体のチャレンジへの後押しとなり、まちなかに継続的な賑わいが生まれるように、要綱を改める予定である。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
168	リノベーションまちづくり推進事業	意見	<p>リノベーションまちづくり推進事業の有効性について</p> <p>令和4年度で実践型リノベーションまちづくり講座の計画期間5年が経過し、令和5年度は、新規プレイヤーの掘り起こし、裾野の拡大を目的に、実践型から入門編へとシフトしたということであるが、上記の福井市中心市街地の業態別店舗数の推移をみると、令和2年2月以降、令和3年2月時点を除いて、路面店舗数は減少し続けており、空き店舗数は令和3年8月に一時大きく減少したが、ほぼ一定数を維持している。</p> <p>令和4年度まで5年間かけて行ってきた実践型リノベーションまちづくり講座の事業により空き店舗の減少が抑えられていると考えることもできるが、店舗数の減少からすると、本事業の目的が想定していた成果・効果を十分にあげることができていたのか疑問が残る。</p> <p><u>福井市中心市街地は再開発の途中ではあるが、これ以上の店舗数の減少に歯止めをかけることができるよう、本事業の見直し及び有効性ある事業の推進が必要と考える。</u></p>	<p>本事業は、リノベーションまちづくりを検討しているプレイヤーの育成のための事業であり、これまでの活動を通してプレイヤーへのノウハウの波及に努めてきたが、今後は、県都まちなか再生ファンドが創設されたことに伴い、新規プレイヤーの掘り起こしやセミナー実施は他所属の事業（ふくまち大学）の一部として実施することとし、令和6年度から当該事業は廃止とした。</p>
171	冬のまちなか賑わい創出事業	意見	<p>冬のまちなか賑わい創出事業委託業務の見積について</p> <p>仕様書に記載の業務内容に対する作業及び費用の具体的な内容が、見積内訳において確認できない状況である。</p> <p>上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、<u>委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要</u>と考える。</p>	<p>委託項目や委託金額の妥当性を判断するため、業務内容が明瞭な見積書の提出を事業者に求める。見積書の数量や単位が1式となっている場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼する。</p>
172	冬のまちなか賑わい創出事業	意見	<p>冬のまちなか賑わい創出事業委託業務の業務報告書について</p> <p>受託者による業務報告書の記載誤りがある状況で、委託料の支出が行われている。報告書に実施していない事項が記載されており、その資料の添付もなされていないにもかかわらず、チェックが行われていない状況である。本来、実施結果報告書に実施内容の記載誤りがあった場合は、委託料の支出は行われるべきではなく、実施結果報告書に実施内容について正しい記載がなされ、業務が適正に行われたことを確認して初めて支出がなされるべきである。</p> <p>今後、<u>業務報告書等委託費の支出に伴い提出を求める書類については、仕様書に基づいた内容となっているかどうか、確認のうえ、支出命令等を実施することが必要</u>である。</p>	<p>業務報告書等委託費の支出に伴い提出を求める書類について、仕様書に基づいた内容となっているかしっかりと確認したうえで、支出命令等を実施する。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
174	まちなかイベント プラットフォーム 構築事業	意見	<p>継続した業務委託先の選定について</p> <p>まちなかイベントプラットフォーム構築事業の令和5年度の業務委託に関する随意契約理由書に、「良好に業務が遂行されている場合、最長で3年間令和7年3月31日までは継続した業務委託を想定している。」と定めているためと記載がされていた。</p> <p>しかしながら、令和6年7月には業務整理のため解散準備中の状況であり、令和6年度における事業の運営に客観的には疑義が生じる状況となっている。<u>当初のプロポーザルで3年間継続した業務委託を定めていたとしても、新年度において、継続して業務委託を行う際には、委託先が業務実施上、安全かつ継続的に事業遂行が可能な状況か検討する等、慎重な手続が必要と考える。</u></p>	<p>継続して業務委託をする場合においても、新年度になった際に、ヒアリング等を通して委託先が業務実施上、安全かつ継続的に事業遂行が可能な状況かを検討したうえで契約することとする。</p> <p>ただし、本事業は令和7年度より廃止となった。</p>
176	まちなかイベント プラットフォーム 構築事業	意見	<p>業務委託に際する見積について</p> <p>仕様書に記載の業務内容に対する作業及び費用の具体的な内容が、見積内訳において確認できない状況である。</p> <p>上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。</p>	<p>委託項目や委託金額の妥当性を判断するため、業務内容が明瞭な見積書の提出を事業者に求める。見積書の数量や単位が1式となっている場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼する。</p> <p>ただし、本事業は令和7年度より廃止となった。</p>
178	ONE PARK FESTIVAL 支援事業	意見	<p>ONE PARK FESTIVALの継続的開催について</p> <p>都市型野外音楽フェスONE PARK FESTIVALについて、福井市としては、市のまちなかの核となるイベントに育っていく必要があると認識し、開催を支援しており、令和5年度以降も引き続き支援を行っていく方針とのことである。</p> <p>上記のように、令和5年度においては、GCFの大口の寄附がなくなり、資金面での課題もある中、福井市のイベントとしての公共性を維持した都市型野外音楽フェスの継続的開催を実現していくために、福井市としてONE PARK FESTIVALの位置づけを再確認するとともに、有効性・効率性・経済性の観点から最適となるような事業の実施を目指し、主催者であるONE PARK FESTIVAL実行委員会との関係性を構築し、福井市としてどのような支援体制を築いていくか引き続き検討していくことが必要と考える。</p> <p>また、GCF寄付における返礼品の状況は、上記に記載のとおり、ONE PARK FESTIVALのチケット・グッズ、福井市の銘品が準備されているものの、福井市の特産品についての受け取りは極めて少なかった。</p> <p><u>返礼品の魅力を向上させることは、寄付者を拡大するために有用と考えられるため、可能であれば、寄付者からのアンケート結果等により魅力ある返礼品となるよう内容を見直すことも必要と考える。</u></p>	<p>ONE PARK FESTIVALは民間で構成された実行委員会が主催しているイベントであり、継続的な開催についての判断は実行委員会に委ねられるものである。一方で、本市としても実行委員会との関係構築は重要なものと考えられるため、令和7年度において、福井市版20%ルールを活用し、府内若手職員有志でワーキンググループを結成し、府舎の利活用方法をテーマに実行委員会と協議を行い関係構築に努めた。</p> <p>また、GCFの返礼品については、寄附に至るページ閲覧者の多くがフェスへの参加を希望している方であることから返礼品はフェスに関するものとし、会場内において、本市の観光地やお土産品のPRを行うこととした。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
181	中心市街地賑わい創出支援事業	意見	<p>事業実施の形態の見直しについて</p> <p>駅前大型イベント事業及び商店街ツアー事業いずれも、（一社）福井県まちづくりセンターに委託して事業が実施されている。まちづくり福井株式会社からは、契約相手の選定理由書が提出されており、当該理由書には、以下のとおり記載されている。なお、※は監査人が追記したものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>一般社団法人EKIMAE MALL(※)を下記の理由により選定した。</p> <p>まちいろストリート業務の実施については、地元商店街との連携を求めているが、上記団体は、普段の活動において各関係団体と密に連携を取っており、また、該当エリアを熟知している唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から契約相手として適当であると判断した。</p> </div> <p>※(一社)EKIMAE MALLの業務は（一社）福井県まちづくりセンターに統合されている。この選定理由書は、統合前に作成されたものである。</p> <p>まちづくり福井株式会社から（一社）福井県まちづくりセンターへ全て再委託することは補助金の性質上問題ないにしても、まちづくり福井株式会社に補助金を支出する意義が見当たらない。また、まちづくり福井株式会社を通すことにより、福井県まちづくりセンターにおいて、本補助金がどのような支出に充当されたのかどうかについて、福井市側では確認することができず、本補助金が、本事業の実施のために経済的かつ効率的に使用されているのか評価することができない状況であり、補助金の支出の適正性を評価する観点からは望ましい状態とは言えないと考える。</p> <p>そのため、<u>中心市街地賑わい創出支援事業補助要綱第3条を見直し、直接、（一社）福井県まちづくりセンターに補助を実施するなど、補助事業の実施形態を見直すなどの対応が必要</u>と考える。</p>	例年、まちづくり福井株式会社から（一社）福井県まちづくりセンターへ再委託となっていて、事業内容が硬直化していることから、市としての事業の方向性や効果を打ち出す必要があり、新たな視点やアイデアを取り入れるため、令和7年度から補助事業から委託事業に変更した。

令和6年度 包括外部監査結果に係る措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課・企業立地推進課（旧：商工振興課・企業立地推進室）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
184	まちなか賑わい波及事業	意見	<p>ファッショ・美容系を核としたまちなか集客事業の目標値の設定と共有について ファッショ・美容系を核としたまちなか集客事業の目的は、仕様書に記載のとおり、まちなか全体に活気を波及させる取り組みを行い、その活気を継続していくような環境を構築していくことであるが、実施報告書には、実施した内容の記載はあるものの、福井駅周辺参加店舗アンケートを除き集客数の記載はなかった。現状の実績報告の内容で、当業務の目的とした成果をあげているか否かについて、福井市として判断することができないのではないかと考える。</p> <p><u>委託業務が、目的とした成果をあげたか否かを確認するために、業務の目標とする具体的な指標及びその具体的目標値を設定することが必要ではないかと考える。また、その具体的な指標とその目標値について委託先と共有し結果を共有することが、事業の目的を達成するために必要と考える。</u></p> <p><u>本事業は単年度の事業であることから、継続的な実施事業ではないが、今後単年度事業において委託を実施する際には、上記の観点に注意して、仕様書を含め、事業設計を行うことが必要と考える。</u></p>	単年度事業であっても、業務の目標とする具体的な指標及びその具体的目標値を設定し、効果測定を行っていくとともに、目標内容を事業者と共有できるように事業設計を行う。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
188	地区観光協会等助成事業	意見	<p>確認時の資料作成と保管について</p> <p>福井市では、福井市観光協会への補助金額が適切であるかどうか原資証憑と帳簿金額を突合し、金額を積算していくことで確認を実施している。このように詳細な確認作業を実施している反面、集計表のような資料を作成・保管していないため、担当者が実施した確認作業を事後的にレビューすることが困難な状況にある。</p> <p>補助金の集計表を作成し、全体の金額を一元的に把握できるようにすることで、外部への説明が容易になる。福井市観光協会に対しては、多額の補助金を支出しており、その補助金が適切に使用されたかどうかは重要なポイントとなる。担当者以外にも、<u>容易に確認・理解できる</u>ような資料を作成・保管しておくことが必要と考える。</p>	補助対象事業に係る支払い状況確認に合わせ、支出項目に分けた集計表を作成（入力）した。
190	観光担い手育成事業	意見	<p>福井を訪れた人の意見を収集するプラットフォームについて</p> <p>福井を訪れた人の意見を収集するプラットフォームの設計が、心温まる体験の募集を基礎としているため苦情や提言が投稿されにくく、好意的な意見が集まりやすい構造になっている可能性がある。実際に好意的な意見が多いという面もあると思うが、プラットフォームの特性により、その割合が過大評価されているのではないだろうか。</p> <p>例えば、過去3年間については、目標値に対する実績値が常に1%程度上回っていることから、好意的な意見に満ちた母集団の中からサンプリングされているのではないかとの懸念が生じる。「観光おもてなし体験だより」や「福いろ」は、観光客のポジティブな体験を共有する上で非常に有効なツールであるが、より客観的な評価を行うためには、多様な意見収集方法を導入し、データの偏りを解消することが必要である。具体的には、多様な意見が集まりやすいように「福いろ」に、苦情や提言専用の投稿フォームを設置する等が考えられる。いろいろな意見収集方法を導入することで、より正確な現状把握が可能となり、より効果的な施策を実施できるのではないだろうか。</p>	現在のプラットフォームは、心温まる体験の共有を主の目的としているため、現時点での変更は慎重に検討する。既存の仕組みの中で、多様な意見も適切に把握できるよう、意見収集方法の工夫やデータの偏り分析を強化していく。
191	観光担い手育成事業	意見	<p>オンラインおもてなし講習会の目標値設定について</p> <p>オンラインおもてなし講習会は、ふくい嶺北連携中枢都市圏域におけるおもてなし意識の向上を目的として実施されている。1回10分程度の短時間講義を複数回にわたって配信することで、忙しい受講者でも継続して学習できるように、また、対象者についても観光従事者だけでなく、市民や行政職員など、幅広い層を対象として、地域全体のおもてなし意識を向上させることができるように設計されている。</p> <p>このように気軽に効果的におもてなしを学べるように計画されたオンライン講習会であるが、その事業効果の把握に際して、視聴申込件数が把握されているのみであり、視聴回数や視聴完了率などの具体的な目標設定がされていない。そのため、オンライン講習会を実施した効果を定量的に評価することが困難である。今後、事業を実施する際には、<u>その効果を測定するため、定量的な数値目標を設定することが必要</u>である。</p>	今後は、現在の視聴申込件数に加え、視聴後のアンケート等を通じて、視聴回数や視聴完了率などを把握し、効果の測定に努めていく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
192	観光担い手育成事業	意見	<p>若者ボランティアの参加推進について</p> <p>福井市の観光推進にとって、ボランティア団体の活動はなくてはならないものである。しかしながら、上記のようにボランティア団体の年齢構成は大きく偏っており、30代以下が存在していないのに対して、60代以上が全体の87.5%を占めている。また、40～50代の中堅世代のボランティア数も少ない。特に70代以上の世代が58.9%と半数近くを占めていることから、この世代がボランティア活動を引退した場合に、十分なボランティア人数の確保が難しく、ボランティア活動の質が低下することが想定される。また、観光客とガイドの世代間ギャップにより、観光客のニーズを満たせない可能性もある。</p> <p>福井市のおもてなし活動を持続可能なものとするためには、若年層の参加を促進し、世代間の連携を強化することが不可欠である。福井市としては、<u>若者ボランティアの募集を大々的にアピールし、興味のある人材を取り込んでいけるよう積極的に関与していくことが必要</u>と考える。</p>	年齢層に限らず、広く広報を行うことで持続可能な取り組みとしていく。
196	観光誘客事業	意見	<p>観光誘客事業の小事業の整理について</p> <p>北陸新幹線福井開業、北陸DC、大阪・関西万博、中部縦貫自動車道県内全線開通という観光誘客の好機を捉えるために、観光誘客に関連する様々な事業を、観光誘客事業という1つの中事業の中で実施している。事業の特性上、同じ事業を継続的に実施するわけではないことから、大きな事業の括りで予算を確保してきたなど、理由はいろいろあると思われる。しかし、多様に細分化された事業を、1つの事業の中で実施しているため、全体像が見えにくくなってしまっている。このような状況では、仮に、各事業間で似通った内容の事業が存在しており、統合して実施した方が効率的・効果的な事業が存在していたとしても、発見することが困難である。また、様々な取組を実施して観光客を福井に呼びたい！という意気込みは伝わってくるが、観光誘客事業全体として見たときには、多種多様な小事業を盛り込んだことでアピールポイントがぼやけてしまっている印象を受け、さらに、小事業ごとの取り組みが、有機的に結びついて相乗効果を生み出せるように計画されているかという点でも疑問が残る。</p> <p>今後は、<u>小事業を目的や目標値等で整理したりカテゴライズしたりすることで、観光客により強い印象を残すような施策を効果的かつ効率的に実施していくことが必要</u>と考える。福井市をどのように売り込んでいくか俯瞰的な視点でブランディングしていくことが、福井の認知度と魅力を高めることに繋がっていくと考える。</p>	インバウンド誘客事業や観光案内所運営事業を新たな中事業に分類した。今後も、新年度予算の検討や、新たな観光振興計画の策定作業と並行して、事業のカテゴライズについて検討していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
197	観光誘客事業	意見	<p>テレビ番組誘致の方向性について</p> <p>当事業では、首都圏の潜在観光客にPRするため、テレビ番組を誘致している。しかし、テレビ番組の誘致の際に、放送テーマについての指示はあるが、その他については、大枠での指示しかないため、結果として、PR対象が不明確になってしまっている。より詳細なターゲット層を特定し、放送テーマに沿って、より具体的な番組内容を提案すべきであった。また、テレビは、多くの視聴者にアピールできるツールであるが、近年は若者を中心にテレビ離れが生じている。</p> <p>これらの結果、戦略的な計画がないテレビ番組誘致は、費用対効果が薄いPR方法となってしまっている可能性がある。<u>費用対効果を十分に検討して、それでもテレビというツールも活用するのであれば、その内容と結果にもこだわってテレビ番組の制作に関与していくことが必要</u>と考える。</p>	<p>テレビ離れは事実であるが、テレビに取り上げられることの反響はまだ大きなものがある。近年のテレビ離れの傾向を注視しながら、より効果的に首都圏の潜在観光客にアプローチするために、PRする媒体も含めて検討を行う。</p>
198	観光誘客事業	意見	<p>東口観光案内所準備事業の適切な目標値設定について</p> <p>令和6年3月に北陸新幹線福井開業という一大イベントがあったにも関わらず、観光案内所の案内人員数について、目標値に比べて実績値が思ったより伸びていない。令和6年の1ヶ月平均で比較した場合、実績値4,782人は目標値6,166人を約22%下回っている。そのため、目標値の見積もりが妥当ではなかったのではないかという点が懸念される。</p> <p>今後、令和6年度から令和9年度にかけて、目標値となる観光案内人員数は増加すると見込んでいるが、今後観光客を増加させ、東口観光案内所の機能を余すところなく活用していくためには、有効な観光施策を切れ目なく継続していくことが必要不可欠になってくる。それでも目標値が実績値と乖離してくるようであれば、<u>目標値を再設定し、事業の効果を適切に測れるよう調整することも検討することが必要</u>である。</p>	<p>令和6年度の実績値99,765人であり、目標値の148,000人に対して67.4%に留まった。</p> <p>次年度以降の目標値については、今年度実施する観光振興計画の策定において、実数をふまえて目標値の再設定を検討する。</p> <p>なお、デジタル技術の発展等により、旅ナカ情報をインターネットで収集する観光客が増えていることから、近年は、観光案内所の利用者数について、その数字を増やすこと自体が目的ではなく、観光客の増減を捉えるための参考値ととらえはじめているが、今後も観光誘客への施策に取り組み、目標値に近づくよう努める。</p>
198	観光誘客事業	意見	<p>再委託に関する承認申請の適切な運用について</p> <p>福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護などを目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を規定している。東口観光案内所の運営業務委託契約書及び仕様書にも再委託の制限条項が記載されているものの、上記株式会社法美社や個人事業者に対する再委託業務について、福井市への承認申請が実施されていなかった。<u>再委託の制限の目的や、事後検証の実施のためにも、再委託を行う際には、契約書に記載されている承認申請の適切な運用が必要</u>である。また、福井市としては、<u>委託業務の中に再委託されている業務が生じていないか、生じているならば適切に承認申請されているものであるかをモニタリングしていくことも必要</u>である。</p>	<p>全ての委託業務について、仕様書等において再委託条件を明記する。また、業務の実施に当たっては、再委託業務の有無や、その承認について適切な処理がなされているか、適宜確認を行っていく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
199	観光誘客事業	意見	<p>プロポーザルの際の情報周知について</p> <p>物産展の委託業者の選出においてプロポーザル方式を採用しているものの、応募者が1社であったため、プロポーザルの目的が満たせていない。この点を福井市に確認したところ、高知という場所が遠かったこと及び委託業者への周知が十分でなかったことが、応募者が少なかった理由として考えられるとの回答を得た。</p> <p>数社を競争させ、客観的な評価を行うことで、福井市は、より費用対効果の高い事業が実施できる。そのため、<u>事前に委託業者に対して十分に情報を周知した上でプロポーザルを実施するべき</u>であったと考える。</p>	市ホームページに加え、観光公式サイトへの公募情報の掲載や、公募期間を長く設定するなど、プロポーザル情報が参加を希望する事業者の目に止まりやすい状況の創出に努めていく。
199	観光誘客事業	意見	<p>市内外外国人宿泊者数の適切な把握について</p> <p>インバウンド推進事業においては、福井市への外国人観光客誘致を目的とした様々な取り組みを実施している。事業成果を測る指標として「市内外外国人宿泊者数」を設定しているが、現状、この数値の正確な把握ができていない状況にある。</p> <p>目標値を適切に設定し、事業の成果を正確に評価するためには、信頼性の高い集計システムを構築することが不可欠である。事業者の負担増を懸念するのであれば、後の「3-5. 観光動態調査事業」においても言及しているように、観光DXを推進することが有効ではないかと考えられる。</p> <p><u>効率的に観光動態データを収集する方法について検討し、正確なデータを収集できるような体制を早期に整えることが必要</u>と考える。</p>	令和7年度、福井県や都市政策部で導入を予定している動態データ分析システムを活用し、観光動態データの収集、分析に努めていく。なお、インバウンド誘客に資する事業の成果指標としては現在、観光庁「宿泊旅行統計調査」に基づき「福井県外国人延べ宿泊者数」を使用しており、推移・進捗を把握することができている。
200	観光誘客事業	意見	<p>フランス・パリにおける観光情報発信事業の有効性検討について</p> <p>パリの中心地という恵まれたエリアでのPRは、確かに一定のインパクトが期待できるが、ターゲットが非常にピンポイントであるため、福井の魅力が広く伝わるか、実際の誘客に繋がっているかという点では、疑問が残るところである。<u>PR活動によって達成したい具体的な目標を明確にし、事業の効果を測定していくことが必要</u>と考える。また、委託料については、委託店との協議の上で決定されていることであるが、<u>費用対効果</u>という観点から、その金額が妥当かどうかを慎重に検討することも必要である。</p>	今後同様の事業を実施する際は、効果測定としてパンフレットの配布数等を検討する。 また、金額については為替の影響等を鑑み、慎重に検討を行う。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
202	教育旅行・学生合宿支援事業	意見	<p>教育旅行促進補助制度の有効性について</p> <p>教育旅行促進補助制度の令和5年度の実績は0件であった。ここで、平成30年度から令和5年度の実績値推移は報告書202頁の表のとおりである。</p> <p>令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響があるため、利用実績が目標値を下回っている。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ始めたため、実績値が目標値を上回っている。そこで、令和5年度には観光客の増加を期待して目標値を増加させたが、実績は0件に終わっている。</p> <p>令和5年度の補助件数が落ち込んでいる点について、担当者にヒアリングしたところ、制度の周知不足に加え、次の点を確認した。福井市は他の教育旅行補助金との一部併用を認めているが、他団体では認めていない事例が多い。福井市でも補助金利用に関する相談を受けているものの、他団体の助成制度の方がコストパフォーマンスの面で優れていると判断し、そちらを優先的に利用する事例が複数確認されている(例えば、金沢市では、補助額2,000円/人である)。すなわち、福井市の教育旅行補助金は、他団体の補助制度がより魅力的な条件を提示しているケースがあり、利用者の選択肢から外れてしまっている可能性がある。</p> <p>福井市の教育旅行補助金は、福井市への教育旅行を促進する上で重要な役割を担っているが、他団体の補助制度との競争に勝ち抜くためには、プラスアルファが必要であると感じる。今後、<u>補助件数の動向を確認しつつ、よりよい制度になるように検討を重ね、補助額が見劣りしないように見直しを図るとともに制度の周知を図り、より多くの利用者に効果的に福井市の補助金を利用してもらうように努めていくことが必要である。</u></p>	他の中核市等の制度を参考に助成内容を検討する。また県とも連携して、国内だけでなく国外に対しても周知に努めていく。
204	教育旅行・学生合宿支援事業	意見	<p>公開情報のアップデートについて</p> <p>ホームページにて公開されている情報が、令和元年9月現在のものであり、現在の情報と乖離している可能性がある。監査人が「地域交流活動リスト」の内容を確認したところ、すでに閉館している伊自良の里資料館がリスト中に含まれていたり、施設利用金額が実際の金額と若干異なっていたりするなど一部乖離が見られた。</p> <p><u>利用者に誤った意思決定をさせないために、利用可能である施設やサービス・金額については、現状に合った正しい情報を公開することが必要である。</u>定期的に、リストの内容が正しいか見直しを実施していくべきである。</p>	地域交流活動リストは削除した。今後はリストに代わり市内の観光施設等へのリンクを設置する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
206	観光動態調査事業	意見	<p>動態データを活用した観光DXの推進について</p> <p>効果的な観光施策を実現していくためには、客観的な情報をスピーディーに施策に反映させていくことが必要不可欠である。現状、福井市では、主要観光地等へ文書にて入込数を照会することで観光データを収集している。しかしながら、ほぼ手作業での集計は、膨大な時間と手間がかかるうえに収集できるデータにも限りがある。また、どうしても正確性に欠けるため、そのデータを基にして立案した観光施策が、世の中のニーズを的確にとらえているかという点には疑義が残る。すなわち、費用対効果が低く、得られる情報に見合うだけの効果が得にくい。</p> <p>その点、観光動態データは携帯端末の在圏情報を基にしているため、人件費がかからず支出額を削減できる（福井市が予算要求時に想定していた歳出削減効果額は5年間で13,330千円）うえ、収集できるデータの種類も豊富で詳細な分析が可能になる。また、自動で集計されるため、人為的なミスも生じにくく高精度なデータが得られる。</p> <p>北陸新幹線の開業や中部縦貫自動車道県内全線開業など、福井市はこれまで以上に注目を集めており、観光振興の大きな転換期を迎えている。この好機を最大限に活かすためには、より戦略的で効果的な観光施策の展開が求められており、観光動態データは、福井市の観光振興において、不可欠なツールとなり得る。導入に伴う初期費用はかかるものの、将来的な支出の費用対効果を考えると、十分に回収できる投資であると考えられる。<u>予算の都合もあるものの、歳出削減効果が上回るのであれば、導入を再度検討することも必要と考える。そして、導入後は、観光動態データを最大限に活用することで、福井市がより魅力的な観光都市へと発展していくことを期待したい。</u></p>	今年度、福井県や都市政策部で導入を予定している動態データ分析システムを活用し、観光動態データの収集、分析に努めていく。
208	一乗谷ブランドイメージ向上事業	意見	<p>細かな見積内訳書の徴求について</p> <p>SNS映えスポット創出事業における一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会に対する委託料は総額3,500千円（税込）であり、その委託料の基礎となる見積書を確認したところ、例えば「提灯材料費 1式 620,000円」や「施工・撤去費 1式 800,000円」、「管理費 1式 200,000円」と金額が多額である、若しくは内容が不明瞭な項目があるにも関わらず、その詳細な内訳は添付されていなかった。</p> <p>また、一乗谷朝倉氏遺跡内周遊事業における一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会に対する委託料は総額2,000千円（税込）であり、その委託料の基礎となる見積書を確認したところ、「企画費、地図製作費、宝箱制作費など 1式 1,350,000円」の項目につき、詳細な内訳は添付されていなかった。</p> <p>上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、<u>委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要</u>と考える。</p>	各見積りにおいて、妥当性が判断できるよう細かな見積内訳書の徴収を実施する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
209	一乗谷ブランドイメージ向上事業	意見	<p>計画的な企画、広報活動の実施について</p> <p>「越美北線観光利用促進事業」は福井県との共同事業でもあり、連携して企画、広報活動を実施することが重要である。しかし、実績を確認したところ、定員を大きく割る参加者数であったため、当該理由を確認したところ、イベント開催日がピンポイントであり、天候の外部要因にも左右されたこと、また企画自体に時間がかかり、広報誌への掲載もできないなど広報活動も十分に実施できず、参加者数が少なくなったと分析しているとのことであった。</p> <p>本事業は単年度事業であり、今後は実施することはないとのことであるが、<u>今後このような共同でのイベントを企画する際には、他者と協力し十分な時間を確保できるよう、まずは企画のスケジュールを綿密に打合せし、天候等の外部要因に左右されても実施できるようなイベントの企画、時間に余裕をもった広報活動を計画的に進行することが必要である。</u></p>	イベント列車については、早い段階から関係各所と協議を重ね、悪天候でも実施できるような内容とし、広報誌への掲載等の十分な広報活動により、令和7年度は、いずれのイベント列車も募集定員に達した。今後も、広報誌やSNS等を活用した周知を行っていく。
209	一乗谷ブランドイメージ向上事業	意見	<p>協定書や覚書の作成、保管について</p> <p>福井県、福井市及び大野市の負担割合については、越美北線観光利用促進事業を開始した令和3年に各自治体間にて合意がなされており、事業の予算策定時に各自治体に口頭にて確認し福井市の予算要求概要書に負担割合を記載しているとのことであった。</p> <p>合意がなされてからまだ時間はそれほど経過しておらず、負担割合は各自治体で把握しているものと思われるが、将来、福井市に限らず他自治体においても所管課の担当者が変わったということが生じれば、負担割合についての議論が発生する事態にもなりかねない。</p> <p>他自治体と連携協定を結び、事業費を一定の割合にて負担するにあたっては、金額が必ず絡むものであることから、<u>当該負担割合の取り決めについて、協定書に記載がなければ覚書の作成など追加の対応を行い、各自治体にて保管し、それを基に確認することが必要</u>と考える。</p>	4月1日付で大野市と負担割合を記載した覚書を取り交わし、大野市及び福井市で保管をおこなっている。
210	一乗谷ブランドイメージ向上事業	意見	<p>収支を考慮した料金設定について</p> <p>当該イベント列車の運行は、人気企画であることから毎年開催されている。しかしながら、収支状況をみると、各イベントにおいていずれも赤字となっており、イベントを開催する度に福井県や各市の負担が増加している状況となっている。<u>このような状況を改善するため、毎回好評を得ているイベントであれば、参加者からの参加料を値上げするなど、価格設定の見直しを検討することも必要</u>と考える。</p>	イベント列車は、越美北線の観光利用促進事業の一環として、イベントを通じて広く参加を促すほか、越美北線周遊の魅力もあわせて紹介するなどの広報・周知等活動の取り組みも行っている。これまでの取組状況なども踏まえ、参加料を多少値上げしても一定の参加需要が見込めるイベント企画については、価格設定の見直しを検討し、行政負担の軽減を図っていく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
212	まちなか滞在推進事業	意見	<p>細かな見積内訳書の徴求について</p> <p>ふくい桜まつり新幹線開業記念事業における公益財団法人福井市観光協会に対する委託料は総額1,418千円（税抜）であり、その委託料の基礎となる見積書を確認したところ、「企画・運営費 1式 630,000円」や「各種調整費（デジタルアート等の調整費） 1式 438,000円」、「管理費 1式 250,000円」と金額が多額である、若しくは内容が不明瞭な項目があるにも関わらず、その詳細な内訳は添付されていなかった。</p> <p>また、夜間観光促進事業における公益財団法人福井市観光協会に対する委託料は総額7,131千円（税抜）であり、こちらも委託料の基礎となる見積書を確認したところ、「需用費 1式 350,000円」、「保守点検業務 1式 2,330千円」、「管理費 1式 2,240千円」、「イベント運営業務 1式 909千円」の項目につき、詳細な内訳は添付されていなかった。</p> <p>上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことが難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって<u>委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要</u>と考える。</p>	見積書の各種項目に対して、内訳の記載や含まれている内容の記載をおこなってもらい、詳細を確認した。
213	まちなか滞在推進事業	意見	<p>再委託の条項追加について</p> <p>福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護などを目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を定めている。本事業の業務委託契約書には再委託の制限条項が記載されていなかったため、福井市の担当者に理由を確認したところ、再委託をそもそも前提として考えなかったとのことで記載していない、との回答であった。</p> <p>しかし、委託先は兵田印刷工芸株式会社とはいえ、著作権は株式会社小学館にあり、一部再委託を行う場合には、兵田印刷工芸株式会社、株式会社小学館、福井市の三者で協議、合意したうえで行うこともある事実を確認した。</p> <p>冒頭に記載した再委託の制限の目的とは少しき離れる契約ではあるが、<u>他の業務委託契約書の作成の際に漏れがないよう、再委託の制限条項をあらかじめ記載しておくことが必要</u>と考える。</p>	今後、業務委託契約書を作成する際は、再委託の制限条項を記載する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
214	まちなか滞在推進事業	指摘	<p>補助要件を含む補助要綱の見直し、運用について</p> <p>本事業は恐竜仕様のホテルに改修した経費の一部を、福井県と福井市が共同して補助金として支出しており、実際の採択案件を確認すると、恐竜を全面的にアピールした仕様としているホテルと、そうでないホテルとアピールの水準が異なっていた。</p> <p>恐竜ホテル改修支援事業補助金交付要綱における補助要件である、改修後に「県が指定するホームページにおいて、恐竜ホテルを発信すること」、「改修等実施完了日の属する月の年度から3年間、市が指定する期限までに、利用状況等を報告すること」を行っていないホテルに関して、福井市の担当者に理由を確認したところ、「福井県に確認を行ったところ、そのホテルに関しては恐竜を全面的にアピールしている部屋ではないことから、ホームページには載せていない」との回答を得た。補助要綱や別表（補助対象経費及び補助要件）を見ても、どこにもアピール水準によって取り扱いが異なることは記載されておらず、補助金として経費の負担を行った以上は、福井市として補助事業実施事業者が、補助要件を守っているかどうか確認する必要がある。そうでなければ補助要件を満たしていない事業に対して補助金を支出していることとなり、補助金の公平性が損なわれることになり兼ねない。</p> <p>福井市からは県の補助要綱を参考とし、当該補助要綱を作成したことであるが、そもそも補助要綱を策定する段階において、どの水準のアピール程度が補助対象になるのか、アピール水準によっては取り扱いが異なることはあるのか等、補助要綱の策定段階において県と十分に議論がなされていたかどうか疑問である。いずれにしても、上記のとおり、取り扱いに差が出るのであれば、補助要綱の見直し等の追加対応は必要であったと考えられる。</p> <p><u>補助金の公平性を確保するために補助要綱が定められていることに鑑みれば、県が指定するホームページに発信していないホテル、利用状況を報告していないホテルに対する対応方針を福井県と早急に協議し、改善を図ることが必要である。なお、改善が図られない場合には、補助要綱に従い、補助金の交付の条件に違反していることとなることから、補助金の返還を求めることも含め、検討が必要と考える。さらに、整備されたホテルの部屋が引き続き有効活用されているかを確認するため、利用状況の報告だけでなく、現地視察をランダムに実施するなどの追加対応も検討することが必要と考える。</u></p>	本事業において、現時点で事業者が、県が指定するホームページにおいて、恐竜ホテルを発信していない状況となっているため、引き続き、県を通じ、県ホームページへの掲載に向けて働きかけていく。また、整備されたホテルの部屋が改修直後と同様に有効活用されているか、ランダムに現地視察を行う。
215	まちなか滞在推進事業	意見	<p>改修ホテルの利用促進について</p> <p>補助金を交付して改修したホテルの利用状況が低い場合は、補助金の効果が十分に発揮されているとは言えない。改修工事の完了が目的ではなく、その後の利用促進こそ重要である。<u>稼働率が低い事業者については、福井市としても当該原因をヒアリング等により確認し、次の事業展開のヒントにすること必要と考える。例えば、誘客が問題なのであれば、福井市及び宿泊事業者それぞれにおいて、観光キャンペーンとの連携、宿泊割引クーポンの発行などの利用促進に向けた取り組みや、SNS等を活用した情報発信などPR活動をより積極的に展開していくことなどが考えられる。</u></p>	稼働率が低い事業者については、ヒアリング等により、原因を追究し、稼働率アップを図る。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
217	「越前海岸」体験・体感観光推進事業	意見	<p>イベント事業の目標管理、効果の測定について</p> <p>当事業のような継続的に実施するイベント開催の事業については、参加者数などの目標値を設定し、参加者実績と目標値との比較分析を行うことが必要と考える。また、可能であればイベント実施後に満足度を測るようなアンケート等を実施することも必要と考える。</p> <p>この目標管理の実施や、アンケートの実施により、「今後このようなイベントがあれば参加したい。」との市民の声を収集することができ、事業を継続するか否かの判断基準としても活用できたり、今後のイベント事業の計画を立てる際の参考にしたりするとともに、市民の興味がどこにあるのかについても確認するうえで、イベント実施後には満足度を測るようなアンケート等を実施することが必要と考える。</p>	アンケート手法について、調査・研究していく。
217	「越前海岸」体験・体感観光推進事業	意見	<p>変更契約書の網羅的な検討について</p> <p>「鷹巣海水浴場イベント開催事業」におけるイベント実施回数が少なくなったことに伴う変更契約書及びその見積書を確認したところ、確かにまぐりの仕入量は少なくなり、仕入量が少なくなったことで仕入単価は上がっていた。この点について仕入量が少なければ仕入単価が上がることは自然であり、福井市としても、その点のみの確認に留まっていた。</p> <p>しかし、他の項目を確認すると、ポスターデザイン料が40千円上昇、ポスター印刷費が1千円上昇、リーフレットデザイン料が2千円上昇、リーフレット印刷費が6千円上昇、イベント企画運営費が40千円上昇と一般的に当初の見積りから変わらないと考えられる項目の金額が上がっていた。</p> <p>福井市が監査人とのヒアリングの後、当該事実につき鷹巣観光協会に問い合わせたところ、「当初発行した見積書の内容に誤りがあったため、変更契約書を締結する際に見積書の金額を正しい額に修正したが、市への報告を失念していた」との回答であったという。</p> <p>このように変更契約書を締結する際には、直接影響する項目のみの確認に留まらず、網羅的に確認、検討することが必要である。</p>	今後、同様の事案が発生しないように、本市からも観光協会に確認を行っていく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
218	「越前海岸」体験・体感観光推進事業	意見	<p>印紙税額の確認について</p> <p>変更契約書における印紙税の取り扱いについては以下のように規定されている。 (印紙税法別表第一課税物件表の適用に関する通則4の二)</p> <p>契約金額等の変更の事実を証すべき文書について、当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更の事実を証すべき文書により変更金額（変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額をいう。以下同じ。）が記載されている場合（変更前の契約金額等と変更後の契約金額等が記載されていることにより変更金額を明らかにできる場合を含む。）には、当該変更金額が変更前の契約金額等を増加させるものであるときは、当該変更金額を当該文書の記載金額とし、当該変更金額が変更前の契約金額等を減少させるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとする。</p> <p>すなわち、減額した契約書においては、「契約書への金額の記載はない」ものとして取り扱われ、収入印紙の添付は必要ないと認められる。この点、<u>当初契約から減額した変更契約書を締結する際には、印紙税法に照らして要件を満たしている場合には、収入印紙を添付する必要がないことを福井市全体に周知することが必要である。</u></p>	まずは観光振興課内（旧：おもてなし観光推進課）で周知していく。
222	福井・永平寺周遊滞在型観光推進事業	意見	<p>負担割合の見直し並びに協定書の作成、締結について</p> <p>負担金の公平性を確保するため、各市町の負担金の割合は現状の水準を維持することが適切である。これは、現状の水準が、過去の協議や調整を経て決定されたものであり、各市町の負担能力や受益の程度などを反映した公平な割合であると考えられるためである。そのため、各市町の負担能力や受益の程度などの実情が変われば変更を検討しなければ、公平さは保てないと考えられる。</p> <p>また、負担金の算出方法、算出根拠となるデータ、見直し時期などが客観的に明確でない場合には、実情の変更があった場合や、担当者の異動があった場合などに混乱が生ずることも想定される。</p> <p>そのため、<u>負担金の算出根拠を明確化し、将来にわたって公平性を担保することができるよう、協定書を作成し、各市町間で締結、保管することが必要</u>と考える。さらに、協定書を締結することで、負担金に関する透明性を高め、市民への説明責任を果たすことにも繋がると考える。</p>	関係市町と算出根拠について再度確認し、協定書を締結した。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
222	福井・永平寺周遊 滞在型観光推進事業	意見	<p>イベント事業の目標管理、効果の測定について</p> <p>当事業のような継続的に実施するイベント開催の事業については、参加者数などの目標値を設定し、参加者実績と目標値との比較分析を行うことが必要と考える。また、可能であればイベント実施後に満足度を測るようなアンケート等を実施することも必要と考える。</p> <p>この目標管理の実施や、アンケートの実施により、「今後このようなイベントがあれば参加したい。」との市民の声を収集することができ、事業を継続するか否かの判断基準としても活用できたり、今後のイベント事業の計画を立てる際の参考にしたりするとともに、市民の興味がどこにあるのかについても確認するうえで、イベント実施後には満足度を測るようなアンケート等を実施することが必要と考える。</p>	<p>「ふくい酒蔵ある記」事業については、現在のスキームでは参加者数などの実数把握が難しいため、酒蔵へのアンケートにより効果を推測している。また、インターネットでのキャンペーン応募者からはアンケートにより意見を収集できているため、それらや酒蔵の意見を基に今後の事業について検討を進める。</p> <p>2年後の改編に向けて、効果が確認できるスキーム構築について検討する。</p>
225	観光地維持管理事業	意見	<p>事業評価の実施について</p> <p>福井市は、自然環境整備交付金の要望調書に記載した事業評価である登山客を対象にしたアンケートを実施していない。それにより、事業の効果を定量的に検証することができず、今後の事業計画に活かすことができていない状況にある。要望調書に記載されたアンケート調査は、記載した以上は確実に実施すべきである。</p> <p>記載されている評価が未実施の状態にあるということは、国や市民に対して計画どおりに事業が進めることができていないという印象を与え、信頼を失うことにもつながりかねない。このような事態が積み重なると、国からの交付金を適切に執行しているかという点にまで疑義が生じる可能性もある。</p> <p>今後、同様の事態を避けるため、要望調書等の提出書類については、実効性を担保した上で記載を行うべきである。また、事業評価の責任者を明確にし、計画段階から評価を意識した業務を遂行できるように体制を整備することが必要と考える。</p>	今後要望調書には、実行可能性のあるものを記載していく。また、事業評価の体制を整備していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
226	観光地維持管理事業	意見	<p>北ノ庄観光バス駐車場整備事業についての目標値設定と現状把握について</p> <p>北ノ庄城址公園駐車場について、福井市が駐車場の利用状況を把握できていないため、現状を正確に把握し、改善策を検討することが困難な状況にある。そもそも、何をもって福井駅周辺に大型観光バスの停車場が不足していると判断したのかという点にも客観的な検証が不足している。</p> <p>事業を実施する以上、その支出に十分な効果があったかどうか検討する必要があるため、事業実施前後に利用状況の実態を把握し、何らかの事業目標を設定すべきであった。事業目標としては、例えば、駐車場利用者数や利用者の満足度が想定される。今後は、事業の成果を客観的に評価するための適切な目標値を設定し、事業を計画実施すべきである。</p> <p>また、<u>北ノ庄城址公園駐車場については、利用実態を把握し、事業の効果が十分であるか検討することが必要</u>と考える。利用実態の把握、分析に基づき、対策を講じることで、利用者の満足度をさらに向上させることができると、福井駅前の観光イメージ向上に繋がると考える。</p>	北ノ庄城址バス駐車場整備事業について、利用実態の把握及び適切な目標値の設定について、次回の委託までに課内で協議・検討する。
230	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>目標値の設定管理、効果の測定について</p> <p>福井市として、当事業は条例により施設の設置目的が自然に親しむ野外活動の場を提供し、及び地域の観光の発展に寄与するための施設と定めているため、事業の成果を確認する目標値は定めていない、とのことであるが、バーベキュー場という観光や賑わいを創出する場として少なくとも利用者数の目標値は定めて実績との比較分析を行うことが必要と考える。</p> <p>目標値を定め、実績との比較分析を行い、効果を測定することで、契約している外部委託先の運営で良いのかどうか、委託金額の妥当性の判断根拠ともなり得るからである。<u>外部委託先に最大限のパフォーマンスを発揮してもらうためにも、目標値の設定管理、効果の測定は行うべきである</u>と考える。</p>	目標値の設定については、近隣他市町の類似施設を参考に今後も引き続き検討を行っていきたい。
230	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>実態に合った条例の改正について</p> <p>条例は、地方公共団体がその地域の実情に合わせて独自に制定する法規であり、国の法律と同様に、住民の権利や義務を定めることができるものである。条例設定は地方分権の推進、住民生活の向上、地域社会の秩序維持などの意義を有しており、その地方公共団体において遵守されるべきものである。</p> <p>利用料金が条例と異なる状況を放置しておくと、外部委託先が自由に料金設定を行うことができ、条例の意義が損なわれることになりかねない。令和5年度においては、条例と異なる運用がなされてきたが、福井市の担当者とのヒアリングでは、令和6年度中に条例改正を行うスケジュールであることを確認した。<u>利用料金の整合性はもちろんのこと、近年利用されていないテントの記載や未使用的の自由広場の記載についても十分に議論され、条例改正の対象とするか否か検討することが必要である。</u></p>	令和6年度に条例を改正し、実情に沿った利用料金へ改定を行った。また、条文中のテントの記載は削除した。自由広場の記載については今後の活用可能性も考慮し、削除は行わなかつた。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
231	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>月次報告書の見直し、運用について</p> <p>福井市からの委託事業において、委託料の範囲内で適切に委託している業務内容が遂行されているか、また委託料の妥当性を判断できるよう、報告内容は委託契約書及び仕様書に基づき、網羅的に報告される必要がある。</p> <p>そのためにも、<u>報告様式の標準化、報告内容の徹底、報告事項のチェックリストの作成</u>などの対応を行い、委託先から網羅的に適切な報告がなされるよう、指導することが必要と考える。</p>	報告様式の改善を行い、報告事項についても漏れがなくなるようチェックリストを作成し、毎月の報告書提出時にチェックリストを添付し提出するよう指導を行った。
231	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>補助事業と委託事業の切り分けについて</p> <p>補助事業や委託事業に関しては、一定の業務範囲を明確にして実施されているものと考える。そのため、補助事業、委託事業に対応する収入及び支出が合算して収支報告されていると、どの事業にどの経費が充てられたのか不明瞭となり、補助金の額や委託費の額の妥当性判断が難しくなる。</p> <p>このような問題を解決するためにも、年度内において補助事業と委託事業が混在する場合には、<u>当該補助事業に対応する経費、委託事業に対応する経費を明確に区分して収支報告を行うべきである。福井市は委託先に対して、委託事業、補助事業、その他に区分して、収支報告を行うように、指導することが必要</u>と考える。</p>	収支報告書の内容を補助事業と委託事業で区別して作成し、提出するよう指導を行った。
231	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>委託事業外の支出について</p> <p>当該事実を福井市にヒアリングしたところ、当該借地料は「一乗滝観光協会が各地権者と借地契約を結んでいる一乗滝駐車場周辺の土地に関する借地料であり、借地料は市から観光協会へ支払っている管理業務委託料から支払っているのではなく、観光協会が一乗滝小次郎の里ファミリーパークで売り上げた売上金から支出を行っているから問題ない。」とのことであった。確かに令和5年度の収支決算書を見ると、繰越金は増加しており、捻出した利益の中から支払っているものと窺えるが、令和3年度、令和4年度の収支決算書を見ると、繰越金は微増もしくは減少しており、福井市からの委託料より、委託範囲外の借地料が支払われていると見ることもできる。</p> <p>このような問題を解決するためにも、<u>報告書231頁（4）に記述しているとおり、事業ごとの収支決算書の作成を行うとともに、利用者増加に伴う売上金、利益の捻出が必要であり、福井市としては、委託先である一乗滝観光協会に、指導していくことが必要</u>と考える。</p>	収支報告書の内容を補助事業と委託事業で区別して作成し、提出するよう指導を行った。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
232	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>使用許可申請書の徹底について 福井市からの委託事業において、条例や条例施行規則を遵守することは、事業の適正な運営、ひいては市民生活の安全確保のために必要不可欠である。特に、新たな物品や調味料を販売する際には、福井市の使用許可申請書の提出が義務付けられており、これは、食品衛生法等の関連法規に基づき、市民の健康を保護するための重要な手続きであるとも考えられる。 委託先が、福井市に無許可で販売を行うことは、市民の健康を脅かすだけでなく、市の信頼を失墜させることにも繋がりかねない。そこで、<u>委託先に対して、改めて使用許可申請書の必要性について指導を行い、法令遵守を徹底させること</u>が必要である。</p>	物品の販売を行う場合には、毎年使用許可申請書の提出が必要となることを伝達した。また、新たな商品を追加で販売する場合には、事前に観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）担当者と協議を行い、使用許可申請書にも漏れなく記載し提出するように指導を行った。併せて、毎年の使用許可申請書の提出を受ける際にも、販売品目に変更がないかを協会に確認のうえ、受領することとした。
232	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>セキュリティの強化について 一乗滝小次郎の里ファミリーパークにおける現状のセキュリティは万全であるとは言えず、業務委託契約書や仕様書に明記されてはいないものの、<u>現金や物品、個人情報などを取り扱う以上、福井市としてもセキュリティの対策をいち早く検討することが必要</u>と考える。</p>	現金や物品、個人情報等の書類については事務所内の鍵付きロッカーに保管を行うよう指導を行った。また、施設のセキュリティについても、今後、機械警備導入等の必要性の有無について検討を行っていく。
233	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>インボイス制度への対応について 当施設においては、バーベキュー場の運営を行っていることから、一定の事業者が社内若しくは社外の懇親会などで利用される状況が想定される。令和5年10月から開始されたインボイス制度においては、事業者側において消費税上、仕入税額控除を行える要件として、インボイスの発行は重要であり、当施設においてもインボイスの発行への対応を行わなければならない。そもそも消費税率が5%表記のままであり、少なくとも消費税率が8%に上がった平成26年度から消費税の対応が放置されていたことが窺える。 福井市では一般会計においてインボイス番号を取得しているが、委託先への共有がなされておらず、インボイス要件を満たした領収書が発行することができていなかった。<u>福井市は委託先にインボイス番号を伝え、インボイスの要件を満たすような領収書を発行する</u>ことができるよう、対応と指導が必要である。また、福井市のホームページには一般会計のインボイス番号が公表されておらず、他の自治体を参考に福井市一般会計のインボイス番号を公表することが必要と考える。</p>	委託先との間でインボイス番号を共有した。インボイス対応の領収書を事務所内に設置し、必要に応じ発行できる体制を整えた。また、福井市のホームページ上にもインボイス番号の公開を行った。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
233	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>細かな見積内訳書の徴求について</p> <p>一乗滝小次郎の里ファミリーパーク管理棟雪囲い及び撤去作業業務の委託料は総額149千円（税込）であり、それ以上の詳細な内訳は存在しなかった。</p> <p>一定の金額基準はあるかもしれないが、上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、<u>委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要</u>と考える。</p>	見積書提出時には、内訳表の添付、もしくは見積書内に内訳を記載するように指導を行った。
234	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>一乗滝観光協会の若年層の採用並びにPR活動の拡大、キャッシュレス決済の導入について</p> <p>一乗滝観光協会は60代～70代の方々にて成り立っており、高齢化を理由にしてPR活動が十分に実施できていない現状であった。福井市との委託契約書及び仕様書には利用客増加のためのPR活動の実施が謳われており、この点のみを見れば仕様書に準拠していない事実が窺える。高齢化の問題も深刻であり、福井市の委託先選定にも影響が及ぶことにもなりかねず、若年層の採用が喫緊の課題であると認められる。</p> <p>長年培ってきた経験から適切なサービスを維持するためにも、引き続き、一乗滝観光協会においては若年層の採用活動に取り組みつつも、SNSに関連する研修を受講し、活用するなどして、積極的に当施設のPR活動を行っていくよう、福井市としても指導していくことが必要と考える。また、今後も維持していく施設であれば、利用者の便宜的にもキャッシュレス決済の導入についての対応も検討することが必要と考える。</p>	若年層の採用について、引き続き採用努力を行うよう協会に協力を依頼した。PR活動については、チラシの作成やファミリーパーク周辺の観光情報の発信等に協会も取り組んでおり、現状でも来園者には対応できていると考えている。SNS及びキャッシュレス決済については、園内にインターネット環境が整備されていないことから、費用対効果を検証したうえで今後検討を行う。
234	一乗滝小次郎の里 ファミリーパーク 管理運営事業	意見	<p>委託契約書の記載内容の更新について</p> <p>現在、「福井市個人情報保護条例」は廃止されている。そのため、委託契約書に当該条例に関する記載がある場合、現状にそぐわない内容となっている可能性がある。<u>契約内容の正確性を期すため、委託契約書の記載内容を速やかに更新することが必要</u>である。</p>	委託契約書の記載内容を更新した。
240	観光物産館管理運営費	意見	<p>目標値の設定について（令和元年度包括外部監査の意見と同様である。）</p> <p>要求基準が3,000ポイントのところ、令和3年度～令和5年度の実績は上記のとおりであり、大幅に上回っている。<u>指定管理者の努力の結果であり評価すべきではあるが、達成可能な要求基準とは別に目標値があるとさらに良いと考える。</u></p>	令和6年度から目標値を5,000ポイントに設定した。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
240	観光物産館管理運営費	意見	<p>パンフレット等の情報源の更新について</p> <p>パンフレットの内容が実際の運用と異なると、利用者に誤解を与え、混乱を招く可能性がある。特に飲食代金の改定のような、利用者にとって重要な情報は、パンフレットにも正確に反映されるべきであると考える。パンフレットは、サービス内容や料金を伝える重要なツールであり、最新の情報が掲載されていないパンフレットは、利用者の信頼を損なうだけでなく、クレームやトラブルに発展することにも繋がりかねない。飲食代金の改定を行った際には、パンフレットの更新を忘れずに行い、利用者に最新の情報が伝わるようになることが必要と考える。</p> <p>さらに、<u>パンフレットの更新だけでなく、ホームページやSNSなど、他の情報発信ツールとの整合性についても留意が必要である</u>。利用者がどの情報源からでも同じ情報を得られるようにすることで、混乱を防ぎ、スムーズなサービス提供に繋がるものと考える。</p>	飲食料金の改定があった際にはその都度パンフレット等を修正している。また、市ホームページ・観光物産館ホームページにおいても、飲食メニュー等を紹介している。
241	観光物産館管理運営費	意見	<p>ルールの明確化、柔軟な対応について</p> <p>昨今の物価高騰は、飲食業界に大きな影響を与えており、頻繁な価格改定を余儀なくされている。当施設も例外ではなく、価格改定の度に福井市への承認申請が必要となる現状は、指定管理者にとって大きな負担になると考えられる。現状の条例や条例施行規則では、軽微な価格改定であっても、都度、正式な承認手続きが必要となり、このような手続きは、指定管理者の負担に繋がることが想定される。</p> <p>そこで、指定管理者の負担軽減と円滑な施設運営を目的として、一定の範囲内の価格改定であれば、福井市との事前相談の上、<u>簡単な申請書や相談のみで完結できるような仕組み、一定期間内の改定をまとめて承認するような仕組みなど、仕様書の柔軟な設計についても指定管理者との協議を行い検討していくことが必要</u>と考える。</p>	指定管理者と、対応する方向で協議を行っていく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
241	観光物産館管理運営費	意見	<p>研修内容の柔軟化、報告の徹底について</p> <p>現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。</p> <p>多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、指定管理事業者の職員におかれては幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。</p> <p>現在、指定管理者においては上記の研修に限定されず、防災研修や外部研修など幅広く研修を受講している。しかし、現状は一部の研修受講において、報告書の提出がなされていなかった。研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことが重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。</p> <p>以上により、<u>仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。</u></p>	対応する方向で指定管理者と協議を行っていく。
242	観光物産館管理運営費	意見	<p>仕様書の記載内容の見直しについて</p> <p>現状の指定管理業務仕様書では、「経理口座通帳の写し」を提出することとなっているが、実際には必要に応じて通帳の写しを入手しているのみであり、年間の通帳の写しを提出すると膨大な量になる可能性がある。また、他の会計資料や報告資料から、通帳の全ての取引履歴を入手する必要性も低いことが考えられる。</p> <p>よって、<u>指定管理者とも協議の上、福井市としても通帳の写し全てが必要なのかどうかを再考し、指定管理者の負担を軽減しつつ、必要な情報を適切に把握できるよう、仕様書の記載内容の見直しを行い、柔軟に対応できる体制を整えることが必要と考える。</u></p>	対応する方向で指定管理者と協議を行っていく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
242	観光物産館管理運営費	意見	<p>モニタリング結果報告書の記載方法の統一について（全ての指定管理施設に対する意見である。）</p> <p>令和5年度包括外部監査の対象となる指定管理施設のモニタリング結果報告書を見たところ、前年度比（%）の記載方法につき、以下の通り、記載の仕方が混在している状況であった。</p> <p>①対前年度実績に対する増減比率を記載している施設 (福井市自然史博物館分館、福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)</p> <p>②当年度実績から前年度実績を差し引いた差額に対する増減比率を記載している施設 (福井市観光物産館、越前水仙の里温泉波の華、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場)</p> <p>このような状況では、モニタリング結果報告書を見た人が瞬時に誤解を招く可能性もあるので、福井市内で作成するモニタリング結果報告書については、記載方法を統一化することが必要である。</p>	各指定管理者のモニタリング評価書を確認し、適切な表現に統一していく。
243	観光物産館管理運営費	意見	<p>防火管理者の設置に関する指導監督について</p> <p>仕様書には「正と副を配置し防火管理者の未配置を防ぐ」ことが明記されている。これは、防火管理者が不在となる状況を避け、火災発生時における迅速かつ適切な対応を確保するための重要な規定であると認められる。防火管理者が1名のみの場合、休暇や出張等の場合、施設に防火管理者が不在となり、万が一火災が発生した場合、初期消火や避難誘導等の対応が遅れ、被害が拡大する可能性がある。</p> <p>令和5年度においては、退職の事実があり、1名のみで運用している期間もあり、仕様書の要求事項を満たしておらず、防火管理体制に不備があったと言わざるを得ない。令和6年度中には防火管理者が2名体制となり、仕様書の要求事項を満たすこととなり問題は改善されるものの、それまでの期間について、福井市として早急に対処するように指導監督すべきであったと考える。</p>	本市から指定管理者に指導した結果、もとの二体制となった。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
250	波の華運営事業	意見	<p>修繕負担にかかる協議書の作成について</p> <p>指定管理業務仕様書において、修繕費負担の範囲が明確に定められているにも関わらず、1件当たり60万円を超過する修繕を指定管理者が負担している現状は、仕様書と異なる運用が行われていると言わざるを得ない。仕様書においては、「140万円に満たなかった場合は、年度最終支払時に実績に基づき精算することとする。」とも規定されているため、140万円以内であれば、指定管理者が負担しても問題ないとすると、指定管理者が負担する修繕を先送りさせることにつながってしまう可能性もある。</p> <p>仕様書は、指定管理者と福井市との間の契約内容を明確化し、双方の権利義務を定める重要な文書であり、仕様書に反する運用が継続されることは、契約の安定性を損ない、将来的なトラブルに発展する可能性も考えられる。</p> <p>そのため、そもそも、契約書どおり費用負担については運用が遂行されるように取り扱うことが必要であるが、このような仕様書と異なる運用がなされた際には、双方の責任を明確にするためにも口頭ベースの協議で終わることなく、書面による協議記録を作成、保管しておくことが必要と考える。</p>	今後、同様の事案が発生しないように、指定管理者と書面による協議記録を作成することを双方で確認した。
251	波の華運営事業	意見	<p>再委託に関する仕様書の適切な運用について</p> <p>福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護などを目的として一般的に指定管理業務仕様書を作成する際には、再委託の禁止条項を定めている。当施設の仕様書においても、再委託の禁止条項が記載されているものの、保守点検業務や清掃業務などの再委託業務につき、指定管理期間の最初である令和2年に福井市へ承認申請が行われているのみで、それ以降の承認申請はなされていなかった。</p> <p>指定管理期間は5年であるものの、業務に係る事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと単年度となっていることに加え、冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証を実施する観点、委託先に変更が生じる場合もあることから、少なくとも、毎年、適時に承認申請の手続きを行うことが必要と考える。なお、再委託先の承認について、一括承認で容認される場合であっても、業務途中において、委託先に追加等変更がある場合には、追加での再委託の承認申請を行うことが必要となる点については留意が必要である。</p>	指定管理者に毎年、再委託の承認申請を提出することを確認した。また、年度途中で委託先の追加等変更がある場合も同様に手続きを行うことを確認した。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
251	波の華運営事業	意見	<p>損害賠償責任保険の条件に関する仕様書の適切な運用について</p> <p>指定管理業務仕様書において、任意の損害賠償保険の加入が規定されていることは、万が一の事故発生時に備え、適切なリスク管理を行う上で重要である。この点、本施設における指定管理業務仕様書では、免責金額は「なし」と定められていたものの、実際の保険契約では5,000円の免責金額が設定されていた。</p> <p><u>金額は小さいとはいえ、仕様書に則った保険加入が実施されていない状況であったため、加入内容の見直しが必要である。また、今後、保険契約が仕様書どおりの内容となっているかどうかについて、福井市として確認することも必要である。</u></p>	令和7年から保険内容が新しくなり、免責金額は「なし」に変更された。
252	波の華運営事業	意見	<p>備品の使用状況の確認、処分について</p> <p>福井市が貸与している備品（I種備品）について、上記のように壊れているものや長期間未使用であるものが地下倉庫に保管されていた。保管する場所にも限りがあることから、今後、使用が見込まれない備品については適時に福井市に報告を行い、速やかに財産処分の手続きを行うことが必要と考える。</p>	地下倉庫に保管されている備品に関して、今後壊れているものを見直して財産処分の手続きを進める。
252	波の華運営事業	意見	<p>満足度調査の実施、報告について</p> <p>利用者満足度調査について、アンケートの回収は実施しているが、集計報告が実施されていなかった。指定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。<u>調査の結果を集計し、年度もしくは上半期の事業報告書に適切に記載し、福井市に報告することが必要である。</u></p>	今後の事業報告の際にアンケート結果の集計を記載するよう、指定管理者に依頼した。
252	波の華運営事業	意見	<p>金庫のセキュリティ強化について</p> <p>現在、金庫のロックはダイヤル式のみであり、その番号も暫く変更されていないとのことであり、セキュリティ面において改善の余地があると考えられる。<u>金庫内には現金同等物など、施設にとって重要な資産が保管されていることから、ダイヤル番号の定期的な変更、鍵を使用した二重ロックなどのセキュリティ強化が必要と考える。</u></p>	指定管理者に金庫のダイヤル番号変更方法を伝えた。今後のセキュリティ強化に向けて指定管理者とその在り方について協議を進める。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
253	波の華運営事業	意見	<p>指定管理業務、自主事業それぞれの収支報告書の作成について</p> <p>当施設の指定管理者から提出されている収支報告書は、自主事業も含まれた一つの収支報告として報告がなされており、本業務と区分されていなかった。<u>自主事業の内容は飲食、物販と限定されているので、現状の収支報告書の体裁においても項目を抽出すれば、指定管理業務と自主事業に分けて収支を把握することはできるが、仕様書にも定められているように、本来であれば指定管理業務と自主事業はそれぞれ独立して収支報告書を作成しなければならない。</u></p> <p>収支報告書の体裁を見直すことで、本業務の収支と自主事業の収支を明確化し、指定管理事業者が本業務について効率的に運営できているかどうか、要求水準を達成するための自主的な活動の状況の明瞭化により、福井市及び指定管理者が、今後の指定管理施設の運営のための客観的な情報を収集していくことが可能となると考える。</p>	収支報告書の内容を指定管理業務と自主事業で区別して作成し、提出するよう指導を行った。
253	波の華運営事業	意見	<p>研修内容の柔軟化、報告の徹底について</p> <p>現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、その他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。</p> <p>多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、指定管理事業者の職員におかれては幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。</p> <p>現在、指定管理者においては上記の研修に限定されず、レジオネラ症発生防止対策研修や救急講習など幅広く研修を受講している。研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことが重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。</p> <p>以上により、<u>仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。</u></p>	研修内容について、仕様書に書かれているテーマに限らず、様々な研修を実施することを提案した。また、事業報告書提出時に併せて研修報告書も提出するよう指導した。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
261	ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業	意見	<p>利用時間にかかる承認申請について</p> <p>当施設の利用時間の設定については、条例に基づき福井市の承認を受けなければならぬ。手続きが正式に踏まれていないと、指定管理者と福井市との間で利用時間についての理解に齟齬が生じる可能性があり、その結果、利用者に対して誤った情報提供をしてしまう可能性がある。<u>利用時間変更、追加等する場合には、利用者へのサービス提供に支障をきたさないようにするために、指定管理者は条例に基づいた申請書を福井市に提出し、正式な承認を受ける手続きを行うことが必要である。</u></p>	指定管理者に利用時間の変更等の場合、正式な手続きを行うよう指導した。
262	ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業	意見	<p>研修内容の柔軟化、報告の徹底について</p> <p>現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。</p> <p>多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、指定管理事業者の職員にあわせて幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。</p> <p>現在、指定管理者においては上記の研修に限定されず、企画管理やハラスマント研修などe-ラーニングのツールを用い、幅広く研修を受講している。しかし、研修受講後において、報告書の提出がなされていなかった。研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことが重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。</p> <p>以上により、仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。</p>	指定管理者と、対応する方向で協議を行っていく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
262	ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業	意見	<p>返金手続きの事後報告について</p> <p>当施設の入場料等の利用料金の返還については、条例に基づき事前に福井市の承認を受けなければならない。しかし、現場で返金手続きが行われることに鑑みると、事前の承認申請は現実的ではない。しかしながら、利用料金の返還は条例で定められた手続きである以上、指定管理者のみの判断で完結することなく、事後報告や事後承認でもよいので、福井市への報告手続きを行うべきであったと考える。</p> <p>また、<u>今後、返還が発生した場合の指定管理者と福井市との承認、報告体制について、事前に協議を行い、運用方法を明確化しておくことも必要</u>と考える。</p>	指定管理者と、対応する方向で協議を行っていく。
263	ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業	意見	<p>修繕実績の報告内容について</p> <p>仕様書における修繕費の負担の記載については、あくまでも指定管理業務にかかる修繕の範囲において、福井市と指定管理者との負担関係を明確化したものである。</p> <p>そのため、自主事業にかかる修繕費については、指定管理者が独自で行うものであり、仕様書で求められている修繕実績報告に含めるべきではない。修繕実績報告に含めた場合には、修繕費の精算にも影響が出てくることから、福井市側としても、内容を適切に確認することが必要である。</p> <p>今後、<u>指定管理者におかれては上記の点に留意して修繕実績を作成、報告することが必要</u>である。</p>	指定管理者に自主事業に係る修繕費を除いた修繕実績を作成するよう指導した。
263	ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業	意見	<p>保守点検業務に関する仕様書内容の見直しについて</p> <p>法令で年1回の実施で足りるものを、仕様書に年12回と記載することは、指定管理者にとって大きな負担増加に繋がることが想定される。特に、法令に関する知識が少ない指定管理者の場合においては、誤った解釈に基づき過剰な業務を遂行してしまう可能性も懸念される。福井市担当者にヒアリングしたところ、福井市も年1回の実施で足りる認識であったことから、<u>仕様書の記載内容を法令に則したものに修正することが必要</u>である。</p>	指定管理者と仕様書内容の修正時期について協議を行っていく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
264	ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業	意見	<p>再委託に関する仕様書の適切な運用について</p> <p>福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護などを目的として一般的に指定管理業務仕様書を作成する際には、再委託の禁止条項を定めている。当施設の仕様書においても、再委託の禁止条項が記載されているものの、保守点検業務や清掃業務などの再委託業務につき、年度ごとに事前に提出する事業計画書への記載をもって報告しているのみであり、適切な申請、承認手続きのプロセスを経ていなかった。</p> <p>毎年事業計画書は提出するものの、適切なプロセスを経てないと言え、冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証を実施する観点、委託先に変更が生じる場合もあることから、<u>仕様書に定められた承認申請の手続きを年度ごとに一括でもよいので適切に行うことが必要</u>と考える。</p> <p>なお、再委託先の承認について、<u>一括承認で容認される場合であっても、業務途中において、委託先に追加等変更がある場合には、追加での再委託の承認申請を行うことが必要</u>となる点については留意が必要である。</p>	指定管理者と事務手続き等について協議を行っていく。
264	ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業	意見	<p>要求基準を満たした事業計画書の作成、仕様書の見直しについて</p> <p>指定管理者制度における要求基準は、福井市が施設の指定管理業務を任せることに当たり、指定管理者が少なくとも達成しなければならない利用者数などを定めたものである。しかし、令和5年度においては、指定管理者からの目標利用者数が要求基準を下回っており、事業計画の段階から目標値を下回る計画となっている状況が見受けられた。これは、仕様書に記載されている要求基準が毎年変更されている一方、指定管理者の目標利用者数が固定されていたことが原因と考えられる。</p> <p>そのため、<u>指定管理者は変更される要求基準を達成するような事業計画書を作成すること</u>や、福井市においても過去の利用実績や社会情勢の変化などの実情を考慮して要求基準を見直すなどの対応が必要と認められる。これらの対応により、<u>要求基準と目標利用者数の整合性を図り、より効果的な施設運営を目指していくことが必要</u>である。</p>	指定管理者と協議を行い、要求基準の見直し等を検討する。
270	観光事務諸経費	意見	<p>観光アドバイザーの引継ぎについて</p> <p>観光アドバイザーである安野氏は高齢であるが、福井市として、その後任について検討していない。そのため、安野氏の経験や人脈が十分に福井市に引き継がれない可能性がある。安野氏のこれまでの貢献を引き継ぎ、さらに発展させていくことができるよう、<u>観光アドバイザーとして果たしている役割をどのように福井市がカバーしていくのか速やかに検討していくことが必要</u>と考える。</p>	観光アドバイザーが担当する各種業務の実施にあたっては、観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）の担当者が補佐する体制をとっており、業務遂行を通じた経験や人脈の引継ぎが行われている。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）国際室

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
274	国際化推進事業	意見	<p>事業評価における適切な目標値の設定について</p> <p>本国際交流事業として、①姉妹都市交流事業、②外国人の防災対策事業、③多文化共生・理解事業、④日本語支援事業、⑤日本語支援、⑥国際交流、⑦国際室直営事業を実施しているが、本事業成果を図る指標として、①～⑥を集計対象としていた。</p> <p>しかし、令和5年度の実績値把握より、⑦国際室直営事業の市民参加者数を数値に含めることに変更した結果、設定した目標値に対応する業績評価を実施できない状況となっている。当事業の目標値は、過去の実績値をベースにした上で、実現可能性を織り込んだ期待値を乗じて算出されている。そのため、令和5年度の目標値設定時点で、令和4年度の実績値に⑦の人数を加えた数値をベースにするべきだったが、実際には、⑦の人数は加味されていない。そのため、令和5年度の目標値が実績値に対して過少に設定されてしまっている。</p> <p>国際化推進施策の効果を適正に評価し、継続的に改善していくためには、長期的な視点でのモニタリングが不可欠である。しかし、設定された目標値が適切でない場合、評価結果が歪み、誤った施策の継続や、有効な施策を見逃してしまう可能性がある。<u>令和5年度について、目標値と実績値の定義に齟齬が生じていたため適切に事業効果を測れない</u>。今後、<u>目標値の変更を実施する際には、十分に留意することが必要である</u>。</p>	以後、事業効果の測定にあたっては、目標値と実績値を正しく取り扱うことに留意する。
275	国際化推進事業	意見	<p>FCA業務の可視化について</p> <p>現状では、FCAの業務に関する文書化された資料が不足している。それにより、以下のような問題が生じる可能性がある。まず、FCAがどれくらいの業務をどのように実施しているか全体像を把握することができないため、FCAの業績評価を適切に実施できない。また、各FCAの業務内容が共有されず、重複や漏れが発生する可能性がある。さらに、FCAがどのような活動を行っているのか、外部への説明が難しい。</p> <p>これらの問題を解決するために、FCAの業務を可視化することが不可欠といえる。作業日報などの文書化された資料を作成し、共有することで、FCAがどのような業務を行っているのか、具体的な内容を把握できる。また、どの業務にどれだけ時間がかかっているのか、どの業務が無駄になっているのかを分析することで、業務効率を向上させることができ。もし、問題が発生した場合にも、原因を特定し、迅速に対応できる。対外的にも、FCAの活動内容を説明する際に、具体的な資料として活用できる。</p> <p><u>FCAはただの職員ではなく、国際交流に重要な意義を持つ存在であるため、漠然とした管理を実施するのではなく、その存在意義を十分かつ効果的に生かせるように業務管理を実施することが必要</u>と考える。</p>	FCAの業務としては幼稚園や各団体を訪問して行う英語での触れ合い、観光誘客に資するSNS投稿などがあるが、それらを行った際には日付、内容や応対した人数等の記録を残している。指摘のあった、どのような業務を行っているのか可視化できるようにするため、今後業務日誌を作成するほか、定期的にFCA及び担当職員とでミーティングを行い、取り組んでいる業務内容の報告・確認のほか、助言をする機会を持つこととした。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）国際室

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
276	国際化推進事業	意見	<p>見積書の適切な確認について</p> <p>見積書に記載された金額計算に、軽微な不備が識別されているが、当該不備は、受領後に十分な確認が実施されなければ防止できたはずである。見積書は、取引の基礎となる重要な書類であり、金額計算の誤りは、後々、トラブルに発展する可能性が高い。また、誤りを放置しておくことで、客観的な証拠としての信頼性を弱めることにもつながる。</p> <p>そのため、<u>見積書の受領後には、複数の担当者による確認を実施し、金額計算の正確性を確認することが必要である。また、見積書に誤りが生じていた場合には、軽微なものといって放置せずに、適時に見積書の発行者に修正を依頼すべきである。</u></p>	以後、事務担当者による資料確認の必要性を改めて認識するとともに、決裁にかかる必要資料のチェックをより厳密に実施していく。
279	国際化市民活動促進事業	意見	<p>ジュニア大使事業中止準備資金についてのモニタリングについて</p> <p>ふくい市民国際交流協会にて、ジュニア大使事業中止準備資金2,000千円が令和2年度に計上されたまま取り崩されていない状況にある。ジュニア大使事業中止準備資金は、ジュニア大使受入・派遣事業が新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった場合の人件費に充当するものとして使途を限定している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、令和5年度には落ち着きを見せ、令和5年度からはジュニア大使受入・派遣事業も再開されており、今後、再び新型コロナウイルス感染症拡大によって、ジュニア大使受入・派遣事業が中止される状況になる可能性は低いと思われる。</p> <p>この点、ふくい市民国際交流協会からは、「現段階では使途を限定しているため、今後の使用予定は不明であるが、令和6年度中に、資金の使用目的変更について、福井県の公益社団法人担当部署と協議を行う予定である。」との回答を得た。このように、ふくい市民国際交流協会は、資金を積立しているものの、計画的な取崩しを実施できていない状況にある。公益社団法人という特性から様々な制約があることは理解できるが、<u>協会に対して補助金を支出している福井市としては、より積極的に協会と連携し、積立資金を有効活用できるようモニタリングしていくことが必要と考える。</u></p> <p>なお、そもそも、本ジュニア大使事業中止準備資金の積立については、国からの持続化給付金を財源としているものの、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給する制度であり、福井市の補助金を先に充当するべきだったのかという疑問もある。そのため、<u>本ジュニア大使事業中止準備資金については、福井市の補助金の繰越とも考える余地もあると判断されるため、適正に使用されるようにモニタリングすることが必要と考える。</u></p>	<p>同協会においては、令和6年度の支出が収入を上回る決算となつたため当該準備資金から1,700千円を充て、残額は300千円となった。この決算処理については、令和7年3月5日に実施された県担当課による立入検査において適正な用途であることを確認しており、かつ同年6月20日に開催された「令和7年度定時総会」において、市から観光文化スポーツ局長も協会理事として出席する中、厳正な審査を経て承認された。</p> <p>今後も同様に、当該準備資金の使い道について適正にモニタリングを継続して実施していく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）国際室

意見				
頁	項目	区分	概要	詳細
281	多文化共生事業	意見	<p>細かな見積内訳書の入手について</p> <p>公益社団法人ふくい市民国際交流協会からの見積書の内容として「グローバルフェスタ会場設営委託料、一式、単価450,000円」との記載のみでは、その中に、何が含まれているのか詳細が分からず。会場代のみであるのか設営の入件費も含むのか、また当日のボランティアに対する謝礼も含まれているのか、含まれているもので状況は大きく異なる。</p> <p>上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。</p> <p>特に、ふくい市民国際交流協会には、グローバルフェスタだけでなく、多岐にわたる国際関係業務が委託されており、その総額は決して少なくない状況である。今回問題となっている「グローバルフェスタの会場設営等運営委託料」は、金額的には450千円と重要性は高くないが、個々の案件においても委託費用の詳細を開示できることで、委託先との関係の透明性を高めることにつながると期待される。</p>	今年度のグローバルフェスタに関する見積書については、一式とまとめるのではなく、報償費（ボランティアに対する謝礼）、使用料及び賃借料（ハピテラス使用料）、事務諸経費（消耗品費、通信費、入件費）に分けた見積書をいただいている。
282	多文化共生事業	意見	<p>多文化共生推進プランに関する目標値設定について</p> <p>多文化共生推進プランについては、多文化共生の理解を深める活動段階であり、KPIを設定して、事業進捗管理をしていく段階ではないとのことでKPIが設定されていない。しかしながら、KPIが設定されていないことで、客観的に事業の実施状況を測定することが難しい状況にある。例えば、現状では、「府内窓口業務における手続き・制度説明の円滑化のため、行政通訳員を配置する」という具体的な施策に対して、実施しているかどうかが評価のポイントとなっている。しかし、ここに「行政通訳員が何回通訳サービスを実施するか」等の定量的な目標値を設定することで、より効果的な施策を実施すること及び事後的な評価が可能となる。</p> <p><u>多文化共生推進プランについても、KPIを設定し、事業の実施状況をより適切に管理・評価できるものにしていくべきである。</u></p>	令和7年4月に「多文化共生推進プラン」を第4次へ改定したことを踏まえ、今後はプランの進捗管理を行う懇話会の場において、委員のご意見を伺いながら、第5次プラン改定時に向けてKPIの設定を含めた検討を進めてまいりたい。
282	多文化共生事業	意見	<p>市政出前講座の実施効果の測定について</p> <p>市政出前講座については、アンケートの実施により、より市民のニーズに合った事業を提供することが可能となる。また、事業を継続するか否かの判断基準としても活用することが可能となることから、<u>講座実施後に満足度を測るようなアンケート等を実施することが必要と考える。</u></p>	市政出前講座については、終了後に市民サービス推進課が作成したアンケート回答を依頼し、有意義であったか、内容の分かりやすさ等について回答を頂いている。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課）国際室

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
283	多文化共生事業	意見	<p>ベトナム語への対応について</p> <p>近年ベトナム人住民が増加していることから、福井市としてもベトナム語対応の必要性が高まっている。福井市としては、どの国が多いかについても短期的なトレンドがあるので、今後の状況を見極めたうえで決定していく方針であり、むやみに多言語対応するのではなく、「やさしい日本語」を使用することで、外国人への対応を図っていきたいとのことであった。</p> <p>しかし、<u>今後もベトナム人が増加するというトレンドが継続するようであれば、将来の状況を見据えて、ベトナム語にも対応していくことが必要であると考える。</u></p>	市役所での手続きや日常生活に必要な情報をまとめた、「福井市生活ガイドブック」のベトナム語版を公開している。今後の市内在住外国人数の推移を注視し、必要に応じ対応を行う。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課） 越前水仙の里公園

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
289	越前水仙の里公園運営事業	意見	<p>越前水仙の里公園の今後の課題、取り組みについて</p> <p>越前水仙の里公園は年中水仙の栽培を行うため、空調の常時稼働による電気代の発生や、栽培員の毎日の出勤による人件費の負担が大きい状況である。年間約600千円の入館料収入では、人件費や水道光熱費を賄うことができず、収支はマイナスの状態が続いている。加えて、展示内容が年中ほとんど変わらないため、来館者の増加が見込めず、入館料収入の増加も難しい状況である。</p> <p>このような状況の中で、「福井市施設マネジメントアクションプラン第2期」においても、「管理運営等の見直しによるコストを削減すること」と方向性が示されており、具体的には、「週休日を設けるなど運営の見直しを行い、コスト削減を図る」と明記されている。</p> <p><u>越前水仙の里公園は、現状では収支のバランスが取れておらず、抜本的な対策が必要であり、上記以外にも、空調設備の見直しや省エネ化による光熱費の削減を進めることも検討する必要がある。また、展示内容の見直しや集客イベントの開催など、魅力向上による入館者増加を図り、必要であれば長らく見直しされていない入館料増加の検討なども視野に入れて、持続可能な運営体制を構築していくことも必要である。さらに、福井県花の水仙の栽培において、当施設は極めて重要な施設であるので、可能な範囲で福井県の支援なども受けられるよう要望を出していくことも必要と考える。</u></p>	コスト削減のために、週休日を設ける等の見直しについて検討する。また、令和7年度においては、越廻ふるさと資料館の照明器具の一部をLED化する予定であるため、光熱費の削減に繋がると考えられる。
290	越前水仙の里公園運営事業	意見	<p>アンケート調査の実施について</p> <p>施設においてのアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。ましてや、入館者数が多くない状況であり、かつ収支もマイナスが継続している状況下においては、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見も聴取することができ、運営における問題解決の糸口を見つけることもあるかもしれない。</p> <p><u>本施設を訪れた利用者の意見は収集すべく、アンケート用紙とアンケート箱などを常時設置し、意見を収集できる環境は整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。</u></p>	当施設においてイベントを行った際には、参加の方々にアンケートを記入してもらっている。また、施設の利用者の多くは入場無料の高齢者が多いため、アンケート用紙とアンケート箱を設け、意見を収集できる環境を整える。
291	越前水仙の里公園運営事業	意見	<p>建物の修繕について</p> <p>上記の写真のように建物にヒビが入っていたり、剥き出しどなつたりする箇所については、利用者に危害が及ぶ可能性もある。利用に際して怪我をしたなどの問題が生ずる前に、危害が及ぶ可能性のある箇所については最優先に修繕対応を行うことが必要と考える。</p>	令和7年度において予算要求を行い、最優先での修繕に努める。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 観光振興課（旧：おもてなし観光推進課） 越前水仙の里公園

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
291	越前水仙の里公園運営事業	意見	<p>水仙栽培に関する福井市内の体制整備について</p> <p>福井市越廻地区の水仙畠は、国の重要文化的景観に選定された貴重な地域資源である。しかし、水仙の球根を育てている農家が現在1名のみであり、高齢化している現状は、水仙畠の存続を危ぶませるものである。<u>歴史的文化財を守るためにも、早急に福井市、又は福井県も交えて対策を行う必要がある</u>と考える。具体的には、福井市には園芸センターの施設があり、当施設を所管している農林水産部とも連携を行い、水仙栽培について土壤や地形、気候などの分析を行うことによる栽培の最適化を図るとともに、<u>農家の方とも交渉し、福井市として水仙の球根栽培を維持し、福井市内で水仙栽培を完結できるような体制づくりを構築していく</u>ように努めていくことが必要と考える。また、「9-2. 重要な文化的景観保存活用事業」の監査意見にも記載されているとおり、<u>福井市の水仙畠保護に対する取組みについても併せて実施されたい。</u></p>	越前水仙の存続の危機の要因として、農家が少なく高齢であることに加え、獣害被害もその一つである。本市の農林水産部と連携し、農家の方からノウハウを学び、一貫した水仙栽培ができる環境を整える。また、越前水仙は県花でもあるため、水仙の栽培や獣害対策について県にも協力を依頼する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
295	歴史のみえるまちづくり普及事業	意見	<p>積極的なアンケート調査の実施について</p> <p>歴史講座は、市民が歴史に対する関心を深め、地域への理解を深めるための重要な機会である。そのため、市民のニーズを的確に把握し、質の高い講座を提供することが求められる。アンケート調査の実施は、市民の求める知識や学び方を把握し、講座内容の改善に活かすために重要な手段である。また、各歴史講座の開催は、歴史のみえるまちづくり協会に委託していることから、アンケート調査の結果は、委託業務が適切に遂行されているか状況を評価することにも役立つ。</p> <p><u>講座の質を向上させるための重要な資料となり得るため、今後は、アンケート調査の実施とその結果を分析していくことが必要と考える。</u></p>	事業の改善には利用者の意見を収集、分析することが必要であると考える。効果的なアンケートを方法を模索し、アンケートの実施を検討する。
298	観光・文化連携事業	意見	<p>ふくミューパスの販売について</p> <p>ふくミューパスの販売状況が振るわない状況にある。特に、令和5年度は、県旅行業協会契約販売分1,000枚の契約がなく、販売枚数が1日券と3日券を合わせても5枚のみと、かなり落ち込みを見せている。</p> <p>ふくミューパスの販売状況が思わしくない場合には、様々な要因が考えられる。例えば、ふくミューパスのターゲットが明確になっていないため使いにくい制度になっていること、福井市のホームページや各施設で案内されているがPRが不十分であるため知名度が低いこと、使用期限は1日券が販売日当日のみ、3日券が販売日を含めた3日間と定められており使用期間が限定的であることが挙げられる。</p> <p>ふくミューパスは今後も販売を継続していくことである。事業を継続していく以上は、<u>何が問題となって販売枚数が振るわない状況にあるのか、適切に分析し改善するべきである。その上で、今後の売れ行きによっては、ふくミューパスの販売を継続するか否か判断することも必要</u>と考える。</p>	ふくミューパスは市内の文化施設としているが、歴史や自然、美術など、そのジャンルは様々である。以前、購入者個別の利用状況を分析した。その結果等を基に、改善策を検討するとともに、制度自体の見直しを図る。
299	観光・文化連携事業	意見	<p>ロゲットカードの活用方法について</p> <p>販売開始年度ということもあるが、ロゲットカードの配布実績が伸び悩んでいる。特に一乗谷レストランと越前水仙の里公園では、発行枚数自体少なめで発注してはいるものの、配布枚数が低迷している。これらの施設では、そもそも利用者数が少ないことが要因として考えられる。ロゲットカードを制作した以上、その効果を最大限に引き出すため、各施設の特性に合わせた配布戦略を検討すべきである。例えば、朝倉氏遺跡復原町並及び養浩館庭園では、令和6年1月からは、入場者にアンケート用紙とともに配布することで、配布実績を大幅に増加させている。また、ロゲットカードをアンケート用紙に添えることで、アンケート用紙の回収率向上にも一役買っている。</p> <p><u>配布が伸び悩んでいる施設においても、せっかく制作したロゲットカードを有効に活用できるよう新しい取組を検討していくことが必要</u>と考える。</p>	ロゲットカードは、観光客の収集意欲を媒体に全国100か所以上の観光地で配布しているものである。カードそのものが朝倉氏遺跡等の観光誘客に少なからず貢献するものであるが、更なる利用者増につながるよう、新しい取組について検討する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
301	まちなか滞在推進事業	意見	<p>制作したグッズの販売場所、制作の継続について</p> <p>報告書に記載のとおり、各館の魅力を伝えるためのPR活動の一つとして関連するグッズを制作しているが、思うように売れていないのが現状である（なお、愛宕坂茶道美術館オリジナル千菓子は、R6年10月に完売している。）。制作したグッズは、橘曙覧記念文学館及び愛宕坂茶道美術館において販売されているが、そもそも両館の入館者数が目標値に達していない（後の「6-8. 愛宕坂作動美術館」「6-9. 橘曙覧記念文学館管理運営費」参照）中、PR活動の一環として制作されたグッズの存在意義についても問われる可能性もある。</p> <p>PR活動を行うのであれば、観光客の入り口である駅周辺において販売することや、観光交流センター以外の関連する施設のチラシやパンフレットを置くなどの工夫も必要であると考える。売れ残った在庫は翌年度においても販売することができるため、<u>今後は販売方法等について工夫を行い、より一層のPR活動に繋げていくことが必要と考える。その上で、来館した記念品としてのグッズ制作の必要性はあるものの、今後の売れ行きの悪いグッズに関しては、グッズ制作を継続するか否かの判断も必要となると考える。</u></p>	グッズは、来館者の満足度を高めるために制作している。販売方法等の工夫によって、各館のPRになるよう工夫したい。PR強化の手法及び売れ行きの悪いグッズの取り扱いについて検討する。
302	まちなか滞在推進事業	意見	<p>グリフィス記念館の活用方法について</p> <p>グリフィス記念館は福井駅と足羽山の間に位置しており、グリフィス記念館の前にはスペース広場がある。令和5年度においては、建物やその広場を活用し、ふくい桜まつりの開催期間に合わせて、マルシェやライブペインティングのイベントを実施した。当イベントは好評であったものの、建物や広場の広さの都合上、参加者数が限られる結果となった（3月23日、24日、30日、31日開催日参加者数合計928人）。また、グリフィス記念館の入館者数は目標値に達しておらず（後の「6-10. グリフィス記念館管理運営費」参照）、イベントの効果が現れていない状況である。</p> <p>当施設の管理は公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会に対して委託しているが、委託先に対して、PR活動の強化や年度期間中のイベントの実施を行ってもらうなど、入館者数の増加を含むグリフィス記念館界隈にぎわい創出を図るための活動も実施してもらうことが必要ではないかと考える。</p>	当施設の管理を委託している公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会と、入館者数を増やすため、グリフィス記念館界隈にぎわい創出を図るための取り組みを行えないか協議している。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
303	まちなか滞在推進事業	意見	<p>効果ある事業の実施、収益化の促進について</p> <p>愛宕坂茶道美術館と橋曜覧記念文学館は、福井市愛宕坂という歴史ある景観に隣接する文化施設である。ふくい桜まつり期間中の連携イベントは、両館の相乗効果による入館者増加、ひいては地域文化の振興に資する重要な取組であると考えられる。しかし、現状は必ずしも期待どおりの成果が出ているとは言えない。開館時間の延長や夜間ライトアップといった事業を実施しているものの、そもそも目標とする入館者数には達しておらず（後の「6-8. 愛宕坂茶道美術館管理運営費」、「6-9. 橋曜覧記念文学館管理運営費」参照）、イベント効果が十分に発揮されていない状況であり、また、イベントにおける抹茶販売の実績も芳しくない。</p> <p>そのため、<u>愛宕坂周辺のぎわい事業を実施するにおいては、イベントを実施することによって増加する入館者数の分析、開館時間延長に伴い増加する入館者数の分析を行い、入館者数の分析を行った後は、どの世代が多く来場されているか、その結果、どのターゲット層に絞って事業を実施するか、対象世代それぞれに合った広報活動を行う等、その分析を活かして事業の考案を行っていくことが必要と考える。</u></p> <p>他にも観覧料の見直しや抹茶販売の強化等、収益性の改善に繋がるような取組をも期待したいところである。</p>	<p>愛宕坂にぎわい事業のうち、愛宕坂茶道美術館及び橋曜覧記念文学館で実施していた関連イベントは、費用対効果の点から、令和7年度より実施しないこととした。夜間ライトアップの灯の回廊イベントについては、実施内容を見直し、令和8年度からは事業費を大幅に削減して費用対効果を高めて実施する予定である。現状では、愛宕坂にぎわい事業のイベントにより、各館の入館者増は見込めないが、同事業により、愛宕坂にある館のPRに繋げていきたい。</p>
303	まちなか滞在推進事業	意見	<p>ふるさとづくり基金の有効活用及び将来の財源確保について</p> <p>ふるさとづくり基金は、地域活性化を目的とした貴重な財源である。しかし、基金の活用にも関わらず、愛宕坂茶道美術館、橋曜覧記念文学館の入館者数は目標値に達しておらず、基金の投入に見合った成果が出ていない状況である。</p> <p>基金残高の推移表をみると、近年は基金残高が減少傾向にあり、その用途が効果的に事業に反映されているとは言い難い。基金は、真に効果が見込める事業に重点的に投資する必要がある。そのためには、事業計画の事前評価、実施中のモニタリング、事後評価を徹底し、PDCAサイクルを回すことが重要である。上記「6. 監査の意見と結果」の（1）～（3）にも記載したように<u>事業実施後の分析は不可欠であり、その分析をもって今後の事業の考案、基金の充当を行っていくことが必要</u>と考える。</p> <p>また、当基金の残高が0となれば福井市は通常の予算対応にて財源を確保するとのことであるが、他の事業との兼ね合いで予算を確保できるかどうか不確実性が伴うこととなる。そのために、上記（3）に記載した収益化改善をはじめとし、<u>関連する愛宕坂茶道美術館、橋曜覧記念文学館、グリフィス記念館の各施設運営を委託している公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会とも当該課題意識を共有し、将来の財源確保の問題に協同して積極的に取り組んでいくことが必要</u>と考える。</p>	<p>ふるさとづくり基金に代わる将来の財源確保について、公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会とも課題意識を共有し積極的に取り組んでいく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
306	一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業	意見	<p>規約に沿った体制の整備について</p> <p>監事は委員の業務執行を監督する立場にあり、独立した役職で委員との兼任は認められない。一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会の委員名簿では監事が委員を兼任しており、委員計14名のカウントとなされている。</p> <p>そのため、<u>協議会の規約で規定されている人数を満たしていない状況であるため、委員を2名追加するか、規約の改訂を行うことが必要である。</u></p>	一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会の事務局（福井県）に対し、指摘された事項について説明し、規約の改正を求めていく。
306	一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業	意見	<p>収支実績報告の項目統一について</p> <p>拠出する負担金に余剰が生じれば返還が発生する中、予算と実績の比較を精緻に行うこと非常に重要であると認められる。しかし、福井市が予算を要求する段階における予算項目と収支実績報告書における項目が若干異なっている部分があり、どの事業にどれだけの費用がかかったかを紐づけることが困難であった。</p> <p>当負担金については、福井県からの拠出も行われているので、その項目に従ったことも考えられるが、福井県や福井市と共同して負担金を拠出する場合には、予め福井県や一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会と詳細を事前に打ち合わせた上で、項目を統一することが必要であったと考える。共通の項目を使用することで予算と実績との比較も容易かつ正確に行うことができ、次年度以降の計画策定や予算立ての参考とすることができる。</p> <p><u>共同して負担金を拠出する場合も含め、予算要求項目と収支実績報告書の項目については統一し、その項目、様式に沿って報告書を受領するように運用を見直すことが必要と考える。</u></p>	一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会の事務局（福井県）に対し、指摘された事項について説明し、運用の見直しを求めていく。
307	一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業	意見	<p>実態に即した規約の改定について</p> <p>現状、規約の余剰金の返還に関しては、規約の取扱いと実際の取扱いとが乖離している状況である。このように実態と乖離している状況であれば、今後それぞれの担当者が変わると当該レンタサイクルに係る余剰金の取扱いについて、両者の間に齟齬が発生する可能性があり、トラブルに繋がる可能性も考えられる。そのような事態を避けるために、<u>実態に合わせて、規約の改定を行うことが必要</u>と考える。</p>	レンタサイクル事業については、国庫補助のほか自転車使用料の収入があるため、事務局（福井県）と協議し、運用の在り方について今後検討していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
307	一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業	意見	<p>交付要綱の補助対象経費の明確化について</p> <p>越前朝倉戦国まつり開催補助金交付要綱における補助対象経費は、広告宣伝費、使用料及び賃借料、委託料と大まかな設定しかなされておらず、詳細な補助対象経費の内容が不明瞭である。</p> <p>補助先からの収支実績報告においても、委託料の概念が広く捉えられ、果たして補助対象経費に該当するか判断しづらい項目も含まれていた。また、越前朝倉万灯夜開催補助金も同様の事象が見受けられた。</p> <p>このような事態を避けるためにも、<u>補助要綱を策定する際には、大まかな項目のみならず、別紙として補助対象経費の詳細や一覧を明示し、補助対象経費の範囲を明確化することが必要である</u>と考える。</p>	越前朝倉戦国まつりの補助金や、越前朝倉万灯夜開催補助金について、詳細な補助対象経費の内容が確認できるよう、別紙で補助対象経費の詳細を定めた一覧を作成する。
308	一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業	意見	<p>源泉徴収に対する指導について</p> <p>越前朝倉万灯夜開催補助金の支出の実績を確認すると、個人に対する報償費や委託費があり、源泉徴収を行わない形で支出がされていた。特に、<u>個人に対する支払いについては、源泉徴収の必要性を補助先にも共有し、福井市としても税務署に確認を行うよう指導するなどの対応が必要</u>と考える。</p>	個人に対する支払いについては、源泉徴収の必要性を伝え、税務署に支払報告書を提出するよう指導する。
308	一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業	意見	<p>イベント実施効果の測定について</p> <p>当事業は単年度のチャレンジ事業であるとはいえど、アンケートの実施により、「今後このようなイベントがあれば参加したい。」との市民の声を収集することができ、事業を継続するか否かの判断基準としても活用できたり、今後のイベント事業の計画を立てる際の参考にしたりするとともに、市民の興味がどこにあるのかについても確認するうえで、<u>イベント実施後には満足度を測るようなアンケートなどを実施することが必要</u>と考える。</p>	特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡内で、福井市が開催するイベントについては、それらの事業成果を検証できるようアンケート等を実施する。
310	日本遺産活性化推進事業	意見	<p>イベント実施効果の測定について</p> <p>当事業のようなイベント開催の事業については、アンケートの実施により、「今後このようなイベントがあれば参加したい。」との市民の声を収集することができ、事業を継続するか否かの判断基準としても活用することができるところから、<u>イベント実施後に満足度を測るようなアンケート等を実施することが必要</u>と考える。</p>	イベント実施後に満足度を測るアンケートを実施している。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
310	日本遺産活性化推進事業	意見	<p>余剰金に関する規約の追加について</p> <p>負担金を支出する事業において、収支報告書の作成は資金の流れを把握し、透明性を確保するために重要である。また、本事業では任意的な負担金であり収支差額に余剰額が発生した場合には返還してもらうこととなっている。しかしながら、収支差額が発生した場合の取扱いが規約に規定されていない現状では、余剰金の使途が明確ではなく、福井市や福井・勝山日本遺産活用推進協議会において混乱を招く可能性がある。</p> <p>そのため、<u>余剰金の定義や範囲、余剰金を繰り越すか返還するかの取扱い、返還する場合にはその算定方法等、余剰金の取扱いを明確に規約に規定していくことが必要</u>と考える。</p>	余剰金の取扱いの規定に関して、令和7年度中に規約を改定する。
316	愛宕坂茶道美術館管理運営費	意見	<p>積極的なアンケート調査の実施について</p> <p>施設においてのアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。現状、当施設の収支はマイナスとなっており収支改善の必要性のある中、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見は積極的に収集すべきである。また、本事業における委託先に対しては橋曜覧記念文学館の会議室も事務所として無償で貸付をしている事実もあることから、施設の在り方、今後の運営方法、観覧料の見直し、利用者数増加のための施策等の問題解決に向け、委託先との協力関係のさらなる強化も望まれる。</p> <p><u>少なくともイベント実施時、施設を訪れた利用者の意見を収集すべく、アンケート用紙とアンケート箱等を見やすい場所に設置し、意見を容易に収集できる環境を整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。</u></p>	事業の改善には利用者の意見を収集、分析することが必要であるため、アンケートの実施に向け効果的なアンケートの手法を検討する。
317	愛宕坂茶道美術館管理運営費	意見	<p>再委託に関する承認申請の適切な運用について</p> <p>福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護等を目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を規定している。当施設の管理運営業務委託契約書にも再委託の制限条項が記載されているものの、上記福井市シルバー人材センターに対する再委託業務につき、福井市への承認申請がなされていなかった。なお、福井市側は、福井市シルバー人材センターを利用していることは把握していたものの、承認申請の手続きの実施を求めていなかった。</p> <p><u>冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証の実施のためにも、再委託を行う際には契約書に記載されている承認申請の適切な運用が必要である。</u></p>	令和7年度より受託者の福井市シルバー人材センターへの再委託について、承認申請の提出を求め、承認を行うよう改めた。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
317	愛宕坂茶道美術館 管理運営費	意見	<p>仕様書の遵守、仕様書の柔軟な見直しについて</p> <p>当施設の管理運営、特に展示に関する業務は、展示物の知識や利用者への説明等が求められることから、仕様書において学芸員有資格者の配置が明記されている。しかしながら、現状では学芸員の都合により、施設に不在の日が発生している状況であり、仕様書遵守の観点からは、少なくとも1名の学芸員配置は必要と考えられる。一方で、常時学芸員が必要な状況であるとは言い切れず、隣接する橘曙覧記念文学館と委託先が同じである点を鑑みると、より効率的かつ効果的な施設運営の観点から、両館で学芸員を共有する運用も考えられる。例えば、仕様書にて現行の「学芸員有資格者の配置」を「当施設又は橘曙覧記念文学館のいずれかに学芸員有資格者を1名以上配置」といったように変更することや、一方の施設で展示替えやイベント等、学芸員の専門性を特に必要とする業務がある場合は、その施設に学芸員を重点的に配置することが考えられる。なお、このような場合には、両施設における責任の所在を明らかにする必要があることに留意されたい。</p> <p>いずれにしても、<u>委託先とも協議のうえ、学芸員の配置に関して、仕様書の見直しを含む検討を行うことが必要</u>と考える。</p>	効率的かつ効果的な施設運営ができるように、橘曙覧記念文学館及び愛宕坂茶道美術館への学芸員の配置に関して、仕様書の見直しを含め検討する。
318	愛宕坂茶道美術館 管理運営費	意見	<p>計画的なデータベース化について</p> <p>愛宕坂茶道美術館における貴重な資料を未来へ繋ぐため、データベース化による効率的な管理体制の構築が急務である。</p> <p>計画的にデータベース化をすすめるためには、まず、どの範囲の資料をデータベース化するのか、どの資料を優先的にデータベース化するか等の基準を事前に定めておく必要性があると考える。その上で、データベースへの入力方法、入力項目等を標準化しルール化しておくと、どの学芸員でも混乱なくデータベースへ登録することができる。</p> <p>データベース化は、資料の保管、研究の促進、そして教育普及活動の充実につながる重要な取組であり、計画的なデータベース化が進むことで、愛宕坂茶道美術館の貴重な資料が未来へ繋がっていくものと考える。</p>	作成済みの紙ベースの収蔵資料台帳をどのようにデータベース化するか検討する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
318	愛宕坂茶道美術館 管理運営費	意見	<p>運営協議会からの意見対応について</p> <p>当施設には、施設運営の向上を目的として、外部有識者で構成される運営協議会が設置されている。十分かつ適切な知識を持つ外部有識者から、第三者目線での意見が出されることで、より良い施設運営の実現が期待できる。そのため、運営協議会で出された意見には、真摯に対応していく必要があると考える。</p> <p>運営協議会の議事録を閲覧し、庭園の整備について福井市にヒアリングを行ったところ、愛宕坂茶道美術館は文化財ではないことや、福井市と運営協議会や学芸員との価値観に相違があり、現状では予算化が難しいとの回答を得た。</p> <p>愛宕坂茶道美術館には茶道を行うための茶室があり、茶室からの庭園の景観は、茶道文化と切り離せない要素であると考える。外部有識者で構成される運営協議会においても、庭園整備の必要性が指摘されているにも関わらず、適切な対応がなされていない状況は、運営協議会の存在意義を問うものとなってしまう懸念がある。</p> <p><u>運営協議会で出た意見を尊重し、当施設と福井市が協力して課題解決に取り組むことが重要である。</u>庭園の整備は、当施設を訪れるお客様に最高の体験を提供する上で不可欠であり、ひいては茶道文化の普及・振興にも繋がるものと考えられるため、福井市は運営協議会と連携し、計画的に予算化を進めていくことが必要と考える。</p>	茶室の庭園の樹木の剪定等の日常管理に関する業務委託先を、名勝養浩館庭園同様、文化財庭園の維持管理の実績を持つ業者に変更した。
323	橋曜覧記念文学館 管理運営費	意見	<p>積極的なアンケート調査の実施について</p> <p>施設においてのアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。現状、当施設の収支はマイナスとなっており収支改善の必要性のある中、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見は積極的に収集すべきである。また、本事業における委託先に対しては本施設の会議室も事務所として無償で貸付をしている事実もあることから、施設の在り方、今後の運営方法、観覧料の見直し、利用者数増加のための施策等の問題解決に向け、委託先との協力関係のさらなる強化も望まれる。</p> <p>少なくともイベント実施時、施設を訪れた利用者の意見を収集すべく、アンケート用紙とアンケート箱等を見やすい場所に設置し、意見を容易に収集できる環境を整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。</p>	事業の改善には利用者の意見を収集、分析することが必要であるため、アンケートの実施に向け効果的なアンケートを手法を検討する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
324	橋曙覧記念文学館 管理運営費	意見	<p>再委託に関する承認申請の適切な運用について</p> <p>福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護等を目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を規定している。当施設の管理運営業務委託契約書にも再委託の制限条項が記載されているものの、上記福井市シルバー人材センターに対する再委託業務につき、福井市への承認申請がなされていなかった。なお、福井市側は、福井市シルバー人材センターを利用していることは把握していたものの、承認申請の手続きの実施を求めていなかった。</p> <p><u>冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証の実施のためにも、再委託を行う際には契約書に記載されている承認申請の適切な運用が必要である。</u></p>	令和7年度より受託者の福井市シルバー人材センターへの再委託について、承認申請の提出を求め、承認を行うよう改めた。
324	橋曙覧記念文学館 管理運営費	意見	<p>仕様書の遵守、仕様書の柔軟な見直しについて</p> <p>当施設の管理運営、特に展示に関する業務は、展示物の知識や利用者への説明等が求められることから、仕様書において学芸員有資格者の配置が明記されている。しかしながら、現状では学芸員の都合により、施設に不在の日が発生している状況であり、仕様書遵守の観点からは、少なくとも1名の学芸員配置は必要と考えられる。一方で、常時学芸員が必要な状況であるとは言い切れず、隣接する愛宕坂茶道美術館と委託先が同じである点を鑑みると、より効率的かつ効果的な施設運営の観点から、両館で学芸員を共有する運用も考えられる。例えば、仕様書にて現行の「学芸員有資格者の配置」を「当施設又は愛宕坂茶道美術館のいずれかに学芸員有資格者を1名以上配置」といったように変更することや、一方の施設で展示替えやイベント等、学芸員の専門性を特に必要とする業務がある場合は、その施設に学芸員を重点的に配置することが考えられる。なお、このような場合には、両施設における責任の所在を明らかにする必要があることに留意されたい。</p> <p><u>いずれにしても、委託先とも協議のうえ、学芸員の配置に関して、仕様書の見直しを含む検討を行うことが要と考える。</u></p>	効率的かつ効果的な施設運営ができるように、橋曙覧記念文学館及び愛宕坂茶道美術館への学芸員の配置に関して、仕様書の見直しを含め検討する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
324	橋曙覧記念文学館 管理運営費	意見	<p>図書室の無償貸し出しの運営方法の見直しについて</p> <p>橋曙覧記念文学館の図書室については、公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会が独自の運用ルールに基づき、申請書を提出することにより無償で利用できるようになっている。しかしながら、この運用ルールは条例に規定されておらず、手続きの透明性や公平性に欠ける点が懸念される。この点、福井市橋曙覧記念文学館の設置及び管理に関する条例には下記のとおり規定されている。</p> <p>福井市橋曙覧記念文学館の設置及び管理に関する条例 (使用の承認)</p> <p>第6条 施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p><u>現状のルールを明確にするためにも、条例第6条に規定されているよう、事前に市長の承認を得ることや、条件付きにて使用する等の対応が必要と考える。</u></p>	令和7年度は、図書室の無償貸し出しの予約が既に入っていたため、移行期間とし、令和8年度より運営方法を見直し、図書室の貸し出しが取り止める。
325	橋曙覧記念文学館 管理運営費	意見	<p>パソコンの入れ替え、資料のデータベース化について</p> <p>当施設の資料保管室を視察した結果、多くの貴重な資料が管理されていることを確認した。しかし、資料管理の方法が紙媒体により行われており、膨大な量の資料情報が十数冊のファイルに手書きで記録されている状況であることも確認した。このような運用では、必要な資料を迅速に探し出すことが困難となり、業務効率が低下することや、情報共有の困難性、紙媒体のファイルを置くスペースを要し、資料の保管場所を圧迫する等の問題点が懸念される。</p> <p>なお、福井市内の他の施設（例えば福井市自然史博物館）では、ファイルメーカーを用いたデータベース化が進められている。</p> <p>しかしながら、当施設ではパソコンの動作に支障をきたす可能性を懸念し、データベース化に踏み切れていない状況である。そのため、データベース化に対応できるような処理能力の高いパソコンに入れ替え、順次、資料をデータベース化することが重要と考えられる。資料管理の効率化、情報共有の促進、資料の保全性向上等が期待できると考えられるので、さらに資料数が多くなる前にデータベース化できるように対応していくことが必要と考える。</p>	データベース化に対応できるような処理能力の高いパソコンの導入と収蔵資料のデータベース化について検討する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
330	グリフィス記念館 管理運営費	意見	<p>積極的なアンケート調査の実施について</p> <p>施設においてアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。現状、当施設の収支はマイナスとなっており収支改善の必要性のある中、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見は積極的に収集すべきである。また、本事業における委託先に対しては本施設の会議室も事務所として無償で貸付をしている事実もあることから、施設の在り方、今後の運営方法、利用者増加のための収益性改善等の問題解決に向け、委託先との協力関係のさらなる強化も望まれる。</p> <p>少なくともイベント実施時、施設を訪れた利用者の意見を収集すべく、アンケート用紙とアンケート箱等を見やすい場所に設置し、意見を容易に収集できる環境を整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあつても良いと考える。</p>	令和7年度より、QRコードを利用したアンケートを設置した。
330	グリフィス記念館 管理運営費	意見	<p>実態に合わせた条例改正について</p> <p>記載のように使用料につき端数が発生する場合は、10円未満を切り捨てて徴収している。しかし、現状は条例にて端数処理の規定が明記されていない。なお、福井市養浩館庭園設置及び管理に関する条例においては、「前項までの規定により算出した金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」との記載がある。</p> <p>福井市の施設として使用料を徴収する以上、その取り扱いについて明確な根拠を示し、利用者に対する説明責任も果たせるよう、条例に端数処理に関する規定を明記することが必要である。</p>	令和7年度内に条例改正見込みである。
303	グリフィス記念館 管理運営費	意見	<p>インボイス制度への対応について</p> <p>当施設においては、結婚式の前撮り撮影や広場を利用したイベント開催等、利用者の中には、一定の事業者が存在することが想定される。令和5年10月から開始されたインボイス制度においては、事業者側において消費税上、仕入税額控除を行える要件として、インボイスの発行は重要であり、当施設においてもインボイスの発行への対応を行わなければならない。</p> <p>福井市では一般会計においてインボイス番号を取得しているが、委託先への共有がなされておらず、インボイス要件を満たした領収書が発行することができていなかった。福井市は委託先にインボイス番号を伝え、インボイスの要件を満たすような領収書を発行することができるよう、対応と指導が必要である。また、福井市のホームページには一般会計のインボイス番号が公表されておらず、他の自治体を参考に福井市一般会計のインボイス番号を公表することが必要と考える。</p>	令和7年度よりインボイス対応の領収書を発行している。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
331	グリフィス記念館 管理運営費	意見	<p>再委託に関する承認申請の適切な運用について</p> <p>福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護等を目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を規定している。当施設の管理運営業務委託契約書にも再委託の制限条項が記載されているものの、上記福井市シルバー人材センターに対する再委託業務につき、福井市への承認申請がなされていなかった。なお、福井市側は、福井市シルバー人材センターを利用していることは把握していたものの、承認申請の手続きの実施を求めていなかった。</p> <p><u>冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証の実施のためにも、再委託を行う際には契約書に記載されている承認申請の適切な運用が必要である。</u></p>	令和7年度より受託者の福井市シルバー人材センターへの再委託について、承認申請の提出を求め、承認を行うよう改めた。
331	グリフィス記念館 管理運営費	意見	<p>システムによる施設受付の実施について</p> <p>福井市では、ふくe-ねっと「施設予約サービス」を導入している施設もあり、当システムは従来、窓口でのみ行っていた公共施設の予約等を、インターネットで利用できるようにしたサービスで、自宅・外出先のパソコンだけでなく、携帯電話からも施設の空き状況を照会したり、施設の利用申込をしたりすることができる仕様となっている。</p> <p>当施設の貸室利用においては現在、電話やメールで問い合わせた後、施設管理担当者が予約状況を確認したうえで、申請書を提出することで利用することができ、インターネットによる予約受付システムと作業を比べると、現状手間が多く発生している。</p> <p>このシステムは令和5年3月に福井市の一部の施設において、利用が開始されていたが、当施設の貸室予約は利用ができていなかった。</p> <p><u>市民の利用の効率性及び事務負担の効率性の観点からもインターネットによる予約受付システムのサービス導入については早急に実施することが必要と考える。</u></p>	インターネットによる予約受付システムのサービス導入については、当館の年間貸出利用実績が26件(R6)と少ないとから、予約システム導入の費用対効果が低い。今後の利用数の増加度合いを見極めながら導入について検討する。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
332	グリフィス記念館 管理運営費	意見	<p>グリフィス記念館の修繕に関する考え方について</p> <p>グリフィス記念館は当時の建築を再現している関係上、定期的に多額の修繕が見込まれる施設であると考えられる。今後、職人技法の維持や物価高騰化を鑑みると、施設の維持管理に多くの負担が発生し、入館料が無料である当施設の性格を踏まえると、果たしてこの方針を維持すべきかどうか、考え方を改める必要性があるのではないかとも見受けられる。</p> <p>当時の建築を再現化することにより、明治時代の西洋建築様式を伝える貴重な建造物として歴史的価値を後世に伝えることができることや、観光客誘致や地域活性化、歴史学習や文化理解を促進することができる可能性があることが考えられる一方で、今後の費用負担の問題点からは、建物の外観は当時の姿を再現し、内部は現代の基準に合わせて改修する一部再現の手法や、VRツールを用いて当時の状況を再現する等の代替的手法を取り入れることも検討する余地があると認められる。</p> <p><u>福井市においては、グリフィス記念館が持つ歴史的価値をどの程度重視するか、修繕にかかる費用に見合う効果が得られるか、グリフィス記念館をどのように活用したいかを今一度検討していただき、福井市の方針を確立し、その方針に従って、当施設の維持管理に努めていくことが必要と考える。</u></p>	定期的に多額の修繕が見込まれる施設であることを踏まえたうえで、費用対効果も含め、グリフィス記念館をどのように活用していくか検討する。
335	一乗谷レストラン 管理費	意見	<p>賃貸借契約書の見直し、収支報告の見直しについて</p> <p>賃貸借契約書の条項には第15条（売上の報告）と記載されているのに対し、本文では収支報告の提出が求められている。現状においては売上高、来客数の報告のみがなされており、支出の報告については行われていない。賃貸借契約書の条項と本文の内容に齟齬があり、本来、どの程度の報告が必要なのか明確になっていない状況である。</p> <p><u>福井市は求める報告内容の再精査し、現状の運用のままで良いのであれば、賃貸借契約書の本文の見直しを、支出の報告まで必要とするのであれば、賃貸借契約書の条項タイトルの見直しを行うとともに、賃借人に対して契約に基づく資料の提出を求めることが必要と考える。</u></p>	賃貸借契約書について、報告を求めるべき内容を検討し、必要な見直しを行うものとする。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
336	一乗谷レストラン ト管理費	意見	<p>賃貸借契約書内の貸付範囲の見直しについて</p> <p>上記のように契約書に記載されている貸付場所の範囲を超えて、レストランの運営がなされている。現状は、福井市所有の建物を一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会が契約書を超えて使用している状態となっている。</p> <p>福井市として当該状況を容認する場合には、賃貸借契約書の貸付場所を見直すことが必要と考える。また、<u>貸付場所の範囲が広くなることにより、賃貸料の算定根拠が変わる可能性もあり、必要に応じて賃貸料の見直しについても検討することが必要である。</u></p> <p>契約書の内容と実際の運用が乖離している状態を放置することは、将来的なトラブルや誤解を招く可能性がある。そのため、<u>速やかに契約内容を見直し、現状に合致した状態にすること</u>が必要と考える。</p>	賃貸借契約書内の貸付範囲の見直しについては、関係者と協議を行っていく。
336	一乗谷レストラン ト管理費	意見	<p>預り証の発行、貸付範囲の見直し等の対応について</p> <p>現在の賃貸借契約書では貸付場所に2階が含まれておらず、福井市所有の建物に私物が置かれている状態となっており、資産の所有権が不明確となる可能性がある。</p> <p>このような状況は、将来的なトラブルの原因となる可能性、例えば、契約終了時に私物の所有権を巡って争いが生じることや、万が一、火災等が発生した場合に備品の所有権が不明確なために保険金の支払いがスムーズに行われない可能性等も考えられる。</p> <p>そのため、現状における資産の所有権を明確にするため、福井市は一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会から預かっている私物について、品目や数量を明確にした預り証を発行し、<u>所有権が福井市にないことを明確にすることや、上記（2）にも記載したように貸付範囲を広げ、現状に即した契約内容とする等の対応が必要</u>と考える。</p>	預り証の発行、貸付範囲の見直し等の対応など、関係者と協議を行う。
340	文化活動支援事業	意見	<p>福井芸術・文化フォーラムへの補助金額について</p> <p>当事業では、福井芸術・文化フォーラムに補助金を支出しているが、育成事業における事業収益分の金額がそのまま利益として残っている。現行の補助金算出方法では、事業収益分が考慮されておらず、補助金額が過剰になっている可能性がある。本来、補助金は、事業実施に必要な経費を補填するためのものであり、事業から生じる収益分は、補助金額から控除されるべきである。</p> <p>この点、福井市としては詳細な確認を実施していないことから、<u>なぜ育成事業の事業収益が余剰として残っているのか原因を明らかにするとともに、その結果を踏まえて、過去の補助金額が適切であったか確認を実施することが必要</u>である。</p>	<p>ご意見のとおり、補助対象事業で生じた入場料収入等を、差し引きした金額で精算処理を行うことが望ましいが、当該団体は市民の自主的な活動を促すために立ち上げ時から市が積極的に関与し、市の文化行政の中核を担う団体の一つとして、市補助金（文化振興課）や市からの受託事業（こども保育課、市民協働・ボランティア推進課）に頼った運営状況となっている。そのような中でも下記のことを進めはじめている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業の見直し（進行中） ②会員（会費）の確保（指摘済み） ③受託事業の金額を上げる（市からの受託事業） <p>これらを実施できるよう当該団体と組織運営や事業の見直しについて、協議を進めている。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
341	文化活動支援事業	意見	<p>日本伝統芸能鑑賞支援補助金の補助団体の選定について</p> <p>日本伝統芸能鑑賞支援補助金の補助対象団体が3年間同一となっている現状は、「市民が伝統芸能に親しむことのできる機会を創出するとともに、伝統芸能の担い手を育成することを通じ、本市における芸能文化の高揚及び文化活動の推進を図る」という補助金の目的を十分に果たせていない可能性がある。担当者によると、補助対象となり得る団体の数が非常に限られているため、同一団体への補助が続いているとのことである。それによって、補助金の恩恵を受けることができるものが特定の団体に偏ってしまっている。この状況を改善するためには、<u>補助対象団体の選定基準の見直しや、新規参入団体への支援策の強化等</u>が考えられる。また、定期的にアンケート調査等を実施し、市民のニーズを把握することで、より効果的な補助金の運用に繋げることも重要である。</p> <p>なお、当該補助金は、令和5年度で廃止され、代わりに「日本文化を楽しむ会」への負担金を支出するという形態に変化している。「日本文化を楽しむ会」とは、日本文化の魅力について名勝養浩館庭園を拠点に広く発信し、文化財と伝統文化双方の価値を高めることを目的として、福井市文化協会加盟団体の有志や福井市、会の目的に賛同する団体により組織される会である。より広範囲に効果を与えることのできる有効かつ効果的な制度となっていることを確認することが必要である。</p>	<p>日本伝統芸能鑑賞支援補助金については、ご意見のとおり同一団体への補助により対象者が特定の人に偏っていたため、令和6年度より「日本文化を楽しむ会」への負担金に変更した。</p> <p>「日本文化を楽しむ会」は複数の伝統文化団体で構成され、こども対象の体験会や養浩館庭園を訪れた人に日本文化を楽しんでもらうイベントとして多くの人に楽しんでもらっている。</p> <p>体験会では参加者アンケートを取り、ニーズ把握や修正点等を確認し、効果的なイベントになるよう確認を行っている。</p>
343	文化振興諸経費	意見	<p>福井市文化芸術振興ビジョンの改定について</p> <p>福井市文化芸術振興ビジョンは、平成19年度の策定以来、長きにわたり市民の文化芸術活動の指針として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、社会情勢や市民のニーズは常に変化しており、現行のビジョンが現在の状況を十分に反映しているとは言い難い状況である。ビジョンが長期間見直されないことで、新たな機会を見逃す、関係者のモチベーション低下、変化に対応できない等の問題が生じるおそれがある。</p> <p>文化芸術振興ビジョンの改定は、単なる形式的な手続きではなく、福井市の文化芸術活動の指針を決定する重要な取組である。その改定には、<u>福井市文化会館の方向性が明示されること</u>が必要不可欠であるため、後の「6-20.文化会館管理運営費」でも言及しているように、早期に検討を実施することが必要と考える。その結果を踏まえて、<u>福井市文化芸術振興ビジョンの改定についてもなるべく早期に着手することが必要である。</u></p>	<p>文化芸術振興ビジョンの改定にあたっては、ご意見のとおり、新しい文化施設の方向性を明示する必要がある。</p> <p>但し、新しい文化施設の再考の時期については、令和8年度以降に、その時点での本市を取り巻く社会情勢や財政状況を踏まえた上で、総合的に判断していく予定であり、併せてビジョンの改定も検討する。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
346	名勝養浩館庭園魅力向上事業	意見	<p>30周年記念事業の目標値設定について</p> <p>30周年という節目の記念事業として実施される大規模イベントは、単なる一過性の行事ではなく、今後の活動の基礎となる重要な機会となりうる。そのため、参加者数などの具体的な目標を設定し、実際の参加者数と比較することで、イベントの成功度を客観的に評価することが必要であった。この評価結果は、今後の同様のイベント企画や、養浩館庭園全体の運営改善に活かすための貴重なデータとなるため、今後は、<u>イベントを実施する際には、適切な目標値を設定することが必要</u>と考える。</p>	今後、イベントを実施する際には、参加者数の適切な目標値を設定したうえで、実際の参加者数と比較するなど、イベントの成功度を客観的に評価する手法の導入を検討する。
346	名勝養浩館庭園魅力向上事業	意見	<p>案内サインの整備について</p> <p>養浩館庭園は福井市の主力観光地でありながら、福井駅からの案内サインが不十分であるという印象を受ける。監査人が当施設を訪れた際にも、施設の入り口がどこか迷っている様子の観光客が見られた。近年はスマートフォンの地図アプリも充実しているが、周辺には、人どおりが少ない道路も多く、土地勘のない観光客にとっては、たどり着くのが難しい状況にあることが推測される。</p> <p>この点、福井駅周辺での案内を手厚くすることで解消することができるとの意見もあるが、目的地周辺の方が迷いやすい場所が多いため、<u>養浩館庭園へのアクセス性を向上させる</u>には、駅の案内だけでなく、養浩館庭園周辺のサインも充実させることが重要であると考える。</p>	令和7、8年度で養浩館庭園保存活用計画の改定を行っている。この改定に合わせて、養浩館庭園周辺のサイン充実のための整備実施についても検討する。
349	名勝養浩館庭園保存管理事業	意見	<p>名勝養浩館庭園（旧御泉水屋敷）庭園保存活用計画の実行性担保について</p> <p>保存活用計画で定めた計画については、毎年の予算の状況に応じた対応を実施しているのみであり、大局的な進捗管理や評価が実施されていない。保存活用計画は、長期的な視点に基づいて策定されているが、その計画が毎年の行動に落とし込めていない。</p> <p><u>保存活用計画に掲げた計画が実施されているか、毎年測定評価し、あるべき方向に進んでいるか確認することが必要</u>である。また、策定から現在まで変化がないことは想定しにくいため、<u>保存活用計画についても必要に応じて見直しを実施すべき</u>である。</p> <p>この点、福井市は、令和7年中に委員会を立ち上げて、保存活用計画の見直しを検討する予定となっているとのことである。</p>	令和7年度に養浩館庭園保存活用計画策定委員会を立ち上げ、計画の見直しを行っている。令和8年度末に計画策定の見込み。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
351	特別史跡管理費 (指定管理事業 以外)	指摘	<p>補助金の在り方の見直しについて</p> <p>朝倉氏遺跡保存活用事業補助金は、「一乗谷朝倉氏遺跡の環境保存・活用の実践活動を専属的に行う団体の活動を支援することにより、朝倉氏遺跡の良好な環境の保存と活用を図ることを目的とする。」とすることが交付要綱に定められている。</p> <p>補助事業について交付要綱では、(1)一乗谷朝倉氏遺跡及び盛源寺において行われる保存活動事業、(2)遺跡活用のイベント宣伝などに関する活動事業とされており、具体的な補助活動事業は明記されていないものの、実際に地域内の各自治会においては主に清掃活動を実施していることが実績報告書の写真で確認することができた。</p> <p>本事業補助に関連して、各自治会からの収支の実績を確認したところ、①事業計画書と実績報告書の収支の数値が全く同じであること、②各自治会における1人当たりの謝金単価が異なっていること、③最も多く補助金を出している自治会の会長と、一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会の会長とが親族関係にあることなど、補助事業の管理体制や公平性に疑惑を抱くような事実を確認した。</p> <p>具体的には、①に関して、清掃活動においては、事業計画書で定めた参加人数が46名×2回であることに對し、実績も計画書と同じ参加人数である報告となっており、絶対とは言えないが、少なくとも2回の清掃活動に全ての市民が参加していると判断することは難しいのではないかと考えられる。その点、福井市においても実際の清掃活動人数の確認は実施していなかった。また、②に関して、各自治会において1人当たりの謝金単価が異なることは公平性に欠けると認められる。そして③に関して、最も多く補助金を出している自治会と福井市の補助金の受け皿となっている当協会の会長同士が親族関係であることは、客観的に公平性を阻害する要因があるのではないかとの疑惑が生じうる状況にある。</p> <p>福井市に当該一連の事実についてヒアリングしたところ、取りまとめ役の当協会に一括して補助金を交付している理由は、各自治会に直接交付するより、事務手続きがお互い容易になることから当協会に補助金を交付し、管理運営を任せているとのことであった。</p> <p>上記のような問題点をこのまま放置しておくと、補助金の公平性、妥当性に疑惑が生じることに繋がるため、<u>本補助金の在り方、体制を今一度見直すことが必要</u>と考える。例えば、事務手続きは煩雑になるとしても、各自治会に福井市から直接補助金を交付し、各自治会長からの実績報告書を直接福井市が確認することで補助金の妥当性を検証することが対応策として考えられる。</p>	<p>①清掃活動の参加人数の実績報告について 清掃活動の実績については、事業計画書に基づき適切に報告を受けていると認識しているが、実際の作業や参加人数の確認については、参加者名簿の提出や写真による記録などで確認していく。</p> <p>②謝金単価の自治会間の差異について 謝金単価が自治会ごとに異なるのは、清掃等を担う場所や困難度を考慮し、各地区の合意に基づき単価設定を行っているためである。</p> <p>③補助金受け皿の会長同士の親族関係について 自治会会长は選挙制で選出されており、補助金の受け皿である朝倉氏遺跡保存協会の代表者と、最も多く補助金を受けている自治会会长が親族関係にあることは偶然であった。</p> <p>④補助金制度の見直し、行政の適正な対応について 現在の補助金交付は、一乗谷朝倉氏遺跡の環境保全について中心的役割を担っている朝倉氏遺跡保存協会を通じて行っている。今後も補助金の公平性・妥当性を確保するため、実績報告の厳正な確認など、より透明性の高い運用方法について検討を進める。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
357	特別史跡管理費 (指定管理事業)	意見	<p>指定管理業務、自主事業それぞれの収支報告書の作成について</p> <p>実際の収支報告書において、指定管理業務の収支は報告がなされているが、自主事業の収支については報告がなされていない。指定管理者は自主事業として、当時の生活再現イベント、パネル展、遺跡案内、売店、自動販売機、ガチャガチャ、貸自転車と数多く実施しているが、それらの自主事業について、仕様書に定められているとおり、指定管理業務とわけて自主事業の収支報告書を作成、報告する必要がある。</p> <p>福井市においては、<u>指定管理業務と自主事業と独立した収支報告書を作成・報告するよう、引き継ぎ、指定管理者に指導することが必要である。</u></p>	自主事業の収支報告書については、収支報告書を作成・報告するよう、指定管理者に指導する。
357	特別史跡管理費 (指定管理事業)	意見	<p>休場日にかかる承認申請書の作成について</p> <p>当施設の休場日の設定については、条例に基づき福井市の承認を受けなければならぬ。口頭ベースでの協議のみでは、指定管理者と福井市との間で休場日についての理解に齟齬が生じる可能性があり、その結果、利用者に対して誤った情報提供をしてしまう可能性がある。</p> <p><u>年末年始の休場日については、利用者へのサービス提供に支障をきたさないようにするため、毎年福井市に対して条例に基づいた申請書を提出し、正式な承認を受ける手続きを行うことが必要である。</u></p>	年末年始の休場日は、申請書の提出、及び承認を受ける手続きを行う。
357	特別史跡管理費 (指定管理事業)	意見	<p>36協定提出の徹底について</p> <p>36協定は、「時間外労働・休日労働に関する協定届」といい、労働者と使用者（経営者や会社代表）間で交わす労使協定の1つである。法人は法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える時間外労働（いわゆる残業）や、休日労働を従業員に命じる場合、従業員の代表者などと協定を結び労働基準監督署に届け出ることが義務付けられている。</p> <p>しかし、資料を確認したところ、令和5年度の36協定の提出がなされていなかった。これを指定管理者にヒアリングしたところ、36協定の提出は全て社会保険労務士事務所に依頼しており、令和5年度のみ、当社会保険労務士事務所内にてトラブルがあったことから、提出が漏れており、指定管理者側でも確認ができていなかったとのことであった。</p> <p>なお、令和5年度においても残業は発生しており、36協定の提出漏れは法令違反に繋がると認められる。<u>社会保険労務士に全てを任せることではなく、指定管理者自身においても36協定の必要性を認識し、このような問題が生じた場合には自身で提出するような認識、仕組みづくりなどの徹底が必要である。</u></p>	36協定の提出漏れが生じないよう指定管理者に指導していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
358	特別史跡管理費 (指定管理事業)	意見	<p>防火管理者の設置に関する指導監督について</p> <p>仕様書には「正と副を配置し防火管理者の未配置を防ぐ」ことが明記されている。これは、防火管理者が不在となる状況を避け、火災発生時における迅速かつ適切な対応を確保するための重要な規定であると認められる。防火管理者が1名のみの場合、休暇や出張などの場合、施設に防火管理者が不在となり、万が一火災が発生した場合、初期消火や避難誘導などの対応が遅れ、被害が拡大する可能性がある。</p> <p>令和5年度においては、防火管理資格者が1名のみであり、仕様書の要求事項を満たしておらず、防火管理体制に不備があったと言わざるを得ない。令和6年度中には防火管理者が2名体制となり、仕様書の要求事項を満たすこととなり問題は改善されるものの、それまでの期間について、福井市として早急に対処するように指導監督すべきであったと考える。</p>	指導により防火管理者2名体制とした。
358	特別史跡管理費 (指定管理事業)	意見	<p>研修内容の柔軟化、報告の徹底について</p> <p>現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、その他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。</p> <p>多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、<u>指定管理事業者の職員にかけては幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。</u></p> <p>そのため、研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことの方が重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。</p> <p>以上により、<u>仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。</u></p>	研修報告書は提出されていないが、指定管理者の研修内容については、前期モニタリングにて、仕様書記載以外の研修を実際に受講していることを確認している。
359	特別史跡管理費 (指定管理事業)	意見	<p>福井市貸与備品（I種備品）の備品台帳の共有について</p> <p>I種備品の備品台帳が福井市と指定管理者との間で共有がなされていないと、福井市備品なのか、指定管理者所有の備品なのか、備品の管理責任が曖昧になり、適切な管理が行われなくなることや、備品の滅失や破損が発生した場合において、処分手続きの対応が遅くなるなどの問題が生じる可能性がある。</p> <p><u>適正な備品管理を行うために、I種備品の備品台帳を指定管理者と共有し、また、定期的に台帳の内容を照合し、備品の増減や状況の変化を共有することが必要と考える。</u></p>	備品管理について、指定管理者と共有し、定期的(半年に1回のモニタリング時)に台帳内容の確認を行う。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 文化振興課

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
363	特別史跡整備事業	意見	<p>混雑期における警備員の増員検討について</p> <p>一乗谷朝倉氏遺跡は福井市街地から少し外れ、道路もそこまで広くない中、全国から観光客が集まるスポットとなっている。ゴールデンウィークはもちろん、お盆期間や春、秋の行楽シーズンには多くの観光客で賑わっている。交通手段は当然ながら自家用車やバスが主であり、混雑期には駐車場への渋滞が発生し、交通整理が必須となる現状である。</p> <p><u>令和5年度はゴールデンウィークの期間中のみ、警備員を配置し交通整理などを行ったものの、他の混雑期においても混乱が生じている事実が発生している以上、観光客とのトラブルにも繋がらないように、適切な予算を確保のうえ、交通整理を行う警備員を配置することが必要と考える。</u></p>	警備員の配置については、混雑期のトラブルを防ぐため、交通整理を行う警備員配置の予算要求を行っていく。
365	文化会館管理運営費	意見	<p>福井市文化会館の今後の整備について</p> <p>旧福井市文化会館は、昭和43年の開館以来、著名な演奏家のコンサート会場として、また、連合音楽会や学校祭等、各種発表の場として利用され、多くの市民に親しまれてきた。このように福井市文化会館は単なる一つの施設ではなく、街づくりや文化芸術との関係とも密接に絡み、福井市全体として文化振興をはかる場の一つとして重要な意味合いを持つと考える。</p> <p>令和3年3月末に閉館して以降、現在解体工事が進められているが、令和7年度の工事完了後の整備方針については記載したとおり、「福井市文化会館整備基本計画」が先延ばしとされている。また、計画当初に予定していた見積額についても、昨今の人材不足や資材高騰などにより当時と状況は大きく変わり、増額することが見込まれる。</p> <p>さらに、新しい福井市文化会館の整備を計画、実行するに際しては、現在、文化・福祉施設の拠点として位置付けられているフェニックス・プラザとの関係性や、今後の文化振興の発展に寄与する場としての必要性などの観点も踏まえ、<u>「福井市文化会館整備基本計画」については、速やかに、再考することが必要と考える。</u></p>	<p>新しい文化施設の整備については、旧文化会館の代替施設として利用しているフェニックス・プラザの他、アリーナ等の施設とコンサートや展示会の開催など、機能面において重複する部分があるため、すみ分けを行う必要がある。それに伴い「福井市文化会館整備基本計画」（平成30年3月策定）の見直しを図り、機能や規模に加え、場所についても再度検討する。</p> <p>但し、新しい文化施設の再考の時期については、令和8年度以降に、その時点での本市を取り巻く社会情勢や財政状況を踏まえた上で、総合的に判断していく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 自然史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
369	自然史博物館管理費	意見	<p>免除申請書の適切な運用について</p> <p>令和5年度の免除申請書を調査したところ、いずれも学校利用分について、一部館長等の決裁印が押印されていない事実を検出した。福井市にヒアリングした結果、これらの申請書は当日来館時に記入されたものであり、事前に提出されていなかったため、決裁印の押印が漏れていたとのことであった。しかし、決裁印がない状態では、免除理由の妥当性など、事後的な検証が困難となるだけでなく、福井市としての決裁責任もあいまいになる可能性がある。</p> <p>今後は当日来館された場合でも、<u>その場にいる上席者の決裁を得る、館長不在の場合は、後日改めて館長へ説明を行ったうえ、決裁を受けるなどの対応を徹底する必要がある</u>。これらの措置により、免除申請書の適切な運用を図り、事後的な検証を可能にすることで、透明性の高い運用体制を構築することができると考える。</p>	当日の減免申請でかつ館長不在の場合は、その場にいる上席者の決裁を得ることとし、後日改めて館長へ説明を行ったうえ、決裁を受けることをルール化した。 加えて、押印漏れがないかについてもダブルチェックを行うこととした。
369	自然史博物館管理費	意見	<p>薬品の現物管理、台帳の整備について</p> <p>当施設では、危険物を含む薬品を取り扱っており、薬品台帳と現物の整合性について適切な管理が求められる。現物と台帳に差異が生じた場合、紛失や盗難の可能性も考えられ、重大な事件に繋がる恐れも想定される。</p> <p>そのため、<u>定期的な現物と台帳の一致確認はもとより、薬品使用時の台帳への反映の運用ルールを明確化し、厳格な薬品管理体制を構築することが重要である</u>。具体的には、定期的な棚卸の実施、使用や廃棄時における薬品台帳への反映の運用ルールの明確化のような対策が必要である。これらの対策を総合的に実施することで、薬品台帳と現物の整合性を確保し、安全な薬品管理体制を構築することができると考える。</p>	不定期で実施していた台帳管理を定期的に実施することとした。また、実施結果報告を館長決裁事項とすることで薬品管理体制を厳格化した。
370	自然史博物館管理費	意見	<p>全体的な修繕計画の策定、計画的な修繕の実施について</p> <p>福井市が認識している要修繕箇所の中には、屋上のパノラマサインの表示劣化のような利用者に対するサービス提供の質の低下だけでなく、天井からの雨漏りや廊下・階段の壁面剥離など、資料の保管管理や利用者の安全に影響を及ぼす可能性のある箇所が存在している。これらの要修繕箇所を放置すると、貴重な資料の損傷や利用者の事故に繋がる恐れがあり、早急な対応が必要であると認められる。現状では、施設全体の修繕計画がなく、年度予算に応じて優先順位的に修繕を行っているとのことであるが、この方法では、真に緊急性の高い修繕が後回しになる可能性も懸念される。</p> <p>そのため、<u>施設全体の修繕計画の策定を行い、策定した修繕計画に基づき、必要な予算を計画的に確保し、修繕を実施していくことが必要である</u>。また、<u>新たな修繕箇所の発生や既存箇所の劣化状況を把握するために定期的な施設点検は行い、その点検結果を修繕計画に反映させ、計画を継続的に見直すことで、施設の維持管理を最適化することも重要である</u>。これらを実行することで、要修繕箇所への適切な対応が可能となり、資料の安全な保管管理と利用者の安全確保、利用者に対するサービスの質の向上に繋がると考える。</p>	まずは修繕必要箇所の一覧表を作成した。つぎに、老朽化する施設全体の在り方とも合わせて、予算化を見据えた施設全体の修繕計画を策定していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 自然史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
370	自然史博物館管理費	意見	<p>アンケート調査の実施について</p> <p>施設においてアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。福井市としては当施設の意義は教育普及施設であることから、施設の収支がマイナスであることについては致し方ないと考えてはいるが、アンケート調査により、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見を聞くことができ、運営における問題解決の糸口を見つけることもあるかもしれない。</p> <p><u>特別展だけでなく、当施設を訪れた利用者の意見を常設展においても幅広く収集することができるよう、アンケート用紙とアンケート箱などを常時設置し、意見を収集できる環境は整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。</u></p>	特別展を開催していない時期でもQRコードを活用したアンケートを実施するよう、令和7年度中に準備を進めている。
371	自然史博物館管理費	意見	<p>使用されていない備品の除却処理について</p> <p>福井市自然史博物館は、膨大な数の貴重な資料を所蔵しており、その適切な保管は、将来への文化遺産継承という観点からも極めて重要である。しかし、現在においては使用されていない備品保管スペースが存在し、貴重な資料保管スペースを圧迫している状況となっている。この問題は、単にスペースの有効活用という視点だけでなく、整理されていない資料の保管、今後の寄贈による新規資料の収蔵の観点からも早急な対応が求められる。</p> <p>予算的な制約があることも承知できるが、除却処理を行わずにコスト削減を図るのではなく、当件に関する予算は博物館の本来の機能を維持するための投資と捉えるべきである。他の事業においても、保管スペース不足や、資料のデータベース化の問題は認識されており、全体的な視点で資料管理の改善に取り組むことで、当館全体の有効活用、効率化並びに活性化にも繋がると考えられる。当館の資料の保管の在り方、資料のデータベース化の問題解決にも繋がることから、不必要的備品については適時に除却処理できるよう対応することが必要である。</p>	まずは不要備品のリスト作成と除却の優先順位を決定する。そのうえで粗大ごみ廃棄の委託料を毎年予算計上し、計画的な備品の除却に努めることとする。
373	自然史博物館運営費	意見	<p>福井市における計画的な施設LED化について</p> <p>当館は、電気料金が比較的高い施設であり、省エネルギー化が課題となっている。福井市においては、平成22年度以降、施設のLED化を順次進めているが、どの施設を優先的にLED化するかという明確な計画は存在していない。当館より利用者数の少ない越前水仙の里公園については、令和5年度にLED化が完了している現状である（「5-1. 越前水仙の里公園運営費」参照）。</p> <p>福井市においては、各施設における電力消費量、利用状況、LED化にかかる費用などを総合的に調査し、優先順位を明確にした計画を策定し、実施することが必要である。LED化は、電気料金の削減だけでなく、CO2排出量の削減にも繋がり、環境負荷の低減に貢献できると考える。</p>	令和7年度に館内照明のLED化の予算を確保した。令和8年2月に改修工事を実施し、施設全体のLED化が完了する予定である。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 自然史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
374	自然史博物館運営費	意見	<p>福井市自然史博物館のDX化の推進について</p> <p>福井市自然史博物館の知識やノウハウを遠隔で提供するための取り組みとして、インフラ整備を令和5年度に完了できたことは評価できる。しかし、せっかくのツールも活用しなければ意味をなさない。<u>より多くの子供たちに博物館の魅力を伝えるためには、学校への積極的なPRが不可欠であり、ツールを用いたリモート授業は、博物館の専門家と子供たちを繋ぐ絶好の機会となる。</u></p> <p>そのため、福井市自然史博物館のDX化の内容について、学校へ訪問し説明会を実施することや、体験授業の実施、それが成功すれば成功体験の共有などのPR活動を積極的に行なうことが考えられる。これらのPR活動を通して、多くの学校でツールが活用され、福井市自然史博物館の魅力が広く知れ渡り、そして、リモート授業で興味を持った子供たちが実際に博物館を訪れることで、入場者数増加に繋がることが期待できると考える。</p>	<p>令和5年度に整備したリモート環境によって、学校と博物館をつなぐリモート授業や、リモートによるレファレンス（自然に関する質問、相談）対応、自然調べ発表会のウェブ配信、学芸員のリモート打合せなど、DXを利用した博物館の活用実績が増えた。</p> <p>今後も引き続き、リモート利用者が博物館に興味を持ち、実際の来館につながるよう、リモートの利用促進を図っていく。</p>
376	資料整理・保管費	意見	<p>計画的なデータベース化及び学芸員の欠員時の対応について</p> <p>福井市自然史博物館における貴重な資料を未来へ繋ぐため、<u>福井市自然史博物館においてデータベース化できていない資料の内容調査を実施し、データベース化による効率的な資料の管理体制の構築が急務である。</u></p> <p>計画的にデータベース化をすすめるためには、まず、どの範囲の資料をデータベース化するのか、どの資料を優先的にデータベース化するかなどの基準を事前に定めておく必要性があると考える。その上で、データベースへの入力方法、入力項目などを標準化しルール化しておくと、どの学芸員でも混乱なくデータベースへ登録することができる。</p> <p>また、現時点において学芸員が不足している事実も認識されており、その欠員時の対応についても考慮しなければならない。実際、福井市では学芸員の募集を行ってはいるが、例えば一部の入力業務につき、外部委託の検討を行うことも手段として考えられる。</p> <p>データベース化は、資料の保管、研究の促進、そして教育普及活動の充実につながる重要な取り組みであり、計画的にデータベース化が進むことで、福井市自然史博物館の貴重な資料が未来へ繋がっていくものと考える。</p>	<p>今年度、データベースへの入力方法、入力項目などを標準化、ルール化したことで、植物及び貝類の分野において、ボランティアスタッフによるデータベースへの入力が進んでいる。</p> <p>今後も引き続き、これ以外の分野についても標準化を進め、計画的なデータベース化を図る。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 自然史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
378	自然史博物館調査研究費	意見	<p>適切な予算設定、総合調査の実施について</p> <p>足羽山総合調査事業について、当初の福井市予算要求概要書をみると、以下の記載があった。</p> <p>①事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足羽山の生態系の総合調査は行われたことはなく、希少種の絶滅危惧、外来種の繁殖等について早急な調査、対応を図るための基礎資料の作成が急務である。 ・2008年(平成20年)の常設展リニューアル時に作成された植生地図を元に、足羽山の植生の現状把握を行う。 ・植生図に基づき、任意調査並びに灯火採集、トラップ法によって足羽山の昆虫の生息の現状を把握し、保護上重要な昆虫がどのくらい生息しているのか現状の確認を行う。 ・福井市の天然記念物ギフチョウは2年連続で飛翔の確認ができず、生息現状を調査する。 ・足跡や糞などの痕跡調査から巣穴を特定し、足羽山に生息する中型哺乳類の生息の現状を把握する。 ・足羽山における外来種の調査を行い、生態系維持のための基礎調査を行う。 ・センサーカメラを用いて哺乳類・昆虫等の生態を記録・解説し、得られた動画情報を企画展等の機会に市民へ随時公開するためのコンテンツ作りを行う。 <p>②調査イメージ図及び③調査対象範囲は報告書379頁のとおり</p> <p>このように当初の膨大な範囲である足羽山総合調査事業を令和8年度完了に向けて、令和5年度においても引き続き実施しているが、学芸員不足や入れ替わり、福井市の予算不足により調査研究が滞っていることが現状である。また、総合調査の一環として福井県からも調査の依頼があることもあるが、負担金等の支援は無い。</p> <p>このような状況を改善するために、<u>まずは足羽山総合調査事業の当初の目的を改めて確認し、その重要性を再認識したうえで、適切な調査研究が行えるよう、学芸員の確保、福井市においても適切な予算を計上することが必要である。また、可能であれば福井県に対し、調査の重要性を説明し、財政的な支援や人員派遣など、協力を要請することも考えられる。</u></p> <p>福井市足羽山は、福井市にとって貴重な歴史的・文化的資源であり、その総合的な調査は、福井市の発展に大きく貢献するものである。調査事業の円滑な推進のため、関係機関が協力し、必要な措置を講じることが望まれる。</p>	<p>足羽山総合調査の進捗は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■鳥類 令和3年3月『孤立丘陵 足羽三山の鳥類目録』の刊行により成果報告【完了】 ■哺乳類 令和5年3月『福井の哺乳類大図鑑』の刊行により成果報告【完了】 ■昆虫 令和7年度中に完了、結果報告作成の予定【完了予定】 ■植物 令和8年度中に完了、結果報告作成の予定【完了予定】 ■貝類、岩石 調査継続予定 <p>分野により進捗にばらつきがあるが、8年度末で調査の完了を見込んでおり、一区切りとする。</p> <p>9年度以降は、足羽山で得られた成果との比較を行うため、足羽山以外にも調査地を設定して、少しずつ計画的に「郷土の自然調査」の範囲を増やしていく予定である。</p>
379	自然史博物館調査研究費	意見	<p>要覧の公開について</p> <p>監査人がヒアリングを行う中で、令和5年度における福井市自然史博物館（本館・分館）の要覧を入手した。各要覧をみると、福井市自然史博物館（本館・分館）の概要、令和5年度における事業の概要、調査や研究の結果、参考資料が数十ページにわたってまとめられている。</p> <p>当該要覧を通読すれば、福井市自然史博物館の事業の内容がわかり、調査や研究の結果も市民は知ることができる。また、特に公表すべきでない事項も含まれていないことから、福井市自然史博物館においては当該要覧を毎年、ホームページで公表することを検討していただきたいと考える。</p>	令和7年10月に、今年度の要覧をホームページで公表した。来年度以降も継続的に実施する予定である。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 自然史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
381	教育普及費	意見	<p>学芸員の継続的な採用、補充について</p> <p>令和6年度の事象ではあるが、現在、天文担当学芸員の退職により、天文関係のイベントが開催できていない状況である。これは、市民に天文への興味関心を抱く機会の喪失であると認められる。</p> <p>天文事業を継続的に発展させるためには、<u>天文担当学芸員の採用・補充を継続的に行い、予備人員を確保することが必要不可欠である。また、天文事業に限らず、学芸員が一人欠けたとしても、イベントを継続的に実施・運営できるような体制を構築することが必要である。</u></p>	<p>令和7年4月に天文分野の学芸員を1名採用し、天体に関する観望会や講座を実施している。</p> <p>今後は、分館に在籍する天文分野の学芸員とも連携を強化することで、さらなる教育機会の向上を図る。</p>
385	企画展開催事業	意見	<p>冊子販売の工夫について</p> <p>当事業において、昆虫や自然文化に関する冊子を販売しているが、思うように売れていないのが現状である。令和5年度の実績をみると、令和5年度末の在庫点数は計15,117点、令和5年度中の販売点数は計419点であった。冊子の中には古いもので1985年制作のものも含まれており、今後販売できるかどうかも不明な冊子も存在する。</p> <p><u>在庫管理、保管の観点から過去の販売実績をもとに、今後販売することが難しいものについては、過去の成果や研究結果等のための必要な部数を残して、処分を行うことも必要であると考える。また、販売実績が見込めるものについても、販売場所を一部ではなく色々な人の目に止まるような場所に広げ、販売部数を少しでも上げるよう改善することが必要である。そのうえで福井市自然史博物館のPRも併せてを行い、自然史博物館への入館者数増加に繋げていくことが必要と考える。</u></p>	<p>販売が難しい冊子等については、イベントの景品として配布するなどし、在庫削減に努めている。</p> <p>また、受付のディスプレイを、冊子が来館者の目に留まりやすいよう改善したところ、4月～8月末の冊子等販売数が令和6年度の198冊から令和7年度は240冊と増加した。</p> <p>併せて、SNSを通じたPRを行い、販売促進に努めている。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 自然史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
385	企画展開催事業	意見	<p>特別展における入館料の検討について</p> <p>特別展の内容及び収支の状況をみると、過去3年間の各特別展いずれも収支はマイナスとなっている。この点、特別展の入館料について、担当者にヒアリングすると、特別展は福井市自然史博物館の1エリアを使って開催されており、入館者が通常展と特別展どちらを目的として来場されたかを把握することが難しいこと、また、当館が教育施設の性格を持っていることからも、特別展開催時においても入館料は通常と変わらない料金設定であることを確認した。</p> <p>ここで福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例をみてみると、以下のように規定されている。</p> <p>(入館料)</p> <p>第5条 自然史博物館（分館を除く。）に入館しようとする者は、別表第1に定める額の入館料を市長に納付しなければならない。</p> <p>また、当該別表第1の料金表は報告書386頁のとおりとなっている。</p> <p>条例の別表第1をみてみると、特別展の開催においては、入館料につき「市長がその都度定める額」と規定されている。このように条例にて特別展に係る入館料については、別途設定しても問題ないことから、赤字収支の改善に加え、将来的な大規模修繕等の発生の可能性などから鑑みると、特別展の入館料を値上げすることについて検討することが必要と考える。</p> <p>特別展開催時の入館者は通常展だけでなく特別展も観覧すると考えることが自然であり、通常展と特別展どちらを目的として来館したかを把握する必要性は乏しい。また、令和3年度（夏）に開催された「カブクワ大行進」、令和5年度（夏）に開催された「世界の大むしむし展Ⅲ」などの昆虫に関する特別展は入場者数が1万人を超える人気の展示となっており、特別展の入館料の値上げは少なからず収支の改善に貢献できるものと考える。</p> <p>教育施設の一つといえども、特別展の収支の状況を改善し、ひいては自然史博物館の収支を改善するために、特別展における入館料の見直しについて検討することが必要と考える。</p>	<p>博物館法において博物館入館料は極力無料が望ましいとしていることから、令和7年3月、当館の運営協議会において、入館料について無償化を強く求める意見があった。</p> <p>一方で、歳入確保の必要性については、博物館サービスの継続性の観点から重要であると認識している。</p> <p>このような中、当館においては、本館の自動販売機の設置場所を変えたことで、年額6,000円だった収入を、年額145,000円に引き上げたり、分館のネーミングライツ年間契約額をこれまでの500万円の5年間から、700万円の10年間にするなど、新たな歳入の確保に努めている。</p> <p>加えて、冊子の販売促進、人件費抑制につながるボランティアの活用促進を図ることで、当面の間は、入館料100円を維持したい。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 自然史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
393	自然史博物館分館運営費	意見	<p>運用ルールの見直し、確定について</p> <p>継続的に実施する自主事業については、現状、指定管理期間の開始時に承認申請書を提出するのみの運用となっている。この点、協定書においては第45条に（自主事業の実施）が定められており、第2項において「指定管理者は、自主事業の実施に際しては、あらかじめ市に対して別途自主事業実施計画書を提出し、事前に市の承認を受けるものとする。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。」とあり、また、仕様書には自主事業の実施に際し、「なお、自主事業を実施する場合には、事前に市とその内容について協議すること。」とだけ記載されている。</p> <p>以上から、新たに実施する自主事業については、事前に福井市と協議を行い、自主事業実施計画書を提出し、承認しなければならないことは把握できるが、継続して行う、内容が同じ自主事業については現状の運用でも問題ないようにも見受けられ、福井市としてのルールが明確にされていない。<u>後々申請承認の有無が問題とならないよう、今一度、当該事項について福井市としてのルールを明確にし、協定書や仕様書に反映させることが必要と考える。</u></p>	<p>後々申請承認の有無が問題とならないよう、継続事業であっても毎年度申請及び承認の手続きを行うこととした。</p> <p>また、第3期指定管理期間開始以降は、仕様書にその旨を定めることとする。</p>
394	自然史博物館分館運営費	意見	<p>研修内容の柔軟化、報告の徹底について</p> <p>現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、その他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。</p> <p>多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、<u>指定管理事業者の職員における幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。</u></p> <p>現在、指定管理者においては上記の研修に限定されず、防災研修や外部研修など幅広く研修を受講している。しかし、現状は一部の研修受講において、報告書の提出がなされていなかった。研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことが重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。</p> <p>以上により、<u>仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。</u></p>	<p>第3期の指定管理業務仕様書では、研修内容を柔軟に対応できるよう記載を改めた。</p> <p>また、指定管理業務として研修を受講した場合は、研修参加者が必ず研修報告書を提出するよう定めた。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 自然史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
394	自然史博物館分館運営費	意見	<p>利用申込書の適切な運用について</p> <p>令和5年度の利用申込書を調査したところ、いずれも学校利用分について、一部指定管理者の決裁印が押印されていない事実を検出した。福井市、指定管理者にヒアリングした結果、これらの申請書は当日来館時に記入されたものであり、事前に提出されなかつたため、決裁印の押印が漏れていたとのことであった。しかし、決裁印がない状態では、免除理由の妥当性など、事後的な検証が困難となるだけでなく、指定管理者としての決裁責任もあいまいになる可能性がある。</p> <p><u>今後は当日来館された場合でも、その場にいる上席者の決裁を得る、上席者不在の場合は、後日改めて上席者へ説明を行ったうえ、決裁を受けるなどの対応を徹底する必要がある。</u>これらの措置により、利用申込書における免除申請の適切な運用を図り、事後検証を可能にすることで、透明性の高い運用体制を構築することができると考える。</p>	当日の減免申請でかつ最上位の上席者不在の場合は、その場にいる上席者の決裁を得ることとし、後日改めてへ最上位の上席者に説明を行ったうえ、決裁を受けることをルール化した。 加えて、押印漏れがないかについてもダブルチェックを行うこととした。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 美術館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
399	美術館管理費	意見	<p>適切な在庫・備品管理とスペースの有効活用について</p> <p>美術館は、比較的広い施設であるが、利用者の立ち入れないエリアに大量の在庫や備品が点在しており、施設の良さを活かし切れていない状況にあり、来館者に対して、見栄えがよくない環境にもなっている状況もある。また、廃棄について、ルールが確立されておらず都度生じる在庫・消耗品・備品が積みあがっており、本来の用途で使用されていない部屋や扉が存在しているため、建物全体が有効に活用されているとは言い難い。さらに、保管されている在庫等の管理も不十分である。</p> <p>在庫・消耗品等について、可能な限り再利用しようという姿勢は大切であるが、その結果、施設の本来の用途を制限してしまっては本末転倒である。また、何をどこにどれくらい保管しているかという全体像も見えにくくなっているため、保有している資産が紛失・破損していても、すぐに発見することが難しい状況にある。在庫についても、現在の販売状況に鑑みると保管数が過剰な状況にある。</p> <p><u>保管するという行為にもコストが生じているという認識を共有し、保有している物品の整理整頓、不要なものについては、ルールを設定し廃棄するというフローを構築し、運用していくことが必要と考える。また、在庫の販売手法の多様化も検討していくべきである。</u></p> <p>例えば、余剰の多い図録については、現在、販売場所が美術館に限定されているが、図録のテーマにちなんだイベント開催時や他施設での販売、もしくはオンライン販売等も検討していくことで、販売部数を伸ばしていく余地があると考える。</p>	<p>在庫の図録やオリジナルグッズについては、過去の販売実績を考慮しながら、廃棄も検討しつつ、内規あるいは管理のフローを作成し、館内の整理を進めていく。</p> <p>販売手法の多様化について、他施設での販売やオンライン販売は、事務的コストとのバランスを考慮し検討する。</p> <p>備品については、備品管理システムと定期監査を通じ、適正な管理を行っているところであり、今後も館内の物品管理を徹底し、整理整頓につとめていく。</p>
400	美術館管理費	意見	<p>施設の老朽化と長期修繕計画の策定について</p> <p>「福井市施設マネジメント計画」では、美術館は、安全性、老朽状況は問題ないが、機能・コスト面で改善の余地のある施設として位置付けられている。確かに、建物の築年数的には他の施設に比べ新しい施設であるが、部分的に見ていくと、吸収冷温水機に代表されるように、耐用年数を超える使用により、致命的な欠陥が生じている箇所が存在する。また、館内のLED化対応についても十分とはいえない。</p> <p>「福井市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等を適正管理するための基本的な取組として、長期修繕計画の策定を掲げている。大規模な修繕に対しては、具体的な計画となる長期修繕計画を策定し、適宜、大規模改修や長寿命化改修を計画的に実施していくというものである。</p> <p><u>美術館の収支は、大きく赤字となっており、空調機器の入替やLED化対応は大きな負担になることが予想される。そのため、大規模な修繕が必要なことが明らかな場合には、早急に具体的な議論を開始し、修繕計画を策定することが必要と考える。</u></p>	<p>省エネルギー改修事業による空調機器の更新と照明のLED化として、令和8年度から施工する予定。</p> <p>加えて、施設の長寿命化には、外壁・屋上の防水や衛生設備等、経年劣化による改修対象の設備の大規模更新も必要だが、大規模修繕は各館ごとの問題ではなく、市有施設全体の問題でもあり、第九次総合計画や施設マネジメント計画等において適切に要求を行っていくとともに、館でも即応できるよう更新計画を立てていく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 美術館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
402	美術館運営費	意見	<p>在庫カウントのタイミングについて</p> <p>美術館では、図録からオリジナルグッズまで、多岐にわたる品物を保管しており、保管場所も分散しているため、実在庫数量の正確な把握が課題となる。現状、定期的なカウントを実施しているものの、そのタイミングが明確に定められていないため、カウントの頻度や範囲にばらつきが生じ、記録との間に乖離が生じる可能性がある。</p> <p>在庫のカウントについて、より明確な手順を設定し、カウントのタイミングを明確にすることで、効率的かつ効果的に在庫数を把握することが可能となる。「8-1. 美術館管理費」で記載した在庫管理においても、<u>適切な実在庫数を把握することは重要であるため、カウント方法についても併せて検討することが必要</u>と考える。</p>	在庫管理とスペースの有効活用についての意見をふまえ、在庫確認作業も管理フローに含めた、在庫の図録やオリジナルグッズの適正管理を検討する。
404	美術館運営費	意見	<p>観覧料等の改定検討について</p> <p>美術館の観覧料等は、開館時より改定されていない。しかしながら、「8-1. 美術館管理費」でも記載したように、美術館の収支は毎年1億円近い赤字となっているだけでなく、今後、建物の老朽化に伴い、修繕費が増加することが見込まれる。</p> <p>博物館法の第23条には「原則無料」という規定が存在するが、引き続き経費削減に努めるととも、財政的な負担を考えると、観覧料の金額を維持することにも限界があるのではないかと考える。<u>受益者負担の原則に基き、施設の維持管理のコストを利用者に追加で負担してもらうことも、中長期的に検討していくことが必要</u>と考える。</p>	観覧料、使用料等の設定は、各館ごとの問題ではなく、文化施設共通の問題として取り組むべきである。ただし、施設の特性上、作品発表の場として展示室の貸出し利用が多い当館にあって、施設使用料については、貸出し条件等を検討する。
406	美術館企画展開催事業	意見	<p>企画展の現実的な収支予測について</p> <p>令和5年度の企画展の収支状況を見ると、企画ごとの来場者数に大きなばらつきがあり、当初の予測との乖離が大きい。企画展については、当初予測設定した有料観覧者数を超えると収支は黒字となるが、令和5年度に開催された各企画展は、話題性が高いMINITURE LIFE展2を除き、収入が予測ほど伸びず、収支が赤字となっている。また、黒字となっているMINITURE LIFE展2の収支についても、予測からの乖離は大きい。</p> <p>このように予算と実績の乖離幅が大きいことから、企画の段階で目標値として設定されていた有料観覧者数が妥当であったかという点について疑義が残る。目標とする有料観覧者数は、過去のデータ分析、競合施設との比較、ターゲット層のマーケティング調査など、多角的な視点から現実的な予測に基づいて設定すべきである。<u>より正確な予測に基づいて目標値を設定し、企画展事業の収支を、少しでも安定改善させていくことが必要</u>と考える。</p>	企画展の収入予測には、これまで先行会場での入場者数や、来館者アンケート等をもとに、開催に係る経費予想から、目標有料観覧者数を設定してきたところだが、より正確な予測をたてるには、指摘通り多角的な視点が必要である。それには分析を行う人員とデータが必要であるが、より現実的な予測を立てられるよう、事前の調査を確実に行ない、企画に反映していくこととする。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 美術館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
409	アトリエ開催事業	意見	<p>市民アトリエ活動の宣伝方法の多様化について</p> <p>美術館では、市民アトリエ活動として、多種多様な造形活動を企画しているが、令和5年度については、参加者数が定員人数を下回っている回が多い。また、参加者については、中高年が主であり、宣伝広告媒体も紙面が主要なものとなっている。</p> <p>造形活動は、精神的・時間的な余裕がなければ取組めないため、ある程度、世代間の偏りが生じるのは仕方ないことかもしれない。しかしながら、参加者の約70%が50代以上であるという既存の傾向をよしとするか、若年層にも魅力的な活動を発信していくことができるかで美術館の将来性は大きく異なると考える。</p> <p>ここで、若年層に美術館活動の情報を効果的に発信するためには、ホームページの充実が欠かせない。現状の美術館のホームページでも、必要な情報は網羅されているが、プラスアルファの価値（見やすさ、申込みやすさ、行きたくなるような仕掛け）を求めるならば、まだ強化・改善できる余地があると感じる。<u>より視覚的に訴求力のあるデザインや、スマートフォンでの利用にも対応した画面、そしてSNSとの連携強化などを検討することが必要と考える。</u>また、<u>キャッシュレス決済と連携して、参加者の利便性を高めることも有効な手段である。</u></p> <p>現代では、ホームページは美術館の顔であり、集客の鍵を握る重要なツールとなり得る。<u>ホームページを、単なる情報発信ツールと捉えずに、美術館と来館者をつなぐコミュニケーションツールとして効果的に使用していくことが必要と考える。</u></p>	<p>アトリエ活動参加費のキャッシュレス決済連携や、電子フォームからの参加申込みなど、一部は対応している。また、今年度、わずかだが中学生の参加が増加している。市内の中学校部活動の地域移行は、文化系クラブも例外ではなく、その選択肢としての美術館の役割も期待されていることを感じている。</p> <p>ただし、若年層にとって高額の参加費は、複数回の参加が難しくなるため、活動内容にもより一層の配慮が必要である。</p> <p>現在の公式ホームページは、職員が作成したものであり、コミュニケーションツールとしての機能を十分果たしているとはいえず、デザインを含めてページの利便性を高めるには、ページをリニューアルするための費用が必要である。予算要求を行うとともに、市ホームページを有効に活用し、情報を広く発信する方法もあわせて検討する。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 郷土歴史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
416	養浩館管理費	意見	<p>備品の適切な管理について</p> <p>報告書に記載のとおり、固定資産台帳から漏れている備品が存在していた。固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿であり、所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものである。固定資産台帳は、財政状況を正確に把握するため、また、施設の維持管理、修繕、更新などの計画策定に不可欠な情報源であり、その不備は、施設管理の効率化や中長期的な視点からの計画立案を困難にする可能性がある。</p> <p>今回の資産は金額が少額とはいえるが、固定資産台帳への登録漏れは、他の資産の管理にも影響を与える可能性がある。<u>定期的な点検を行い、全ての資産が正確に記録されているか確認を実施することが必要と考える。</u></p>	台帳漏れとなっている備品の解消のため、養浩館庭園備品の点検・確認を行い、指摘のあった備品等の登録を改めて行った。
417	養浩館管理費	意見	<p>若者ボランティアの参加推進について</p> <p>養浩館庭園にとって、ボランティア団体の活動はなくてはならないものである。しかしながら、報告書に記載のとおりボランティア団体の年齢構成は大きく偏っており、20代以下が全体の1.3%であるのに対して、60代以上が全体の86.9%を占めている。また、30～50代の中堅世代のボランティア数も少ない。特に70代以上の世代が46.1%と半数近くを占めていることから、この世代がボランティア活動を引退した場合に、十分なボランティア人数の確保が難しく、ボランティア活動の質が低下することが想定される。</p> <p>養浩館庭園のボランティア活動を持続可能なものとし、知識及び活動内容を継承していくためには、若年層の参加を促進し、世代間の連携を強化することが不可欠である。<u>福井市としては、若者ボランティアの募集を大々的にアピールし、興味のある人材を取り込んでいくよう積極的に関与していくことが必要と考える。</u></p>	令和6年度末に高齢や仕事上の理由などから郷土歴史博物館ボランティアグループ「とねりの会」を退会されたのは9名、一方ボランティア養成講座「ミュージアムカレッジ」令和6年度（第22期）はここ数年では最多の受講者（約134名）が参加し、19名が修了、そのうち14名が「とねりの会」に入会した。
418	養浩館管理費	意見	<p>入園料等の改定検討について</p> <p>養浩館庭園の入園料等は、消費税率引上げ以外には開園時より改定されていない。福井市に確認したところ、養浩館庭園は市民全体の財産であるため、維持管理費用を入園料等で回収するという発想に、直結しないとの回答を得た。</p> <p>しかしながら、養浩館庭園の維持管理には毎年一定の金額が発生し、その収支は毎年20,000千円程度の赤字となっている。引き続き、経費削減に努めるとても、財政的な負担を考えると、入園料等の金額を維持することにも限界があるのではないかと考える。<u>受益者負担の原則に基き、施設の維持管理のコストを利用者に追加で負担してもらうことも、中長期的に検討していくことが必要と考える。</u></p>	条例で定める観覧料・使用料等の設定は、当庭園単独ではなく文化施設共通の問題として取り組むべきと認識している。社会の動向も見極めながら、適正な金額について検討していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 郷土歴史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
421	重要文化的景観保存活用事業	意見	<p>重要文化的景観保存についての各部署の連携と今後の方向性について</p> <p>越前水仙の文化的景観は、福井市の貴重な財産であり、その保全は緊急の課題となっている。郷土歴史博物館は、整備計画の策定など中心的な役割を担っているが、関係部署間の情報共有の環境が整備されていないことで、より効果的な保全活動の妨げとなっている可能性がある。</p> <p>各部署が個々に活動を行うのではなく、福井市全体で一元的な情報共有体制を構築し、連携を強化した方が、より効率的かつ効果的な保全活動が可能となると考える。</p> <p>また、当事業は、特定の担当者に依存しており、その人の能力や経験人脈が事業の成否を大きく左右している。この状況が続ければ、担当者の退職等、予期せぬ事態が発生した場合に、事業が中断してしまうおそれがある。<u>文化的景観の保存という特性上、属人化を避けがたい面があるとはいえ、福井市の事業としてより安定的な運営を確保するために、計画的に組織・運営体制の見直しを実施していくことが必要と考える。</u></p>	<p>令和6年3月に策定された「重要文化的景観 越前海岸の水仙畠 下岬の文化的景観整備計画」においても、整備の方策の1つとして「保存及び活用に必要な運営体制の構築」を掲げており、その中で観光文化スポーツ局内ののみならず、文化財保護課、農林水産部、建設部、景観・まちづくり部局との連携をうたっている。これに沿って情報共有と効果的な保全活動の推進をはかっていく。</p> <p>この整備計画の策定により事業推進の方向性が明確になったことから、今後の継続的・安定的な事業運営について、体制の検討を行う。</p>
425	歴史博物館管理費	意見	<p>積極的な多言語対応について</p> <p>郷土歴史博物館は、養浩館庭園隣という魅力的なロケーションにあり、今後さらなる外国人観光客の増加が見込まれる。そのため、多言語対応が不十分であることが、外国人観光客の満足度低下につながる可能性がある。</p> <p>対応できる人材と時間の不足という課題を解決し、より多くの訪問者を満足させるために、<u>多言語対応のホームページの作成や福井市国際文化交流大使(FCA)の積極的な活用等を通じて、誰が来館しても楽しめる施設づくりを実施していくことが必要と考える。</u></p>	<p>現在、スマホアプリによる常設展示室の多言語解説を行っているが、新たにFCAの取り組みとして、当館常設展の解説の英訳を進めている。これをもとに、常設展示解説パネルの英語併記を進めていきたい。</p> <p>また会期の限定される特別展等でも、作品名・時代・作者など、展示に関する最低限の情報の英訳を実施している。</p>
426	歴史博物館管理費	意見	<p>作品の適切な保管について</p> <p>高田博厚作の「宇野重吉胸像」等の作品は、福井市にとって貴重な文化的資産である。高田博厚作の作品については、美術館において適切な温湿度管理のもと保管されている。保管場所の問題があるにせよ、新文化会館の計画が不明瞭な中、郷土歴史博物館での保管も長期になっている現状を鑑みると、<u>本来所管すべき所属が、適切な保管環境下で管理することが必要と考える。</u></p>	<p>現在地下倉庫にて安置中の当該作品は現代作家による金属（ブロンズ）製で、元来無制御の空気環境で露出展示されていたものであり、収蔵庫にて厳密な温湿度管理が必要な資料とは異なるため、温湿度変化の少ない地下倉庫にて十分に適切に保管できているものと考えている。作品の将来的な活用については、所管課である文化振興課が責任をもって検討するという条件での保管である。</p>
427	歴史博物館管理費	意見	<p>観覧料等の改定検討について</p> <p>郷土歴史博物館の観覧料等は、消費税率引上げ以外には開館時より改定されていない。しかしながら、郷土歴史博物館の収支は毎年60,000千円超の赤字となっているだけでなく、今後、建物の老朽化に伴い、修繕費が増加することが見込まれる。</p> <p>博物館法の第23条には「原則無料」という規定が存在するが、引き続き経費削減に努めるとしても、財政的な負担を考えると、観覧料の金額を維持することにも限界があるのでないかと考える。<u>受益者負担の原則に基き、施設の維持管理のコストを利用者に追加で負担してもらうことも、中長期的に検討していくことが必要と考える。</u></p>	<p>条例で定める観覧料・使用料等の設定は文化施設共通の問題として取り組むべきと認識している。社会の動向も見極めながら、適正な金額について検討していく。</p> <p>その都度定めるとしている特別展の観覧料については、当館ではこれまでも展示の規模やかかった費用とのバランス、来展者アンケート結果等をもとに金額設定を行ってきた。近年は全国的に上昇傾向にあるが、一方で、展示の意義は多くの方に来展いただくこともある。今後も社会の動向を見極めながら慎重に金額設定を行っていく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 郷土歴史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
428	歴史博物館管理費	意見	<p>在庫の販売方法について</p> <p>郷土歴史博物館では、さまざまな販売物を制作し、販売しているが、思うように売れていないのが現状である。特に、過去に制作した図録等については、販売しきれず在庫として積みあがっているケースがある。長期間販売されない在庫については、商品としての価値が失われるおそれがある他、余分な保管の労力・費用が生じてしまう。今後は、精密な販売予測を立てたうえで、短期間で販売できるように販売物を制作していくことが必要と考える。</p> <p>また、販売手法の多様化についても検討していくべきである。<u>他施設での販売や図録のテーマにちなんだイベント実施時の販売等も積極的に実施していくことが必要である。</u>郷土歴史博物館では主要な販売物については、ホームページでのオンライン販売も実施しているが、そのオンライン販売についても、キャッシュレス決済ができない等、使い勝手がよいものとは言えない。<u>オンラインでの販売についても、積極的に改善を実施していくべきである。</u></p>	<p>博物館の図録やオリジナルグッズの売れ行きについては、社会的なブーム（仏像・お城・刀剣やアニメ・大河ドラマ・映画等）など外的な要因にも左右されることが多く、精密な販売予測を立てるのは難しいが、過去の販売実績を考慮しながら製作する数量を決めるなど、過剰な在庫を抱えないようにする工夫をしていきたい。</p> <p>他施設での販売やキャッシュレス決済導入については、これらにかかる事務的コストとのバランスを考慮して検討する。</p>
429	歴史博物館管理費	意見	<p>福井市清水郷土資料館の今後の方向性について</p> <p>福井市清水郷土資料館は、開館より39年が経過している（令和5年度時点）。「福井市施設マネジメント計画（平成27年3月策定）」では、安全性は問題ないが、老朽化が進みつつあり、機能・コスト面でも改善の余地がある施設として位置づけられている。福井市に確認したところ、歳出もなく安全性にも問題ないため、現状を維持しているが、今後、現状維持が難しくなった場合には、何らかの対応を検討していくかなければならないと認識しているとのことであった。</p> <p>福井市清水郷土資料館の今後のあり方については、地域の特性や住民のニーズを踏まえ、多角的な視点から検討していく必要がある。老朽化という課題を抱えながらも、地域にとって貴重な文化遺産であることも考慮した上で、存続させるのか、統廃合を進めるのか早めの意思決定を行うことが必要と考える。なお、「福井市施設マネジメントアクションプラン第2期（令和5年9月策定）」では、利用者が少数であるため、第2期中に、今後の方針を検討するとされている。</p>	<p>利用者数は少ないながらも地元小中学校の見学など一定のニーズはある、清水図書館が現状のまま運営される限りは存続してこれらのニーズに応えたい。</p> <p>清水図書館が移転する場合、通常の開館は難しくなるが、資料館の移転や改修などの対策には大きなコストが見込まれるため、休館・将来的な廃止を含めて検討する。</p>
431	歴史博物館運営費	意見	<p>名誉館長報酬の算出根拠について</p> <p>報告書に記載のとおり、郷土歴史博物館に貢献している名誉館長の報酬設定の詳細について、明文化されたものを確認できない状況にある。名誉館長が設置されてから約20年が経過しており、現状残っているのは、平成18年の就任時に作成された文書のみであるため、その当時の金額設定が適切であったか判断することが難しい。当時の別の博物館の名誉館長の報酬を参考に設定されているとのことであるため、金額的に世間の基準から大幅に乖離しているものではないと推察されるが、そもそも直接的な報酬の算出根拠に関する説明根拠が不十分な状態にあることは望ましくない。<u>報酬に関する透明性が欠如することで、博物館に対する信頼が損なわれる可能性もあるため、報酬額を設定した当初の検討資料等、説明できる資料を保管管理しておくことが必要と考える。</u></p>	<p>監査後、館長の引継ぎ資料の一つとして名誉館長設置当時の市長決裁にかかる文書を保存していたことが判明した。監査提出資料のほかに、全国の博物館・美術館における名誉館長の報酬について調査した資料を添付しており、これら他館の例と比較しても当館名誉館長の報酬水準の妥当性について十分説明できるものとなっており、引き続き説明資料として引継ぎ保管管理していく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 郷土歴史博物館

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
432	歴史博物館運営費	意見	<p>旧館時代の寄託資料についての契約の見直しについて</p> <p>報告書内で述べたように、旧館時代の永年寄託資料について、寄託期間契約の対象外となっているものがある。寄託期間を3年ごとに更新することによって、郷土歴史博物館と寄託者は、寄託資料の状況や保管責任を3年ごとに確認することができる。しかし、その期間が設定されていない資料については、定期的な確認が実施されないため、寄託者が転居したり、亡くなったりした場合に、適時に寄託者の情報変更を実施できず、寄託資料を寄託者に返却できない可能性が生じる。</p> <p>現在、旧館時代の永年寄託資料の中で、寄託者が紐付けられていない資料はなく、現在の契約に更新する手続きを進めている途中であるとのことである。しかし、移転よりすでに20年以上が経過しており、年々寄託者と連絡が取れなくなる可能性は高まっている。<u>なるべく迅速に手続きを進めていくことが必要と考える。</u></p>	永年寄託となっている資料については、適宜3年毎更新の有期寄託契約への変更を進めていく。
435	歴史博物館資料収集保存費	意見	<p>資料購入について</p> <p>報告書に記載のとおり、郷土歴史博物館では、資料購入の実績がなく、郷土歴史博物館に保管されている資料は、寄贈されたものか寄託されたものとなっている。博物館法第三条一項では、博物館は、実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する事業を実施することと定められている。すなわち、資料の収集は、博物館の事業の大きな柱であり、コレクションの質が郷土歴史博物館の魅力を左右するといつても過言ではない。</p> <p>郷土歴史博物館は、地域の歴史にとって重要な資料を後世に伝える役割を担っている。寄贈や寄託された資料も貴重ではあるが、博物館法が定める「資料を豊富に収集する」という目的をより深く達成し、郷土歴史博物館にもっと興味を持っていただき、来館者数を増やしていくうえでも、魅力的で集客力のある資料を購入することも必要と考える。</p>	福井市において是非入手・公開すべき重要資料を発見した場合や市場に出た場合には、購入を検討すべきと考えている。
436	歴史博物館資料収集保存費	意見	<p>福井市歴史博物館基金の活用について</p> <p>福井市歴史博物館基金は、設置から今まで、一度しか使用実績がなく、また、その処分について条例でも明確に規定されていない。基金の設置目的は、歴史に関する関心を高め、学術及び文化の発展に寄与することであるが、取扱いが硬直化されていることで、その目的が達成しにくい状況にあるのではないかと考える。</p> <p><u>どのような場合に基金を使用するのかを予め明確にしておくことで、基金を有効に活用していくことが必要と考える。</u></p>	基金の運用益についてはこれまでも資料の修理等、毎年有效地に活用している実績がある。基金の処分（取り崩し）については、福井市歴史博物館基金条例第5条にて規定している。基金設置の目的に鑑み、必要があれば市長と協議し、条例・規則等の規程に則り事業を実施していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 郷土歴史博物館

意見				
頁	項目	区分	概要	詳細
439	歴史博物館教育普及費	意見	<p>アンケート結果の集計及び分析について</p> <p>報告書に記載のとおり、郷土歴史博物館は、子どもたちの心を捉え、将来のファンを育むため、様々な教育普及事業に取り組んでいる。その中で、教員に実施し回収しているアンケート結果は、これらの取り組みの成果を測る貴重な指標となり得る。</p> <p>しかし、現状ではアンケート結果の集計・分析が十分に行われていないため、各教員の貴重な意見が活かされず、今後の事業改善に繋げられていない。アンケート結果を丁寧に分析することで、子どもたちがどの展示に興味を示したのか、どのような活動を楽しんだのかといった具体的なデータを得ることができる。これらのデータを基に、より魅力的な教育プログラムを開発し、子どもたちの学習意欲を高めることができる。<u>今後、アンケートの結果については、適切に集計・分析し、活きた声を事業に反映させていくことが必要と考える。</u></p>	<p>学校利用にかかるアンケート回答についても集計・分析を行い、小中学校教諭との情報・意見交換の場である「活用検討委員会」等で結果を議論・検討していく。</p>
442	歴史博物館企画展事業	意見	<p>企画展の適切な目標値設定について</p> <p>郷土歴史博物館は、年に数回企画展を実施しており、企画展事業観覧者数を事業の成果を測る指標として設定している。しかしながら、事業観覧者数には、各企画展の特性等は織り込まれておらず、一律に200人/日と設定されている。そのため、各企画展のテーマや内容、広報活動の充実など、様々な要因によって大きく異なる集客力を見過ごしてしまう可能性がある。例えば、人気の高い歴史人物をテーマとした企画展であれば、200人/日を大きく上回る集客が見込める一方で、専門性の高いテーマの企画展では、目標達成が難しいケースも考えられる。このように、企画展ごとに異なる特性を考慮せず、一律の目標を設定することは、事業の成果を正確に評価するまでの障害となるだけでなく、職員のモチベーション低下にもつながるおそれがある。</p> <p>そのため、<u>今後企画展については、企画展ごとに異なるテーマや内容、ターゲット層を設定し、それに合わせた集客目標を適切に設定することが必要と考える。</u></p>	<p>特別展の観覧者数に影響を与える要素は、テーマ・内容が大きな比重を占めるが、ほかにも目玉となる資料、世間におけるさまざまな流行現象、会期中の天候等に大きく影響を受ける。また、同じ資料の展示でも切り口の違いによって世間の注目度合が相當に変化するものと認識している。こういったことから、事前に企画展ごとに適切な集客目標を設定することは至難であると感じている。</p> <p>ただし、ターゲットとする年齢層などを設定し、広報戦略を立て、アンケート等で当該層からの反応を検証することは今後の事業運営にも有益なデータとなると思われる所以、実施していきたい。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課（旧：しごと支援課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
443	障がい者雇用促進事業	意見	<p>企業や障がい福祉サービス事業者向けの支援について</p> <p>運営の工夫等によりセミナー参加者は増加傾向にあるが、現状は、福井市が、障がい者を個別に支援する形式での事業となっている。障がい者の雇用促進という目的に向けて、より効果的な取り組みを検討する余地があると考える。</p> <p>障がい者雇用が進まない大きな要因として、雇用する企業側の理解や体制が不十分であることが挙げられる。福井市も、福井労働局や福井県と共同で障がい者雇用推進セミナーを開催するなど、企業側への働きかけも行っているが、<u>各企業における具体的な課題の解決を支援する</u>、より踏み込んだ取り組みを行うことが効果的と考える。例えば、障がい者に担当してもらう業務をどのように設定すべきか、職場環境や管理体制などをどのように整備すべきかなど、その企業の実情に応じたアドバイスを行うことが考えられる。</p> <p>また、障がい福祉サービス事業者に対する働きかけを行うことも効果的と考える。セミナーや障がい者を雇用する企業の見学会などを開催し、企業のニーズや実際の就労環境を理解してもらうことにより、就労に関する支援力向上を図ることなどが考えられる。</p> <p><u>障がい者の雇用を促進するため、障がい者を支援するのみではなく、企業、障がい福祉サービス事業者など、関係者の環境を整備する取り組みを進めることも効果的と考える。</u></p>	雇用情勢をヒアリングしている中小企業雇用促進相談員が企業を訪問する際、障がい者雇用に関する各種支援制度（トライアル雇用【労働局】、就労促進事業案内【市障がい福祉課】、雇用伴走支援【県】）を紹介し、活用を働きかけている。
447	障がい者雇用促進事業	意見	<p>障がい福祉課との連携強化について</p> <p>障がい者の雇用促進という目的に関して、商工労働部しごと支援課と福祉健康部障がい福祉課の2つの部署がそれぞれで事業を行っており、連携は限定的である。しごと支援課は企業との連携や企業の就労環境、企業への就職活動などに関する知見に強みがあり、障がい福祉課は障がい者及び障がい福祉サービス事業者等とのつながり、障がい者に関する理解が強みである。それぞれの強みを生かして、<u>より一体となって事業を行うことが効果的である</u>と考える。</p>	商工労政課（旧：しごと支援課）は、障がい福祉課が設置する福井市障がい者自立支援協議会の就労支援部会に参加し、障がい者雇用の啓発及び就労支援において連携体制を取っている。令和6年度からは就労支援事業所の合同説明会と商工労政課主催のワークフェアを併せて開催するなど、連携を深めているが、より一体となって事業を進められるように今後も取り組む。
450	多様な人材発掘事業	意見	<p>若年・就職氷河期世代の支援に関する施策の検討について</p> <p>福井労働局や福井県が中心となって氷河期世代への対応を行う中で、福井市が行う事業は小規模なものとなっている。福井労働局や福井県との連携を強化し、福井市としての役割を明確にし、必要な施策を検討することが必要と考える。</p> <p>なお、福井市としては、どこにも相談に行けていない人を掘り起こすことが重要であり、どのようにそのような人へアプローチするかが課題、と考えている。福井市が多様なルートで積極的に広報、呼びかけを行うとともに、<u>ひきこもりや生活困窮者の支援を行う福祉健康部福祉総合相談室や民間団体等と連携するなどにより、具体的な取り組みを進めていく</u>ことが必要と考える。</p>	若者・就職氷河期世代の支援については、福井労働局や若者サポートステーションが主な相談窓口となっていることから、福井市は、広報誌やHPを通じて、相談機関や相談の機会について周知広報していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課（旧：しごと支援課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
450	多様な人材発掘事業	意見	<p>外国人労働者に関する施策の検討について</p> <p>企業での外国人労働者の雇用が進み、その数が増加する状況において、企業・労働者の双方において、様々な悩み、課題が生じていることが推察される。今後、技能実習生制度から育成就労制度への移行などに伴い、さらに外国人労働者が増加し、人材の流動化も進むことが予想される。</p> <p><u>福井市として、企業・外国人労働者のそれぞれがどのような状況にあり、どのような課題があるのかを把握し、福井市として実施すべき施策を継続的に検討していくことが必要と考える。</u></p>	<p>外国人労働者については、市内企業においても増加しており、受入を支援する必要があることから、企業を対象とした外国人材雇用・労務セミナーを開催する。</p> <p>また、県の外国人材受入サポートセンターと連携し、企業や外国人労働者の実態について情報共有を図り、必要な施策について協議していく。</p>
451	多様な人材発掘事業	意見	<p>成果指標の見直しについて</p> <p>当該事業の目的は、高年齢者、若年・就職氷河期世代、子育てママなど多様な求職者の就職を実現させることにより、雇用の安定化と地元企業の人材の確保を図ることである。現状の「参加者数」の指標は、どれだけ事業に参加があったかという活動状況を示しており、事業によりどれだけ効果があったか、目的が達成できたか、を評価することはできない。そのため、<u>目的の達成状況を示す成果指標を設定することが必要と考える</u>。例えば、高齢者を活用する企業の割合、若者・氷河期世代の正規雇用率、などが考えられる。</p>	<p>成果指標について、高年齢者雇用に関するセミナーの参加者向けアンケートの結果や子育てママのための就職説明会における参加者への後追い調査の結果などの数値について、活用できないか考えていく。</p>
454	U・Iターン就職促進事業	意見	<p>関係者との連携等による効果的な事業の実施について</p> <p>福井市は大学生U・Iターン就職促進事業や社会人U・Iターン就職促進事業について、毎年度、事業の結果及び課題を分析し、柔軟に事業内容の見直しを行っており、適切に事業の管理が行われているものと評価できる。</p> <p><u>今後、より効果的にU・Iターン就職を促進するためには、関係者との連携を一層強化し、また、関係者の取り組みを支援することが重要と考える</u>。例えば、次のような取り組みが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U・Iターン施策を重視する福井県や他市町との連携を強化、共同で事業を行うなどにより、全国から注目されるような事業を実施し、情報発信力を高める。 ・U・Iターン就職に積極的な企業（U・Iターンの採用枠を設ける、U・Iターン者向けの説明会を行う、オンライン面談を行うなど）の取り組みを支援する。 ・大学との連携を強化し、学生向けの情報発信を強化する。 ・SNSを単なるイベント情報の掲示板としてではなく、継続的かつ魅力あるコンテンツの提供、コミュニケーションのツールとして活用し、登録者・閲覧数を増加させ、情報発信力を強化する。 <p>なお、U・Iターン就職の促進は、短期的に大きな成果を得ることは難しく、中長期的な視点で、試行錯誤しながら地道に事業を行っていくことが必要と考える。<u>引き続き、事業の有効性や費用対効果などを評価しつつ、事業を見直しながら推進していくことが必要と考える</u>。</p>	<p>U・Iターン就職促進事業について、民間の求職サイトを活用する学生が多い中、市主催の事業に学生を集めることが難しくなっている。学生の動向を注視しつつ、大学等関係機関と連携し、事業を見直しながら柔軟に事業を進めていく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課（旧：しごと支援課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
457	福井で働く魅力発信事業	意見	<p>教育委員会と連携したキャリア教育の推進について</p> <p>本事業は、大学進学を予定している高校生に福井市の企業の魅力を伝え、地元企業で働く意識を醸成させることを目的としている。福井市の広報等の努力により参加者数は増加し、目標数も達成しているが、効果としては高校生20名程度に市内企業の魅力を伝えたに留まる。より多くの子供達が早期より市内企業の魅力を知り、将来の選択肢の一つとして考えることは重要であり、事業の対象者を拡げるなどにより、本事業の効果をより大きなものとすることを検討することが必要と考える。しごと支援課単独の事業では、規模や周知に限界があるため、学校におけるキャリア教育の一環又は延長として実施するなど、市教育委員会及び県教育委員会と連携した事業とすることが考えられる。</p> <p>なお、本事業は、多くの児童・生徒が自分の将来について考え、企業や仕事に対する関心を持っている環境において効果を発揮するものと考える。そのような環境を醸成する上で、キャリア教育が果たす役割は極めて大きい。現状においても市教育委員会は、福井市キャリア教育連絡協議会を設置し、経済団体やしごと支援課などと連携しながらキャリア教育に取り組んでいる。</p> <p>しかし、福井市の産業労働政策の観点からも、キャリア教育が一層効果的に推進されることが重要であり、商工労働部はその計画や実行においてより積極的に関与すべきものと考える。</p> <p>また、企業や地域の参加を拡げ、様々な民間の取り組みを支援し、社会全体でキャリア教育を進める環境を構築する役割を担うことも重要である。</p>	<p>本事業については、効果をより大きなものとするため、県内の全ての高校生に配布されるタブロイド紙「ふくいお仕事図鑑」に取組を掲載している。これにより、事業に参加できなかつた高校生も、企業訪問ツアーや追体験することで、福井の企業の魅力を知ることにつながっている。</p> <p>なお、本事業の実施にあたっては、県教育委員会の協力を得た上で、参加者募集の広報を図っているところであり、商工労働部によるキャリア教育へのより一層の関与については、今後、課題を整理していきたい。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課（旧：しごと支援課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
459	福井で働く魅力発信事業	意見	<p>「ふくいおしごとネット」の役割の見直しについて</p> <p>「ふくいおしごとネット」には多様な機能があるが、企業情報の提供及び求人情報の提供の機能については、掲載されている情報の内容、量ともに十分ではない。企業情報については、多くの企業が自社Webサイト等による情報発信を行っており、また、求人情報については、ハローワークや民間サイトの情報が充実する中で、企業側も求職者側も「ふくいおしごとネット」の機能を活用しているとは考え難い。</p> <p>福井市としては、「ふくいおしごとネット」の情報発信、企業向けダイレクトメール機能を中心に活用しているとのことであった。それらの機能に特化するのであれば、現状のシステムは過大な機能を有していることになり、活用している機能に見合わない運用・保守等のコストを負担している可能性がある。商工振興課においては、特別なシステムは使用せず、福井市のホームページ及びマーリングリスト等により同様の情報発信を行っている。<u>現状のシステム・機能を維持することが適当であるか、検討が必要と考える。</u></p> <p>なお、次の事項についても併せて検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しごと支援課と商工振興課のそれぞれで企業向けのダイレクトメール、メール配信サービスを有しているため、企業はそれぞれへの登録が必要となっている。<u>両方の情報を希望する企業も多いと想像するため、登録、管理、機能の共通化を検討すべき。</u> ・企業情報の発信や求職情報の提供は、<u>福井県が運営する就職情報サイト（291JOBS）</u>と重複している。<u>情報を登録・管理する企業の手間や、利用者の利便性の観点から、統合・共通化を検討すべき。</u> ・助成金等の情報入手先として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「J-Net21」や民間補助金サイトも活用されている。<u>有用な情報発信の一つとして、そのようなサービスに積極的に情報登録することを検討すべき。</u> 	「ふくいおしごとネット」については、令和6年度末で廃止し、企業情報、各種支援制度、イベント等の情報発信については、県の就職情報サイト「291JOBS」を利用することとした。
459	福井で働く魅力発信事業	意見	<p>企業の魅力発信やインターンシップ開催に関する支援について</p> <p>セミナーへ参加可能な企業、コーディネーターを派遣できる企業の数は限られてしまうため、より多くの企業が積極的な取り組みを行うことを後押しする施策が必要と考える。</p> <p>例えば、福井市が、企業の魅力発信やインターンシップ開催等に関する動画やマニュアルを作成、公表し、企業の自主的な取り組みの参考にしてもらうことが考えられる。また、魅力発信やインターンシップ開催などに関して、企業がコンサルタントを活用した場合の費用や、インターンシップ開催に関する費用を支援するようなことも考えられる。</p>	企業の魅力発信やインターンシップ開催支援について、企業の実情に応じた伴走支援は必要であると考える。今後は、より多くの企業が自主的に取組を進めるられるような施策についても、検討していく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課（旧：しごと支援課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
463	福井市シルバー人材センター支援事業	意見	<p>補助対象経費の適正性の確認について</p> <p>福井市の補助金に関しては、福井市自身がその適正性を確認する責任を負っている。担当課においては、補助対象経費が妥当であるかなど、十分に確認を行い、心証を得た上で、補助金の交付を行うことが求められる。<u>証憑の確認、人件費・経費の使用実態等の確認を行うことが必要</u>と考える。</p>	市補助金については、補助対象経費の適正性を確認とともに、人件費・経費の使用実態等についても、支払証拠書類等を確認した上で、補助金を交付していく。
464	福井市シルバー人材センター支援事業	意見	<p>要綱の記載等の見直しについて</p> <p>補助金による取得財産の処分制限について、要綱の記載と福井市担当者の認識とに相違がある。<u>福井市及び補助金受給者の認識に齟齬が生じないよう、要綱の記載を見直すことが必要</u>である。</p> <p>また、現状の要綱の記載は次のような点も明確ではないため、見直す必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取得財産等」が補助金により取得した財産に限定されるか否か ・「重要な器具」の定義 ・車両、構築物、建物附属設備、ソフトウェア等が対象であるか否か ・耐用年数を超過した場合の承認が必要であるか否か <p>さらに、<u>福井市の補助金は、市規則に基づき、全ての補助対象財産の処分を制限することを基本とする一方で、シルバー人材センターに対する補助金においては、制限の対象を「50万円を超える機械及び重要な器具」に限定している</u>。対象を限定する理由は、制限の対象となる財産が多いと事務が煩雑となるため、とのことであったが、現状で50万円以下の補助対象財産は20件程度であり、市規則による基本的な取り扱いであっても、事務に大きな影響がないものと考える。<u>市規則の趣旨を尊重し、要綱で制限の対象を限定しないことも検討すべき</u>と考える。</p> <p>なお、補助対象財産の管理に関して、現状では、福井市は使用状況等の確認は行っていないとのことであるが、<u>定期的にシルバー人材センターから使用状況の報告を受けることや、福井市が現物確認することを検討すべき</u>と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「取得財産等」が補助金により取得した財産に限定されるか否か ・「重要な器具」の定義 ・車両、構築物、建物附属設備、ソフトウェア等が対象であるか否か ・耐用年数を超過した場合の承認が必要であるか否か <p>については、福井市シルバー人材センター財務規程内に定められているため、要綱には明記しない。</p> <p>補助金による取得財産の処分制限について、制限の対象を限定しないよう、要綱を改正した。</p> <p>また、補助対象財産の管理に関して、シルバー人材センターから使用状況の報告を受けるとともに、現物の確認することとした。</p>
466	技能継承事業	意見	<p>継承されるべき技能の明確化とその魅力発信について</p> <p>福井市内に多様な技能・職種がある中で、技能功労者表彰、パネル展、フェスタ等で紹介できる技能は限られる。福井市内の技術の継承という目的のためには、<u>福井市として継承されるべきと考える技能・職種を明確にし、それらの魅力を発信していく取り組みも必要</u>と考える。</p> <p>そのためには、<u>キャリア教育やふるさと教育を推進する市及び県の教育委員会との連携</u>も重要である。魅力ある技能・仕事が市内に多くあることを認識し、将来の選択肢として考えてもらえるよう、学校でのキャリア教育などで活用してもらえるコンテンツを作成することが効果的であると考える。</p>	<p>技能の継承については、まずは技能に関心を持ってもらうことが重要であると考え、ものづくりフェスタを開催し、職人の技の実演や体験を通じて、技能職の魅力を広く市民に伝えている。</p> <p>また、キャリア教育プログラムに、職人の技を体験するプログラムを入れ、小中学生に技能に触れる機会を提供しているが、関係団体と連携し、さらに多くのプログラムを入れることができないか検討していく。</p>

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課（旧：しごと支援課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
467	技能継承事業	意見	<p>成果指標の見直しについて</p> <p>本事業は、卓越した技能を持つ職人が福井市内にいることを周知し、後継者の育成と技術の継承を図ることを目的としている。「パネル展巡回数」の指標は、福井市としての事業活動の状況を示すものではあるが、事業によりどれだけ効果があったか、目的が達成できたか、を評価することはできない。そのため、<u>目的の達成状況を示す成果指標を設定することが必要と考える。</u></p> <p>例えば、担い手不足となっている業種での「職人の数」や、「技能功労者表彰の認知度」といったものが考えられる。</p>	成果指標について、ものづくりフェスタの来場者数など、目的の達成状況を示す成果指標を設定することを検討する。
472	労働者等融資事業	指摘	<p>労働者福祉増進資金の必要性の再検討について</p> <p>福井市の資金を預託金として拠出するのであれば、市民が一般融資よりも有利な条件で融資を受けられる、融資が受けやすくなる、といった効果が明確にあるべきものと考える。しかし、労働者福祉増進資金については、福井市が預託金を拠出しているにもかかわらず、融資条件は一般向けと同一であり、市民が明確な恩恵を受けている状況は確認できない。</p> <p>福井市の担当者からは、変動金利において、通常であれば利率が上がるところを据え置く等の措置が可能となっている、との説明があったが、実際にそのような措置が取られ、市民が恩恵を受けているかどうかは確認されていない。</p> <p>また、福井市が預託金を拠出することにより、取扱金融機関の融資利率が他行より低く抑えられていれば効果があるものと考えている、との説明もあったが、福井市の預託金は市内向け融資残額の0.1～0.2%程度であり、一般向け融資の利率に与える影響は極めて限定的と思われる。加えて、他市町は同制度の預託金は拠出しておらず、福井市単独の拠出金により、他市町の住民も恩恵を受ける一般向け融資の金利引き下げ効果を期待することには違和感がある。</p> <p>労働者福祉増進資金は、現状では、市民を支援する制度融資としての性格は薄く、また本融資に関して福井市から拠出する預託金の額は毎年固定であり、金融機関の運営を支援する融資的な性格が強いものになってしまっていると考える。<u>本預託制度により市民が享受する利益は少なく、その必要性を再検討すべきである。</u></p>	<p>労働者福祉増進資金への預託については、取扱金融機関と協議し、次のことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井市民だけが恩恵を受ける融資制度を設けることは難しい。 ・福祉増進資金預託金がなくても、取扱金融機関における融資プランの利率には影響はない。 <p>以上のことから、労働者福祉増進資金は、市民を支援する制度融資としての性格は薄く、本預託制度により市民が享受する利益は少ないため、令和7年度をもって終了とした。</p>
472	労働者等融資事業	意見	<p>福井市からの直接的かつ積極的な広報について</p> <p>福井市のホームページ、ふくいおしごとネットによる周知は、市民が能動的に検索をしなければ情報を得ることができない。北陸労働金庫の店舗では、福井市の制度融資のチラシ等が目に付くところに設置されてなく、積極的に周知はされていないと感じる。</p> <p><u>市民の目に留まるよう情報を発信することが必要であり、年度ごと、少なくとも制度変更や金利改定のタイミングで、福井市の広報誌などを活用し、積極的に周知を図るべきと考える。</u></p>	労働者向け融資制度については、周知広報に力を入れるよう当該金融機関に依頼し、市民への積極的な情報発信に努めていく。

令和6年度 包括外部監査結果に対する措置報告

監査テーマ「商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について」

対象所属：商工労働部 商工労政課（旧：しごと支援課）

頁	項目	区分	意見	詳細
			概要	
478	魅力ある職場づくり推進事業	意見	<p>国・県との連携強化等による効果的な施策の検討について</p> <p>ワークライフバランスの実現や男女共同参画が推進される中、本事業の奨励金を受給した企業は少数にとどまり、制度が有効に機能したとは言えない。奨励金の利用が低迷した要因の一つとして、制度の周知不足が考えられる。国や県との連携を含め、周知を十分に行うべきであったと考える。また、奨励金の額が少なく、注目されなかったことも利用が低迷した要因として考えられる。本制度自体は既に終了しているが、今後の施策設計・実施に際しては、これらの要因を十分に考慮すべきである。</p> <p>なお、男性育児休業や介護休業等は、まだ十分に活用されているとは言えず、引き続き利用拡大に向けた施策が必要と考える。<u>福井市は奨励金という形での支援制度を終了したが、国や県との連携を密にし、有効な施策を進めていくことが必要と考える。</u></p>	雇用情勢をヒアリングしている中小企業雇用促進相談員が企業を訪問する際、国や県のワークライフバランスに関する支援制度について周知しているところであるが、企業とのヒアリングを通じて、必要な支援については検討していきたい。
479	魅力ある職場づくり推進事業	意見	<p>女性活躍促進課との連携について</p> <p><u>しごと支援課と女性活躍促進課は、観点の違いはあるものの、重複又は密接に関連するテーマを取り扱っている。</u>現状においては、共同で事業を行うようなことは少なく、それぞれで事業を進めている状況にある。<u>それぞれの知見、強みを生かし、より効果的に事業を推進するため、共同で事業を実施するなど、連携・調整を強化することが必要と考える。</u></p>	女性活躍促進課と商工労政課（旧：しごと支援課）は、職場環境の整備等に関する事業について、互いに周知広報し連携している。今後は、共同で事業を進めることも検討し、働きやすく、魅力ある職場環境づくりを推進していく。
479	魅力ある職場づくり推進事業	意見	<p>成果指標の見直しについて</p> <p>本事業の目的は、働きやすい職場環境の整備や各企業における働き方改革を促進することである。現状の指標は、福井市による支援の状況、事業への参加状況を示すものであり、どれだけ効果があったか、目的が達成できたか、を評価することはできない。そのため、<u>目的の達成状況を示す成果指標を設定することが必要と考える。</u></p> <p>例えば、育休取得率・介護休業取得率、有給休暇取得率、平均超過勤務時間などが考えられる。</p>	成果指標の見直しについて、各種休暇取得率など、目的の達成状況を示す成果指標を設定することを検討する。